

平成19年第1回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成19年3月2日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成19年3月2日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 施政方針演説
- 第6 議案第1号から議案第76号
- 第7 請願第1号から請願第8号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（54名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	欠員
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	岩崎隆寿君	22番	高野庄嗣君
23番	中村良夫君	24番	石塚一雄君
25番	若林直樹君	26番	田中文夫君
27番	金子健治君	28番	村川四郎君
30番	名畑清一君	32番	金山教勇君
33番	臼木善祥君	34番	渡邊庚二君
35番	佐藤孝君	36番	金光英晴君
37番	葛西博之君	38番	猪股文彦君
39番	川上龍一君	40番	本間千佳子君

4 1 番	大	場	慶	親	君	4 2 番	本	間	武	雄	君
4 3 番	根	岸	勇	雄	君	4 4 番	牧	野	秀	夫	君
4 6 番	熊	谷		実	君	4 7 番	本	間	勇	作	君
4 8 番	祝		優	雄	君	4 9 番	兵	庫		稔	君
5 0 番	竹	内	道	廣	君	5 1 番	岩	野	一	則	君
5 2 番	渡	部	幹	雄	君	5 3 番	浜	口	鶴	藏	君
5 4 番	大	澤	祐 治	郎	君	5 5 番	肥	田	利	夫	君
5 6 番	加	賀	博	昭	君	5 7 番	金	子	克	己	君
5 8 番	梅	澤	雅	廣	君						

欠席議員（3名）

2 9 番	高	野	正	道	君	3 1 番	志	和	正	敏	君
4 5 番	近	藤	和	義	君						

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高	野	宏 一 郎	君	助 役	大	竹	幸	一	君
助 役	親	松	東 一	君	総 務 部 長	大	藤	英	夫	君
企 画 財 政 長	中	川	義 弘	君	市 民 環 境 長	粕	谷	達	男	君
福 祉 保 健 長	末	武	正 義	君	産 業 観 光 長	川	島	雄 一 郎		君
建 設 部 長	佐	藤	一 富	君	総 務 部 長 (総 務 課 長)	佐	々 木	正 雄		君
企 画 財 政 部 長 (財 政 課 長)	山	本	充 彦	君	市 民 環 境 部 長 (環 境 課 長)	大	川	剛 史		君
福 祉 保 健 部 長 (高 齢 福 祉 課 長)	藤	井	武 雄	君	産 業 観 光 部 長 (観 光 課 長)	伊	藤	俊 之		君
産 業 観 光 部 長 (農 業 振 興 課 長)	児	玉	剛	君	建 設 部 長 (建 設 課 長)	渡	辺	正 人		君
防 災 管 財 長	榎		恵 博	君	企 画 振 興 長	金	子		優	君
市 民 課 長	清	水	俊 英	君	水 道 課 長	田	畑	孝 一	雄	君
教 育 長	渡	邊	剛 忠	君	教 育 次 長	鹿	野		雄	君
教 育 委 員 会 長	児	玉	功	君	教 育 委 員 会 長 (教 生 課 長)	坂	本	孝 明		君

教育委員会 社会体育部長 課長	平	間	俊	雄	君	選管・監査 事務局局長	菊	地	賢	一	君
農業委員会 事務局局長	山	本	真	澄	君	消 防 長	渡	辺	与	四 夫	君
情報政策 課長	小	橋	敞	膺	君	税 務 課 長	早	藤		良	君
保健医療 課長	三	浦	洋	一	君	水 産 課 長	藤	井	伸	夫	君
商工課長	木	下	良	則	君	下水道課長	駒	形	準	三	君
文化振興 課長	石	塚	秀	夫	君						

事務局職員出席者

事 務 局 長	山	田	富	巳	夫	君	事務局次長	池		昌	映	君
議 事 係 長	中	川	雅		史	君	議 事 係	松	塚	洋	樹	君

午前１０時００分 開会・開議

○議長（梅澤雅廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は54名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第１回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（梅澤雅廣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、17番、小杉邦男君及び39番、川上龍一君を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（梅澤雅廣君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

岩崎議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。今期定例会の会期日程についてご報告いたします。お手元に配付の３月定例市議会会期日程をごらんください。

本日３月２日、本会議。この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行い、本会議終了後、議会報特別委員会です。

来週月曜日５日は、各会派の代表質問であります。

翌６日及び７日は先議案件の委員会審査となり、７日には委員会終了後、各派代表者会議を開催します。

来週８日木曜日から翌週の15日までの１週間が一般質問となります。質問者は22名です。

８日の一般質問初日は、質問終了後、直ちに先議案件、補正予算の採決を行います。

また、15日木曜日の一般質問最終日には質問終了後に追加議案が上程されます。

16日は、各派代表者会議と各特別委員会となります。

19日月曜日から23日金曜日まで委員会審査を行い、26日月曜日は午前10時から議員全員協議会、その後各派代表者会議並びに午後には各常任委員長報告の配付となります。

そして、翌27日火曜日が最終日となります。最終日の本会議は、午後２時の開会とします。

会期は26日間となります。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から３月27日までの26日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、会期は26日間と決定いたしました。

○議長（梅澤雅廣君）　ここで、閉会中の議員の辞職許可について報告をいたします。

去る１月４日、稲辺茂樹君から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により同日これを許可いたしましたので、ご報告をいたします。

次に、稲辺茂樹君の議員辞職に伴い欠員となった議会運営委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の後任委員として、議会運営委員には志和正敏君、議会報編集特別委員には島倉武昭君を佐渡市議会委員会条例第８条第１項の規定に基づき、１月18日にそれぞれ指名いたしましたので、報告いたします。

日程第３　諸般の報告

○議長（梅澤雅廣君）　日程第３、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第４　行政報告

○議長（梅澤雅廣君）　日程第４、行政報告並びにその他の報告事項について一括して市長から報告を求めます。

高野市長。

〔市長　高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君）　おはようございます。それでは、議長のお許しを得て市議会行政報告を申し上げます。

平成19年第１回市議会定例会に当たりまして、平成18年第５回市議会定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。初めに、長岡市との集客プロモーションパートナー都市協定の締結についてご報告いたします。佐渡市と長岡市の間で共同でイベント等を実施し、対外的に観光ＰＲを行っていくことを目指して、集客プロモーションパートナー都市協定の調印式を１月９日に長岡市において行いました。これは、昨年５月19日に上越市と締結した協定に続くもので、広域的な連携による観光誘客の推進という共通認識のもと今回の協定締結の運びとなったものであります。今後この協定に基づき両市が共同で地域の魅力の洗い出し、首都圏でのイベントの共同開催やＰＲ活動の推進を図るなど、観光客の増加に結びつけたいと考えております。

次に、頑張る地方応援プログラムに係る安倍首相との意見交換会についてご報告申し上げます。去る１月16日に首相官邸で頑張る地方応援プログラムの取り組みの一つとして全国６市町村長と安倍首相との意見交換会があり、出席してきました。この取り組みは、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し地方交付税等の支援措置を講じるというもので、初めて全国から特色のある市町村を選び、安倍首相との意見交換会を行ったものであります。佐渡市としては、トキの野生復帰に向けた環境保全やユネスコ世界遺産登録へ向けての取り組みなど、美しく環境に優しい島づくりについて発言させていただきました。

次に、総合型地域スポーツクラブの設立についてご報告いたします。県下で24番目、佐渡で最初の総合

型地域スポーツクラブ、元気トキめきクラブが2月18日に設立されました。このクラブは、いつでもどこでもだれもが継続的にスポーツに親しめる環境をつくるため、地域住民が主体となって運営や管理を行う地域に根差した複合スポーツクラブであります。設立の準備は、真野地区スポーツクラブやジュニアスポーツクラブ、地区体育協会等々が母体となって行ってきましたが、今後は元気トキめきクラブ自らがさらに活性化を図りながら活動の輪を広げるとともに、自主運営できるような環境を整えて、生涯スポーツ社会の実現に貢献することが期待されるものであります。

次に、佐渡市ほう賞の実施についてご報告いたします。昨日3月1日、合併から丸3年を迎えるに当たり、佐渡市では民生委員、保護司、学校医、交通安全指導員など長年献身的に活動が続けられてきた方々、また歴史や文化、スポーツにおいて模範となるべき功績や活躍をされた方々など、個人10名及び1団体を表彰いたしました。今後も市勢の進展や産業の振興、文化の向上、福祉の増進などに多大な功績のあった者、市民の模範となる活躍をされた方などの表彰を行ってまいりたいと考えております。

次に、平成18年度の建設工事等の入札等の状況についてご報告いたします。平成19年1月末現在の発注総数は1,015件、117億820万円、内訳といたしまして工事では765件、106億4,746万4,000円、工事関連の委託業務で10億6,073万6,000円であります。このうち12月定例会報告後の状況は335件、42億949万9,000円、工事で282件、40億2,270万5,000円、工事関連委託業務で53件、1億8,679万4,000円であります。

最後に、火災発生件数及び救急出場等について、12月から1月末までの間の状況をご報告いたします。まず、火災発生件数であります。12月に5件、1月5件の計10件で、種類別では建物が5件、車両2件、その他3件でありました。救急出場件数は、12月に189件、1月244件の計433件で、種類別では多いものから急病307件、一般負傷57件、転院搬送28件などとなっています。救助出動件数は、12月3件、1月8件の計11件で、種類別では交通事故9件、水難事故2件でありました。以上で報告を終わります。

続いて、報告事件のご説明を申し上げます。報告第1号の専決処分報告につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上で報告事件についての説明を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの市長の報告に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

日程第5 施政方針演説

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、市長より施政方針演説を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 市長のお許しを得まして平成19年度施政方針を申し上げます。

平成19年度の当初予算案及びそれに関連する条例案等、その他諸案件のご審議をお願いするにあたり、市政執行に対する私の所信の一端を申し上げます。

佐渡市がスタートして、まる3年を迎えました。この3年の早さに驚きを禁じ得ません。

合併初年度は、10市町村の合併後の問題解決に大わらわで、対応に終始しました。2年目は、佐渡の目指す「美しく、環境にやさしい島づくり」に取り掛かった年でありましたが、三位一体の改革に翻弄され、新市建設計画と財政計画を大きく見直さなければならなかった苦汁の年でもありました。3年目は、前年に相次いだ災害に対して、「安全・安心なまちづくり」への取り組みを進め、また、今まで着実に進めてきた、トキの野生復帰や高等学校卒業後の上位学校誘致の道筋も見え出してきた年でした。

いま、4年目に向かいまして、佐渡のこれからを論ずることができる環境ができつつあると感じています。確かに、不安定な財政状況や混迷する佐渡汽船問題など、簡単には解決できない課題も山積していることは否めませんが、大きくうねる世界的な変動の時期に、われわれは力を合わせ、勇気を持って難局を乗り越えなければならないと考えます。

本年度も、行政自らが率先して行動し、地域を大切に、目配り、気配りの行き届く行政運営ができる行政組織や職員の意識改革、そして、市民と協働できる社会をつくりあげるための働きかけを積極的に行い、「美しく、環境にやさしい島づくり」を進め、「賑わいの島づくり」に向けて努力していきたいと考えています。

そのような考えで編成した19年度予算は、一般会計で452億8,000万円、18年度当初予算と比較し、額で5億8,000万円減、率で1.3%の減となっております。

また、13の特別会計を含めた全体の予算は、761億4,278万8,000円となっております。

本年度も、9項目の重要項目を掲げ、その取り組みについてご説明いたします。

【1】人々がふれあう島づくり

（1）目が届く行政

「支所の職員が少なくなり、市役所が遠くなった」という意見を聞きます。また、地域によればお年寄りばかりで地域行事が出来ない地域（限界集落）もあります。

この現状から、必要に応じて市役所の職員が地域に出向く出前市役所を実施します。具体的には、地域在住の職員を活用し、地域における要望事項、地域振興項目等を住民の皆様とともに考え、必要に応じて担当職員が訪問する体制を取ります。

（2）市民との協働について

これからの行政は、市民ニーズの多様化や複雑化に対応するため、市民の声を聞き、市民の参加を得て行政運営を行っていく必要があります。

そのため、行政での対応が難しい分野をカバーし、行政とともに公益を担うNPO法人や各種市民団体の存在はきわめて大切と考えています。本年度は、それらの法人や各種団体の自立性を尊重しながら、活動しやすい環境づくりを目指す「仮称・NPO支援センター」設立に向けた取り組みを進めたいと考えています。

（3）自立できる地域社会

近年のバブル期といわれた一時期に、行政の守備範囲が大きく広がりました。今は、逆に守備範囲を縮小しなければ行政そのものが立ち行かなくなる状況が現れています。そのため、佐渡市も行政が行うサービス範囲を市民の力をお借りしながら、適正な規模に近づける必要があると考えています。

その中で、市の所有する公共施設の運営にあたっては、市民に質の高いサービスを最小の経費で提供することを主眼に考え、地域間のバランス、指定管理者制度の導入や業務委託、あるいは、施設そのものの統廃合や他の用途への転換など、市民ニーズを踏まえながら抜本的に見直したいと考えています。

【2】美しく、環境にやさしい島づくり

（1）環境について

「佐渡市環境基本計画」が将来像として掲げる「美しい島佐渡」をつくるため、環境に配慮した生活や事業活動を通じて、より良い環境づくりにみんなで取り組み、「豊かな自然と共生する島」、「地球と共にあゆむ島」、「安全でうるおいと安らぎのある島」、「歴史と伝統・文化を守り誇れる島」、「環境を守り育てる人が暮らす島」の実現を目指します。

（2）トキとの共生について

国では、20年度に予定しているトキの試験放鳥に向け、本年度から順化施設で野生にもどすための訓練を開始します。

これを踏まえて、全国で希少鳥類の保護に取り組んでいる市町村長に呼びかけて「生きものの人・共生の里シンポジウム」を本市で開催し、目前にせまったトキの野生復帰を幅広く島内外にアピールします。

また、生息環境の復元整備を促進するために、休耕田などを活用したトキビオトープ整備助成事業を実施します。

（3）ゴミ対策、リサイクル対策について

本年度も、ごみの減量化を目指し、リサイクル運動の促進、古紙の回収、白色トレイの回収取扱い店舗数の拡大や、廃乾電池の回収などの取り組みを始め、家庭や給食センターなどから排出される生ごみの堆肥化を推進し、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

また、本年度から「レジ袋ゼロ運動」を全国に先駆け全市一斉で実施します。併せて、市内心身障がい者施設で製作する紙紐マイバッグを、運動の象徴バッグと位置付け、婦人会・消費者協会・事業者から協力をいただき、ごみの減量化とマイバッグの持参率向上を目指します。

不法投棄対策では、不法投棄撲滅のためのボランティアによる不法投棄監視員の100人体制を目指し、地域住民の協力を得ながら不法投棄のない島づくりを目指します。

また、本年予定されている海ごみサミット開催にあわせ、前年度と同じく全市の海岸一斉清掃を実施したいと考えています。さらに、市内の国・県道及び主要市道で、1万人の参加者を目標に、ごみ拾いや草刈などの清掃をしながら行進する運動を実施したいと考えています。

（4）新エネルギーについて

新エネルギーの導入については、佐渡の未利用の資源に着目し導入を進めています。特に、木質バイオマスの利活用については、前年度に市有施設へのチップボイラーの導入や、支所でのペレットストーブ展示などを通し、新エネルギーへの取り組みが実証段階にはいりました。今後は、一般家庭や事業所への普及を進め、地球温暖化防止と未利用バイオマス資源の活用を図りたいと考えています。

【3】活力のあるまちづくり

（1）地域再生について

本年度、地域再生への取り組みについては、地域ごとの豊富な自然資源、産業資源、文化的資源そして

人材資源の複合的資源を掘り起こし、地域住民・地域経済団体・行政が一丸となって取り組むことで佐渡全体の再生力強化に繋がりたいと考えています。

具体的には、「モデル地域」を選定し、その「地域資源」を活用して、「地域住民による地域住民のための雇用創出」を目標とした「企業化」を促進します。このことは、もともと地域で持っていた「地域住民が生産し消費する」という循環型社会の機能再生と、地域のブランド化を進めることにより、産業振興に向けた事業を地域再生計画に基づいて支援を行い、実現したいと考えています。

（２）観光について

観光振興については、佐渡観光協会の法人化を契機に、佐渡にある多様な観光資源を、新たな視点で光をあてる着地型観光に取り組み、誘客対策を強力に行います。

本年度から２年間で実施する佐渡観光ルネサンス事業は、アクションプランを具体化し、佐渡観光を再構築する事業として位置づけて、芸能の島プロデュース事業をはじめとする９事業に着手します。相川地域においては、市街地に残る歴史遺産を結ぶ散策ルートを整備し、世界遺産登録を目指すまちづくりにふさわしい景観形成事業を今後５年間で進めます。

また、航路で結ばれている対岸３市との広域連携を強化し、県内をはじめ首都圏等への宣伝展開を図るほか、佐渡市東京事務所等と連携して佐渡出身者の里帰りキャンペーンや合宿・教育旅行の誘致を積極的に推進します。

（３）空港の整備について

空港整備については、困難な問題を皆様のご協力を得ながら、少しずつ解決してきました。その中で、最大の課題は地権者のご理解を得ることであり、本年度も引き続き交渉にあたりたいと考えています。

空港整備で、東京や大阪などの大都市と航空路による直行便を開設し、経済の拡大や人的交流の促進を図ることは、佐渡市の発展にとって不可欠であります。新佐渡空港の整備促進に向けて、県と連携し、全力を挙げて努力します。

（４）東京事務所との協働について

17年５月に表参道ネスパスに佐渡市東京事務所を開設して以来、首都圏佐渡連合会の全面的な協力を得て、首都圏における佐渡の情報発信、収集の拠点として幅広い分野で効果をあげています。開設地は立地条件もよく無限の可能性を秘めた場所と位置づけ、今後も佐渡をアピールする場として、さらに効果的な活用を目指します。

本年度は、首都圏における郷土会や首都圏佐渡連合会の方々の力をお借りし、ふるさと佐渡へ島外企業の誘致運動や佐渡出身者の里帰りキャンペーンを推進します。

【４】市民への健康増進、保健・医療・福祉への取り組み

（１）健康づくり

本年度は、「健幸さど21」計画に基づき、市民の健康意識の向上と心身共に健康な生活が送れるよう保健活動に取り組みます。特に、生活習慣病予防については、健診結果に応じた保健指導に努めます。

（２）医療について

医療分野では、依然として不足している医師の確保と病院経営の健全化が最優先の課題です。

まず、医師確保につきましては、県と共同で実施している「医師養成修学資金貸与事業」や「県医師確

保促進支援事業」を継続して実施するとともに、ホームページ上で医師募集の掲載を行います。

また、市独自の対策として、医師確保のアクションプランを立て、県内外の医科大学や病院等を訪問して医師確保に努めます。

一方、市立病院の経営健全化については「佐渡市立病院運営委員会」を中心に検討を重ね、進むべき方向を確定するとともに、佐渡市地域医療計画の実行に努めます。

佐渡市の基幹病院といえる佐渡総合病院に対しては、島内完結型医療を目指すため、高度医療機器の施設整備等に対して、可能な範囲で支援協力を行います。

（３）福祉について

社会福祉については、福祉サービスの適正な利用、地域事業の発展、地域福祉活動への市民参加を柱として、本年度、地域の福祉を総合的に推進するため、佐渡市「地域福祉計画」の策定を目指します。

障がい者福祉については、障害者自立支援法の施行から２年目に入ることから、支えあう共生社会実現を目指し、障がいや障がい者への理解を深めながら、自立・社会参加へ向けた活動を積極的に推進します。

高齢者福祉については、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送ることができる基盤整備が必要と考えています。そのため、地域包括支援センターを中心として、介護予防の取り組みを進めます。

また、本年度は民間法人与連携し、20年度開設を目指した老人保健施設の整備を進めます。

【５】安全・安心なまちづくり

（１）消防体制の充実について

火災を始めとする各種災害に対応するため、消防の基盤である消防本部庁舎、通信指令施設並びに訓練施設及び消防水利や消防車両など施設・活動資機材を計画的に整備します。

また、救急体制充実のため高規格救急車の整備、及び傷病者の救命率向上を図るため、高度な応急措置を行うことができる救急救命士を計画的に養成するとともに、市民に対する応急手当の普及啓発を進めます。

さらに、AED（自動体外式除細動器）について、公共施設には計画的に設置するとともに、ホテル、旅館等不特定多数の人を収容する施設への理解と協力を求め設置を促進します。

消防団については、地域密着性、要員動員力、即時対応能力を有し、消火活動や風水害への対応等、その果たす役割は極めて大きいものがあります。本年度も消防団員の活動を支援する装備の充実や、活動条件の整備に努めます。

（２）市民と協働した防災対応について

防災対策の基本は「自助」「共助」「公助」の３つであると言われます。この３つが連携を保つことで、防災対策の効果を発揮することができます。特に、災害発生直後の人命救助や初期の消火活動は、近隣住民の協力に依るところが大きく、自主的に活動する市民同士の助け合い組織が必要と考えています。そのため、各地域での自主防災組織づくりを積極的に支援し、地域力の強化に努めたいと考えています。

（３）防犯対策について

防犯対策については、地域ぐるみでの活動が極めて重要と考えています。そのためには、地域に住む市民一人ひとりが防犯への取り組みを主体的に考え、安全・安心なまちづくりの担い手として行動していくことが防犯対策の基本となります。

学校教育においても、児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するための「地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業」を推進し、地域と連携した学校の安全管理に努めます。

【6】生活しやすい島づくり

（１）交通基盤の整備について

今後も、道路整備による自動車交通の一層の円滑化と安全に配慮します。そのため、交通渋滞による影響調査や、日常生活を営む上で買い物や病院への通院など、必要不可欠な移動手段を確保するための幹線道路の整備を推進します。

また、国道・県道の整備促進と交通安全対策として通学路における歩道等の整備など、歩行者優先の道づくりも県に協力依頼を行い、安全・安心な交通基盤確保に努めます。

（２）市街地の整備について

佐渡市のまちづくりについては、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、土地の合理的な利用を図るため、市民と協働して「佐渡市の都市計画に関する基本的な方針」の策定に取り組みます。

また、両津港北埠頭開発については、佐渡の玄関口にふさわしい「人をもてなす」空間として、市民はもとより観光客の方からも親しんでいただけるような、佐渡らしく美しい港として整備します。

本年度は、広く市民とも意見交換をしながら背後の市街地の活性化策も含めて検討し、港湾計画の変更手続きに向けて積極的な取り組みを進めます。

（３）景観に配慮したまちづくりについて

本市は、景観法に基づき、この３月に景観に配慮したまちづくりを進めるための景観行政団体に移行します。トキとの共生、佐渡金銀山を中心とした世界遺産への取り組みに合わせ、歴史・文化を感じさせる建造物、豊かな自然環境による美しく市民が暮らしやすい景観形成を目指して、景観計画の策定とその実現のための景観条例の制定に取り組みたいと考えています。

（４）地域情報化の整備について

地域間における情報格差を是正するため、引き続きケーブルテレビ施設の整備を進めます。これにより、市民ニーズに即した地域情報の提供範囲が拡大し、併せて、災害発生時等における情報提供や市民への行政情報伝達が迅速となります。

また、テレビ放送の難視聴地域の解消と併せ、今後予定されているテレビ放送の難視聴地域のデジタル化への対応を行います。さらに、地域公共ネットワークの有効活用を促進し、携帯電話の不感地域解消や要援護高齢者の支援など、施策の充実を図ることができると考えています。

（５）水道・下水道の整備について

水道事業の第一の使命は安全で安心できる水の安定供給にあると考えます。そのため、地震に弱い石綿管並びに老朽管の布設替を計画的に進め、併せて、施設整備と適正な維持管理に努めます。

また、水道未普及地区の解消や給水区域の統合推進により、水源の有効活用等に心がけるとともに費用の軽減を図るため、遠方監視システム・管路網図のデジタル化等の整備促進を進めます。

このように施設整備を図りながら、水道料金についても市民のご理解のもと統一化に向けて進めます。

下水道事業については、市の財政状況を勘案しながら、区域設定の確認を行うとともに、普及率の向上に向け処理方法の選択を行い、市内全域での汚水処理が可能となることを目指します。

【7】豊かな暮らしについて

（1）農業の振興について

中山間地域を多くかかえる佐渡市は、小規模農家や高齢農家の占める割合が多く、担い手不足から生ずる農地の遊休化が大きな問題となっています。

本年度から、品目横断的経営安定対策が始まります。地域農業の核となる担い手を確保・育成するため、集落営農組織の設立または再編の実現に向けた、集落リーダー活動を支援したいと考えています。

また、集落合意に基づき、集落の農地を保全するために設立される農業法人についても支援を行い、継続可能な地域営農体制整備を図ります。

畜産事業については、企業参入、共同飼育、新規参入等、近年新しい動きがみられます。本年度は、新しい動きを支援するために、佐渡和牛増産振興事業を新設し、飼養戸数・頭数の増を図ります。

（2）環境保全型農業推進について

本年度も、食の安全・安心及び環境に配慮した米の栽培を推進し、無農薬・無化学肥料栽培に取り組む農家について、全量作付けを継続します。また、JAや関係機関、生産組織等との連携を密にし、冬季湛水など、トキと共存する水田農業への取り組みを認定し、5割以上農薬や化学肥料を減らした特別栽培農産物認証制度の面的拡大と、トキをシンボルとした佐渡米のブランド化や販売促進に取り組みます。

「農地・水・環境保全向上対策」では、農業者と非農業者などの参画を得て新たな活動組織を設立し、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上のため、効果が高い共同活動や農業者同士の先進的な営農活動に対し、一体的かつ総合的に支援をします。

（3）林業の振興について

佐渡市の人工林の多くは、間伐や枝打ちなどの施業が遅れている状況にあります。そのため、前年度に導入した高性能林業機械を活用し、森林組合と一体で間伐施業を進めます。

また、新たな森づくりとして、佐渡の鬼太鼓で太鼓の材料として使用するケヤキなどの木を、林野庁所管の国有林を活用して育てる、「鬼太鼓の森づくり」事業に取り組みます。

（4）水産業の振興について

佐渡の水産業は水産資源の減少、魚価の低迷、漁業就労者の減少・高齢化と大変厳しい状況にあります。

そのため、漁場の生産力向上と創意工夫を活かした漁業生産、加工、流通、それぞれの分野で、漁業協同組合等と連携した取り組みを進めます。

また、海洋深層水を活用して、種苗生産施設で育てたクロアワビの稚貝を放流・育成し、漁業所得の向上につなげたいと考えています。

さらに、新鮮で安全な水産物供給のため、両津漁港を衛生管理漁港とする整備を行うとともに、佐渡寒ブリのブランド化、海洋深層水氷の利用促進や水産物の有効活用のための、冷凍加工研究に継続して取り組みます。

漁港事業等については、漁港の機能と漁港間の役割分担を明確にし、それぞれの役割や機能に応じた効率的な漁港の整備と、「安全・安心のまちづくり」の一環として、環境に配慮した漁港海岸保全施設の整備を実施します。

（5）商工業の振興について

産業支援については、島内の地域資源の利活用を促進するため地域資源活用型基盤の構築、産学連携の推進・販売チャンネルの確保・労働力確保等を中心に、島内産業の事業拡大に向けた支援をします。

また、公共事業の縮小で衰退が心配される企業についても新しいビジネス創出のため、新分野への展開を視野に入れた事業標準の策定に取り組みます。

（６）企業誘致について

地域経済の活性化と雇用創出のため、進出企業の特性に応じた奨励制度を充実し、離島という観点から輸送コストの負担が少ない業種や一次産品を活用した地場産業と共存できる業種及び受発注センターなど通信回線を利用した立地しやすいサービス業等を中心に企業誘致を積極的に推進します。

【８】教育への取り組み

（１）学校教育について

佐渡市の目指す学校教育の基本的な考え方である「佐渡市学校教育基本構想」に基づき、確かな学力を身に付け、郷土を愛し夢と誇りをもち自立する人づくりを積極的に推進したいと考えています。

そのためにも、まず第１に学校統合を進めることが大切と考えています。前年９月に「佐渡市保育園・小学校・中学校統合計画」を策定し、各地域の説明会を実施したところですが、さらに地域との協議を進め理解を得たいと考えていますし、学校施設整備についても統合計画との調整を図り計画的に進めたいと考えています。

また、前年度から取り組みを進めている教育センター機能の強化、学校教育支援事業の実施、外国語指導助手体制の確立や新しい市の基準による教育用コンピュータ整備など、ハード・ソフト両面にわたる教育環境の充実を進めます。

なお、中高一貫教育校の開設に向けては、20年度春開設を目指して、県へ要望を行っています。開設となれば、6年間の計画的・継続的な教育で、生徒の目的意識を醸成し、個性や創造性を伸ばし、異年齢交流による社会性豊かな人間性を育てるなどの特色ある教育活動に期待ができると考えています。

（２）生涯学習について

生涯学習は、前年度に策定された「生涯学習推進計画」に基づき、公民館講座・情報提供等を充実させ、「いつでも・どこでも・だれでも」が学ぶことができるように、環境づくりを進めたいと考えています。

また、青少年活動事業では、子ども達の地域や家族とのふれあいの場として、地域子ども会の活動事業を推進します。

（３）スポーツ振興について

市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、日常生活の中でスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、20年度からの10年間におけるスポーツ振興計画を策定します。総合事業として定着した佐渡国際トライアスロン大会の開催及び佐渡ロングライド210大会を支援することにより、交流人口の増加を図って活性化に寄与します。

また、地域・世代間交流、青少年の健全育成やスポーツ参加率の向上を目指して設立された、総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。さらに、社会体育施設全般について、効率よい管理や運用に努めます。

（４）ときめき新潟国体について

21年開催のトキめき新潟国体に向けては、現在、実行委員会で策定された年次計画に沿って精力的に開催準備を進めています。本年度は、来年の競技別リハースル大会への対応を始め、各競技施設の整備や改修を進めます。また、市民総参加の大会とするため、広報紙・ホームページ掲載はもとより、国体開催記念事業とする強化試合等を実施するなど、広報啓発活動に努めます。

（５）文化・歴史資料等の保護について

佐渡に残る有形無形の文化・歴史資料等の調査・研究の拠点となる「佐渡伝統文化研究所」を、本年度、教育委員会所属の施設として設置します。

また、資料の学術的調査や文化財の指定は受けていないものの、保存すべき貴重な建造物や民俗芸能等については、文化の島として誇れる保護活動あるいは活用を進めます。

（６）世界文化遺産の登録について

前年度、県と共同で提案をした世界文化遺産暫定リストへの登載は、惜しくも継続審議となりました。今後も文化庁や佐渡金銀山遺跡調査委員の指導のもと、構成資産の国指定に向けての調査・研究に取り組むとともに、講演会や地域説明会を積極的に開催し、市民周知を図りながら、暫定リストへの登載を目指します。

（７）専門学校の誘致について

専門学校等上位校の誘致については、20年の開校を目指し、関係機関と具体的な調整を行っています。

佐渡の特性を活かした、環境マネジメント学科、伝統建築学科や観光プロデュース学科など、伝統文化と環境の島として特徴的な学科の設置を目指し、併せて若者の定住を目指したいと考えています。

【９】確かな行政サービスについて

（１）行政改革について

佐渡市では、17年度に「時代の変化に対応した新しい佐渡市の形成」を目標として、「佐渡市行政改革大綱」と「集中改革プラン」を策定しました。現在、この計画を具現化するため、各部局の「行革マニフェスト」を市民に示して行政改革を進めています。

合併によるとはいえ、類似団体に比較して多すぎる職員の数や、定員適正化計画に基づいて適正化するとともに、組織についても機能的・効率的な行政運営が行えるよう見直しを進めます。

また、行政評価システムの導入については、本年度から、事務事業評価に取り組むことで、事業の重点化、選択等を行い、来年度以降の施策形成へ連携させます。

（２）人材育成について

確かな行政サービスを行うためには、職員の資質向上が不可欠です。

このため、階層別の研修・専門研修はもとより、自己啓発を促進する研修制度や、国・県及び周辺自治体との人事交流を行うネットワークの拡大等を行い人材の育成に努めます。

また、本年度から人事考課制度を導入し、職員の勤務実績や能力、資質、適性などを正確に把握し、「努力と成果が報われる」適正な人事管理を行います。

具体的には、目標管理制度を導入し、職員及び職場が当該年度の業務目標を自ら設定し、その達成のため「目標・実施・進捗確認・行動修正」を行うPDCAサイクルを活用します。このことで、個人能力の拡充と組織の活性化を図ることや職員登用試験の参考としての活用を考えています。

おわりに、19年度佐渡市の行政運営の基本姿勢と所信の一端を申し述べましたが、佐渡市が合併してから、既に3年が過ぎました。佐渡がひとつになって佐渡の行く末を考え、激動の時代に備える基盤は出来上がりました。そこで、最後にもうひとつのテーマである財政問題について述べさせていただきます。

合併を目指した時期は、過去の右肩上がりの経済が急激に収縮を始めていたこともあり、10市町村は、それぞれの財政問題への対応に追われていました。

長い間、成長に慣れてしまった体質は、この時期、どの市町村にとってもあれもこれもものサービス対応は、無理であったにもかかわらず、理解は進まず対応に苦しんでいたのが現実でした。

そのとき国から提示された合併への誘いは「甘い誘惑」でした。国は地方に、合併という行財政改革と引きかえに、時間と財政支援という猶予を与えたのです。方法の良し悪しは別として我々は合併を選択いたしました。

当時、もし合併が無ければ、それぞれの市町村は直ちにサービス料金の引き上げに踏み切るか、コストの引き下げ、すなわち厳しいリストラを伴う行政改革に臨み、行政サービスの低下を引き起こしていたことは間違いありません。それができない市町村はどうなるかは、実際に極限状態に追い詰められている自治体があることで明らかです。

われわれは合併を決断したことにより、合併特例法によって合併後10年間の猶予とあと5年間の暫定的な余裕期間が与えられました。

合併により、市長村長の数も1人に、議会議員も158人から60人へと激減し、さらに来年には28人へとスリム化が計られようとしています。類似団体に比べてあまりにも多かった職員の数も行政職で昨年は59人減、今年の3月には50数人減が予定されています。

しかしながら、それだけでは残された時間内での目標達成は出来ません。今までの他動的な行政改革から一転し、計画的かつ積極的な行政改革への歩みが必要です。前年度で、曲がりなりにも保育園統合や学校統合の道筋は開かれました。しかし、膨大な事務事業評価や補助金負担金の見直しは大幅に遅れています。

あまりに多い公共施設の見直しの考え方などは、議会にも既にご議論いただいておりますが、今後その取りまとめを急ぎ、20年度予算にその成果を反映させたいと考えています。

行政の効率化についても、先に述べた事務事業評価をはじめ、職員の能力、意欲を評価する制度の導入により、職員数の適正化を目指しながら、市民の皆様の要望を満足させる仕組みを作りたいと考えています。

今後、行政の心がけるべきは、この美しい島を愛し、子々孫々に残し続けることを心に銘じ、仮にも「夕張市」などの轍を踏まないよう、財政指標の判断を厳格にし、市民に情報の開示を行い、議論をしながら今までの「あれもこれも」から「あれかこれか」を目指す必要性を訴えていきたいと思っております。

美しい島の夢を追い、賑わう島の現実を見つめ、新年度も市民と協働の島づくりに邁進します。

平成19年度佐渡市の行政運営にのぞむ私の基本姿勢と、所信の一端を申し上げます。市民の皆様、議員各位のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

終わります。

日程第6 議案第1号から議案第76号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第6、議案第1号から議案第76号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、早速議案第1号から76号までご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）。
本案は、地方自治法第286条第1項の規定により新潟県市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。主な内容は、新潟市の政令指定都市移行に伴う総合事務組合位置行政区の変更、地方自治法改正による「収入役制度の見直し」、「吏員制度廃止に関する事項」、関連規定の変更等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い、関連する条例を改廃する必要があるため、一つの条例に整理してその改廃を行うものであります。その主な改正内容は、助役にかえて副市長を置くこと、収入役を廃止して会計管理者を置くこと、吏員制度を廃止して表現を職員に統一したことによるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第3号 佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について。本案は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く職員に係る任免、給与、勤務時間、勤務条件等の人事行政の運営状況の概要を公表するための条例の制定であります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第4号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、人事院規則が改正されたことに伴い、これに準じ職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うものであります。主な改正内容であります。正規の勤務時間4時間につき15分として定めていた休息時間を廃止し、また育児、介護を行う職員の早出、遅出勤務の対象範囲を拡大するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第5号、6号及び議案第7号、8号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。
議案第5号 佐渡市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
議案第6号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
議案第7号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
議案第8号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
以上4議案は費用弁償のうち日当の額を現行の額から50%減額するものであります。また、旅費のうち定額運賃を廃止して実費支給に改めるためのものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第9号及び議案第10号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第9号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の2議案は特別職の報酬等の額につきまして、昨年9月4日に佐渡市特別職報酬等審議会へ諮問いたしまして、本

年1月25日に答申があり、改定率はマイナス3%が適当であるといいただいたところであります。その審議会の答申を十分尊重し、市長の給与月額を3.5%減額、助役は3.3%の減額、教育長も同じく3.3%の減額に改定したものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第11号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成18年度人事院勧告に準じて本市職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。その主な改正内容は、管理職手当を現行の定率制から職務の級別定額制に移行することによる引き下げ、少子化対策に対応するものとして、扶養手当における3人目以降の扶養親族の支給月額を現行の5,000円から6,000円に引き上げること、また給与の適正化を図ることから、療養休暇における給与の支給方法を国の制度に準じたものとするための改正であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第12号 佐渡市ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定について。本案は、地域の活性化を図り、個性的で魅力あるまちづくり対策に資するために設置され、運用してきた基金についてその全部処分を行いたいのので、該当する基金条例を廃止するものであります。また、これと同様に他の6つの基金条例についてもその設置目的が達成されたことから、廃止手続きを行いたいため、それらを1本の条例にまとめて制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第13号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市役所両津支所水津出張所を廃止することから、その名称、位置及び所管区域を削除するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、学校教育法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。その主な内容は、盲学校、ろう学校及び養護学校の規定を「特別支援学校」に改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第15号 佐渡市トキ環境整備基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、トキの保護、増殖及びその環境保全を図ることを目的として設置した佐渡市朱鷺保護増殖基金条例を佐渡市トキ環境整備基金条例に統合する目的で同条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第16号 佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、障害者の自立と社会復帰を促進し、障害者の福祉の増進に資する施設として相川地区に設置する佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第17号 佐渡市出生祝金支給条例を廃止する条例の制定について。本案は、少子化対策の一環として実施されております出生祝金制度の廃止について議会の議決を求めるものであります。出生育児一時金や3歳未満の児童に対する児童手当の支給額の増額、佐渡市での幼児医療費の助成対象年齢の延長により、祝金を支給しなくても少子化対策及び子育て支援の制度が拡充されてきていると考えられるため、廃止条例の制定をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第18号 佐渡市保健師修学資金貸与条例を廃止する条例の制定について。本案は、旧赤泊村において保健師の業務に従事する職員を確保するため、修学資金の貸与について定めた条例について、返還免除対象者が平成19年3月をもってその要件を満たし、該当者がいなくなることから、当該条例を廃止するも

のであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第19号 佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。佐渡海洋深層水ブランドマークについては、商品6区分を商標登録しておりましたが、海洋深層水の利用が多方面に進んでいることから、商品2区分、役務2区分を追加するため、条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第20号及び議案第21号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第20号 佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第21号 佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の制定について、以上2議案は佐渡海洋深層水利活用施設についてより一層の利用促進を図るため、現行条例の内容を見直し、分水施設と水産施設に分けて新たに条例を制定するとともに、施設の指定管理者制度への移行に対応した条項をそれぞれ規定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第22号 佐渡市営湊駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津港周辺の駐車場不足緩和を図ることを目的として、現在都市再開発用地の一部を使用して供用している暫定駐車場及びその隣接地を「湊第2駐車場」として整備するため、当該条例の改正をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第23号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、羽茂・小熊住宅建設工事の竣工に伴って、同住宅及び駐車場を平成19年4月1日から管理を開始するため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第24号 佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、上横山住宅建設工事の竣工に伴って、同住宅を平成19年6月1日から管理を開始するため、佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第25号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年度から厚生労働省所管の簡易水道再編推進事業等を実施する沢根・真野東部の2簡易水道について当該事業の完成後に給水区域の編入をするため、水道事業の変更認可を受ける上から条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第26号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市給水事業の給水区域の水道料金を統一するために、条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第27号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、羽二生、両尾簡易水道を佐渡市給水事業の給水区域に編入することに伴う給水区域等の削除と簡易水道統合事業、集落環境整備事業等で実施した前浜簡易水道ほか2簡易水道の起債償還額の変更に伴い、水道料金を改正するものであります。また、佐渡市給水事業の水道料金変更に伴い、簡易水道事業の同料金体系について水道料金を改定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第28号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令により、下水道法及び下水道法施行令に規定する特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量について排水基準が強化されたことにより、佐渡市下水道条例の一部を改正するものであ

ります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第29号 佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市の公共下水道に係る事業の受益者負担金の徴収に関し、分割年数及び負担額の納期の統一を図るため、条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第30号 佐渡市総合教育センター条例の制定について。本案は、市の学校教育の基盤整備として教職員の力量と資質の向上を図り、学校の教育力を高め、教育水準の向上と教育の質改善を目指し、学校における組織的・体系的な教育の取り組みを支援するため、これからの生涯学習時代にふさわしい各種機能を有する総合的なセンターを設置する条例の制定をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第31号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成20年4月から北中学校を南中学校へ統合するため、佐渡市立学校設置条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第32号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、本市の社会体育施設の設置等に係る18の条例について、同じ分類の体育施設ごとに使用料の統一を図り、開館時間等についてもできる限り同一にすることにより、利用者によるサービス及び負担の公平化を図るためこれを廃止し、新たに社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第33号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会体育施設の設置に係る条例の見直しに伴い、都市公園の中の有料公園施設についても社会体育施設との統一を図る必要が生じたため、条例の一部を改正するものであります。その主な内容は、公園施設使用料を統一し、さらに個別に定めていた施設の使用条例を廃止して本条例1本にまとめたものであります。また、特定地区公園として設置されていた赤泊臨海運動公園を本条例に含める改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第34号及び議案第35号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第34号 佐渡市スポーツハウスの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第35号 佐渡市新潟県佐渡スポーツハウス管理条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案は新潟県が設置している佐渡スポーツハウスについて、平成19年4月1日から施設の一部が佐渡市に譲与されることに伴い、譲与される施設に係る設置及び管理に関する条例を新たに制定すること及び新潟県佐渡スポーツハウス管理条例の一部を改正するもので、あわせて市内における社会体育施設との均衡を図るため、同年10月1日から使用料を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第36号 佐渡市立学校体育施設開放条例の制定について。本案は、社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定に関連して、学校体育施設の開放においても利用者から一定の負担を求めることとするため、本条例の制定を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第37号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在試験運用を実施している海府分遣所及び前浜分遣所について4月1日から本格的運用を開始しますが、南佐渡消防署を本署とする前浜分遣所の管轄区域は、従来両津消防署の管轄区域であった両津

地区の月布施から岩首まで、また中央消防署の管轄区域であった畑野地区の松ヶ崎、多田、浜河内及び丸山を含むことになり、それぞれの消防署の管轄区域を変更する必要性が生じたため、条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）。本案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、指定管理者の公募を行った公の施設について、指定の申請のあった団体を選定し、その選定した団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第39号 両津辺地、佐和田辺地、金井辺地、畑野辺地、小木辺地及び羽茂辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画（平成16～18年度）の変更について。本案は、平成16年度から平成18年度を計画期間とする辺地に係る公共的施設の総合整備に関する財政計画に変更が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第40号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、畑野辺地、真野辺地、小木辺地、羽茂辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画（平成19～21年度）の策定について。本案は、平成19年度から平成21年度を計画期間とする辺地に係る公共的施設の総合整備に関する財政計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第41号 佐渡市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の変更について。本案は、両津支所水津出張所を廃止することに伴い、平成19年4月1日から戸籍謄本等の交付の請求の受け付け及び引き渡し等の特定の事務を行う郵便局に水津郵便局と月布施郵便局を加えるとともに、吉井郵便局を加えたその3郵便局に除籍謄本等の交付の請求の受け付け及び引き渡し事務を追加させる規約の変更であり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第42号 財産の取得について（両津地区）。本案は、超高齢化に伴い介護保険施設への入所希望者が450人を超えており、早急に施設整備を実施して待機者の解消を図るため、老人保健施設整備事業の用地を取得するもので、住吉地内の面積1万3,693平方メートルについて財産の取得をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第43号 財産の取得について（金井地区）。本案は、専門学校の誘致に係る用地を取得するため、金井地区の土地、面積2万6,163平方メートル余りについて財産の取得をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第44号 市道路線の認定について。新規認定42路線は、圃場整備事業による機能交換道路及び県道、市道の道路改良により区域外となる道路で、生活に必要な路線であり、市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第45号 市道路線の廃止について。廃止認定128路線は、圃場整備事業による市道の地区編入及び農道整備事業により市道路線の廃止が必要となりましたので、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第46号 市道路線の変更について。変更認定25路線は、道路改良及び圃場整備事業により路線変更が必要となりましたので、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第47号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ21億7,939万5,000円を減額し、予算総額を454億3,202万2,000円とするものであります。主な補正内容については、事業の確定及び諸経費の年度内所要見込額の算定に基づき事業費の増減をするほか、後期高齢者医療制度創設に伴う電算システム導入経費のために総務費の電子計算機で4,070万円を、また図書購入のためにとご寄附をいただいた1,000万円を後年度の図書館蔵書整備に活用するため教育図書購入基金へ積み立てる予算をそれぞれ計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第48号 平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、国庫支出金等の増が見込まれるため、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億5,829万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ73億1,561万2,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入で国庫支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金合わせて4億6,032万2,000円を追加し、歳出面では総務費、保険給付費、予備費合わせて4億5,845万3,000円を追加するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第49号 平成18年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第4号）について。本案は、医療諸費の減が見込まれるため、既定の歳入歳出予算をそれぞれ3億6,546万4,000円減額し、予算の総額をそれぞれ90億7,068万2,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入で支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び一般会計繰入金合わせて3億6,546万4,000円を減額し、歳出では総務費を320万円、医療諸費を3億6,226万4,000円それぞれ減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第50号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成18年度の収支決算見込みに基づき、既定の歳入歳出予算をそれぞれ3,277万7,000円減額し、予算総額を56億1,360万円とするものであります。その主な補正内容は、歳入で国庫支出金、支払基金交付金等合わせて4,954万5,000円減額し、県支出金を529万9,000円追加するものであります。一方、歳出では保険給付費、地域支援事業総務費合わせて3,730万4,000円を減額し、総務費を454万5,000円追加するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第51号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本案は、既定の歳入歳出の総額をそれぞれ2,978万8,000円減額し、予算の総額をそれぞれ21億6,312万2,000円とするものであります。その主な補正内容は、建設改良費、維持管理費合わせて2,868万1,000円減額し、これに伴う主な財源として市債、繰入金、諸収入合わせて5,381万円減額し、繰越金、分担金及び負担金合わせて2,095万1,000円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第52号 平成18年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ8,019万4,000円減額し、予算総額を60億8,993万6,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入では市債を1億9,130万円減額し、繰越金を4,997万9,000円増額するものであります。

一方、歳出では下水道費の委託料及び補償補てん及び賠償金等で7,590万円減額するとともに、漁業集落排水費の委託料と工事請負費で600万円減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第53号 平成18年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ2億9,850万円を減額し、予算総額を1,220万円とするものであります。その主な内容は、公共用地先行取得事業費を減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第54号 平成18年度佐渡市宅地造成特別会計補正予算（第1号）について。本案は、佐渡市真野新町・長石地区内佐渡飛鳥団地の宅地造成及び分譲に係る特別会計の補正予算であります。その主な内容は、歳入では財産売払収入を見込み、歳出では公債費として地域開発事業債償還金809万5,000円及び同利子19万2,000円を見込んでいましたが、財産売払収入が見込めないことが確定したため、828万7,000円を一般会計から繰り入れし、公債費に充当するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第55号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ145万5,000円減額し、予算総額を4億4,900万3,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入ではサービス収入を81万9,000円増額し、基金繰入金を238万9,000円減額するものです。一方、歳出では施設費の一般管理費を189万3,000円減額し、介護サービス費を43万8,000円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第56号 平成18年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出予算に329万2,000円を増額し、予算の総額を401万2,000円とするものであります。歳入の主なものは、立ち木売払収入及び繰入金であり、歳出の主なものは基金積立金の増額であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第57号 平成18年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出予算から42万1,000円を減額し、予算の総額を138万9,000円とするものです。歳入予算の主なものは繰入金及び受託事業収入で、歳出の主なものは総務管理費及び造林事業費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第58号 平成18年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第2号）について。本案は、緑資源機構との造林事業受託事業において山間地域の降雪により施業が困難となったために、事業費150万円を翌年度に繰り越すものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第59号 平成18年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、収益的収入並びに資本的収入の総額を30億2,335万1,000円とし、支出の総額を34億5,669万5,000円とするものであります。主な補正内容は、病院事業収益を2億1,871万6,000円減額し、病院事業費用を2,250万8,000円減額するものであります。一方、資本的収入では建設改良費等の実績見込みによる一般会計からの出資金など39万1,000円を減額し、また資本的支出では建設改良費を139万1,000円減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第60号 平成18年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、収益的収入並びに資本的収入の総額を20億5,952万8,000円とし、支出の総額を27億8,592万3,000円とするものであります。主な補正内容は、水道事業収益を2,733万7,000円減額し、水道事業費用を723万1,000円増額するものであ

ります。一方、資本的収入では事業の見直しにより企業債、工事負担金等合わせて3億2,326万円減額し、また資本的支出では建設改良費、企業債償還金合わせて3億2,526万2,000円を減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第61号 平成19年度佐渡市一般会計予算について。本市の平成19年度予算案での予算規模は452億8,000万円で、平成18年度当初予算に比べ5億8,000万円の減額で、率で1.3%の減となりました。歳入は、市税で税源移譲の本格実施による税収の伸び等を考慮して積算し、地方交付税は簡素な新しい基準で算定する新型交付税としての影響額などを勘案して予算計上したものであります。一方、歳出では依然として人件費を除く扶助費、公債費の義務的経費が増加するものの、経常的経費の削減や投資的経費の見直しを行い、限られた財源の中で各種施策を積極的に推進する予算編成を行ったところであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第62号 平成19年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。国民健康保険の事業運営につきましては、市民の安心と信頼を確保し、健康で豊かな社会生活が送れるよう事業を展開してまいります。その予算案は、予算総額を73億150万円としております。歳入予算の主なものは、国民健康保険税等が19億8,133万円、国県の支出金が21億5,874万8,000円、共同事業交付金が8億5,040万円などとなっております。また、歳出では保険給付費が46億2,321万1,000円、老人保健拠出金が11億4,651万7,000円、介護納付金、共同事業拠出金合わせて12億6,343万9,000円などとなっております。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第63号 平成19年度佐渡市老人保健特別会計予算について。老人保健の適正な事業運営を図るため疾病の予防に重点を置いた保健事業の展開を図り、医療費の適正化対策を推進するよう事業運営を行ってまいります。その予算案は、予算総額を90億7,340万円としております。歳入予算の主なものは、支払基金交付金が46億2,056万4,000円、国・県支出金が36億7,738万1,000円、繰入金が7億7,461万円などとなっております。また、歳出予算の主なものは医療諸費が90億2,953万3,000円などとなっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第64号 平成19年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、佐渡市第3期介護保険事業計画等に基づき、介護給付費並びに地域支援事業費等の所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算総額を57億400万円とするものであり、対前年度比3.6%の伸びとなっております。歳入予算の主なものは、保険料8億6,333万9,000円、国・県の支出金が22億4,921万1,000円、支払基金交付金、繰入金合わせて25億9,052万3,000円などを計上するものであります。一方、歳出では保険給付費53億9,859万7,000円、地域支援事業費、総務費合わせて3億82万8,000円などを計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第65号 平成19年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億6,190万円とするものであります。主な内容は、効率的な維持管理を図る観点から、建設改良費に15億8,497万9,000円、施設の維持管理費に2億5,911万3,000円、公債費に3億5,860万円計上いたしました。これに伴う主な財源として、使用料及び手数料に4億3,077万円、国庫支出金に6億2,085万円、一般会計繰入金に7億772万4,000円、市債に4億6,560万円計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第66号 平成19年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ59億1,530万円とするものであります。その主な内容としましては、汚水処理の普及促進を図るために下水道建設費に32億4,385万円、農業集落排水建設費に2億1,407万5,000円、漁業集落排水建設費に2億3,167万4,000円計上いたします。これに伴う財源としては、国・県支出金を17億700万6,000円、一般会計繰入金を17億6,583万3,000円、市債を17億3,010万円計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第67号 平成19年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本予算案は、土地開発基金に伴う財産運用及び起債償還等に係る経費について予算計上を行うもので、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,408万9,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第68号 平成19年度佐渡市宅地造成特別会計予算について。本予算案は、佐渡市真野新町・長石地内佐渡飛鳥団地の宅地造成及び分譲するための特別会計予算であり、歳入歳出の予算総額をそれぞれ980万円とするものであります。主な予算内容としまして、歳入では財産売払収入として944万5,000円、繰越金35万2,000円などを計上しております。一方、歳出では公債費として地域開発事業債償還金227万5,000円、土地造成事業費2万5,000円、予備費746万4,000円などとなっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第69号 平成19年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護等に係る所要額を計上したもので、予算総額を4億6,500万円とするものであり、対前年比4.03%の増であります。歳入予算の主なものは、サービス収入の介護給付費が3億6,454万3,000円、自己負担金が6,725万6,000円などとなっております。また、歳出予算の主なものは特別養護老人ホーム費の施設費が3億8,658万6,000円、介護サービス費が7,741万4,000円となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第70号 平成19年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ69万7,000円とするものであります。歳出の主なものは、管理会費及び総務管理費等の経常的な経費であり、その財源としては基金繰入金及び財産収入等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第71号 平成19年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ774万1,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費等の経費であり、その財源としては受託事業収入、基金繰入金及び財産収入等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第72号 平成19年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ748万2,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び財産管理費等の経費であり、その財源としましては受託事業収入及び財産収入等でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第73号 平成19年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ6万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、管理会費の経常的な経費であり、その財源としては運営費負担金であります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第74号 平成19年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ181万4,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費等の経費であ

り、その財源としては受託事業収入及び財産収入等であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第75号 平成19年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収入及び資本的収入の総額を29億9,997万7,000円とし、支出の総額を34億5,188万6,000円とするものであります。主な内容としては、安全で質の高い医療を確保するため医療器械等の購入に2,200万円の予定額を計上いたしました。病院の経営環境は引き続き厳しいものがありますが、医師確保の取り組みと経営の健全化に努め、自治体病院の使命であります地域医療の確保、医療水準の向上、住民の健康増進に努めてまいり所存であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第76号 平成19年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収入及び資本的収入の総額を22億1,355万円とし、支出の総額を27億8,585万9,000円とするものであります。主な予算内容は、安全で安定した水の供給のため建設改良事業といたしまして、相川地区の右沢浄水場改修工事が3年目に入り、本年度は4億5,295万円の予定額を計上いたしました。また、全地区で配水管敷設替え事業及び両津、金井、新穂、真野の各地区で老朽管更新事業を予定しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 会議の途中ではありますが、ここで休憩します。

午前11時48分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

最初に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての質疑を終結いたします。

議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

肥田君。

○55番（肥田利夫君） 助役を副市長にするという議案のようでございます。さてとっていろいろ関係法令を取り寄せてみましたが、よく理解できない部分もありますけれども、上部でそう決めたということであればそれはそれでという気もします。ところが、佐渡市においては平成17年の12月15日ですか、機構改革をいたしました。その中で平成20年、21年度は第3次組織案ということで助役を副市長にすると、そして今なっておる部制をまた課制に返すと、そしてこれが2年間続いて平成25年度からは今度第4次組織でというのが出ておりますよね。そのことからすると19年に副市長にするというのはあれあれあれと思ったのですけれども、法改正でこうやりなさいということについてとやかく言える筋合いはないなと、こう思いますが、さてそうなりますとセットで組織改正をやってきた佐渡市では部制というのはどういうことに

なるのでしょうか。まず、そこからお聞かせをください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

肥田議員のお尋ねでございますが、ご意見のとおりこの助役から副市長ということにつきましては、地方自治法の一部改正によりまして、平成19年4月1日から名称を助役から副市長に変えるというものでありまして、これは自治法の改正によるというものであります。それはそれでご理解をいただきたいと思います。

それから、もう一つ組織の改正ということについてであります。このことについては課制から部制に移行する組織改正については先般そのような考え方、今お手持ちの資料の内容で経過をしてきたこともあります。それについては、またこういった組織のあり方については別途並行しながら考えていきたいというものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 何か前に出したのはこれからまた考えるのだというように聞こえたのですが、破るためにあるのだというような方向では市民はなかなか納得がしにくいだろうな。たしかこの表というのは回収をされましたね、あのときに。ところが、既にそれまでにはコピーをして出回っておりますよ、市民にはこれが。我々もそういうふうに承ったのです。20年、21年には3次改正で部長制は解くのだよという約束であったと私は理解をしておるのですけれども、助役を副市長については地方自治法の改正でそうなったということですから、ここでとやかく言う筋合いはございませんが、部長制というのは20年には解くのでしょうか。そのことだけを今ここであらかじめお伺いしておきます。これこの前の約束事でございますので、明確に答弁を願います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

今肥田議員がおっしゃっております部制等の組織をどのような形で持っていったらいいのかということについては、先般来議論を重ねてきたところであります。この部制のあり方がいのかどうかということについて今検証を重ねておるところでありますし、この形がいいということであれば続けていくことになるかと思ひますし、いや、だめだと、やっぱり課制に戻すべきだという、そのことによって行政サービスが拡大、拡充されるということであるならば、そのような組織というものも検討していかなければならぬというふうに思ひます。先般出された資料がそのような形でそれが確定されたものというところとらえ方、その時点でのとらえ方ということもあるかと思ひますが、あくまでもその審議の過程においての一資料だというふうにご確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第2号についての質疑を終結いたします。

議案第3号 佐渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 資料の19ページを見ますと、7条の休息时间というものがカットされております。

役所の職員はすべて緊張感を持って丸1日休憩もなしにやるのかもわかりませんが、人間の集中力というものは一定の休憩を入れなければ持続するものではないと思うのですが、こうした根拠、こうした方が効率が上がるのだということをやったのだらうと思いますので、この趣旨をもう一度明確に説明願います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

この休息时间15分間の廃止ということにつきましては、人事院規則の改正によるというものであります。国家公務員、地方公務員につきましては、4時間を超えるごとに15分の休息时间ということであったわけですが、民間ベースではそういったものがないということで、民間との比較といいますか、そういった中で人事院規則が改正をされたものであるということでもあります。そのことによって、私どもも今まで休息时间ということで有給でその時間があったわけですが、廃止をしていくということでもあります。このことによりまして職員の勤務の集中度合いがどうなるかということについては、この後も検討を要するところではありますが、そういった緊張感を解かないような形で勤務を続けていくように努力をしていくということを考えておるところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 法改正があるとすべて条例も改正しなければならないのかどうかということ。私は、トータルの勤務時間というものについてはそれに準ずる必要がありますが、その運用がどうしたら効率が上がるかということについては地方自治体に任されていてもおかしくないのではないかと思いますので、その辺はどういうことになっていますか。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

おっしゃるとおりであります。自治体の裁量という部分もあるわけでありまして、私どももどういった形がいいのかということで県内の状況等も確認をさせていただいたところでもあります。今現在、2月の段階での状況であります。県内35の市町村の中でどうするか未定というところにつきましては二つの自治体だけでありまして、他の自治体につきましては既に改正済みまたは今3月定例会で改正予定ということでもあります。佐渡市におきましても国の人事院規則に倣って休息時間を廃止をしていこうというものであります。

○議長（梅澤雅廣君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第4号についての質疑を終結いたします。

議案第5号 佐渡市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

竹内君。

○50番（竹内道廣君） 議員の費用弁償を1日2,000円から1,000円にするという、改めるというのですが、20市の状況をまず報告いただきたい。20市の市議会議員の費用弁償は一体幾らになっておるのかの報告を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

20市の状況であります。費用弁償の支給の状況であります。新潟市は5,000円ということでありまして、長岡市は支給しない、それから三条市は2,000円、柏崎市は交通費のみ、それから新発田市は1,000円プラス交通費、小千谷市は1,500円プラス交通費、加茂市は1,300円プラス交通費、十日町市は交通費のみ、それから見附市は2,000円プラス交通費、村上市、燕市については支給せず、それから糸魚川市につきましては1,400円プラス交通費、妙高市は1,300円プラス交通費、五泉市は2,100円のみ、上越市は1,500円のみ、阿賀野市は800円というところでありまして、佐渡市は現在2,000円プラス交通費という状況であります。

○議長（梅澤雅廣君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第5号についての質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 議会に始まって職員の旅費その他について削減ということが行われておりますが、トータルでお聞きいたしますが、この削減計画によって浮く財源というのは幾らでございますか。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

この削減額といいますか、効果額と申しますか、関係する四つの部分合わせまして効果額としては3,000万程度というふうに見込んでおります。従前費用弁償、普通旅費等を含めてであります。改正前はトータルで1億9,000万程度でありました。それが3,000万程度の効果額といいますか、削減額になるという見込みであります。

○議長（梅澤雅廣君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 消防団員の会議2,000円としたものを半額の1,000円とすると。消防団員までカットする必要は私ないと思うのです。これやっぱり余りにも一方的過ぎる。消防団員にはどう説明するのでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

これは、私ども費用弁償、日当、そういったものについてはぜひ市民の方々にもご理解をいただくということで、どこに特別扱いということはなく、議員の方々にもお願いしておりますように、その他の特定の非常勤特別職の方についてもご理解をいただくということでありますので、消防の方についても同じようにご理解を賜りたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 齋藤総務部長、消防団員というのは地域にいるわけですから、どう説明するのでしょうかと私が質疑したのです。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

消防の方々に対する説明の方はどうかということでございますが、そのことについては消防長の方から答えていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 消防長。

○消防長（渡辺与四夫君） お答えいたします。

今消防団四つの消防団がございますが、消防団連合会という組織がございます、その下の諮問機関に消防協議会というものがございます。その協議会の中で説明をして納得をしていただこうと思っておる次第でございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 説明をするわけでしょう。説明するにはお金がかかります。だったらよく考えて今までどおり私はすべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺与四夫君） お答えいたします。

毎年数回の消防協議会を開いております。そこの中での説明でございますので、経費はかからないと考えております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 私は、共産党員ではありませんが、あくまでも中村君の発言に多少なりともフォローしたいと、こう思っております。とかくこういった人件費とか費弁とかというものを削減するには、上から下へ一律制というやり方をやります。私は、予算の中で血の通った部分とかぬくもりがあるとか、やっぱりそういったことはささやかな市長のこれはアイデンティティーだと思うのです。ところが、今のこれを見ると市長は判を押したように従来のそういった踏襲と同じように右へ倣えというようなやり方、あるいは職員によきに計らえというようなやり方、こうやっておるようですが、私が特に申し上げるのはこの職種といいますか、この立場の方々というのはやはり我々ができないことを、言うならば火の中へ飛び込むというような危険性もある、そういう方々であります。したがって、そういう方々に対するささやかな思いやりというものも私は予算の上で工夫というものであってもいいのではないかなど。何の味もなく、従来どおりの踏襲だというような予算では、高野市長のアイデンティティーのなさというものをやっぱり言われてもしようがないのではないか、思いやりもない市長だなど、こういうことになるかと思うことと、もう一点、加賀さんが言ったように、これを1,000円にすることによって浮く財源の合計幾らになるのですか。それをあわせて第1問で教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

まず、ご理解願いたいと思うところは、今回消防団員の費用弁償の半額ということにつきましては、あくまでも会議ということに限定してであります。その他の警戒とか搜索とか演習とか、そういった場合ににつきましては従前どおり4時間以上は5,000円、4時間未満については3,000円という形でそのまま改正せずに進めてまいりたいというものでありますので、会議については半額ということでご理解願いたいというふうに思っております。

それから、効果額はどうかということにつきましては、先ほどトータルで3,000万程度ということとを申し上げましたが、消防では幾らかということにつきましては消防長の方から答えていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺与四夫君） お答えいたします。

今現在試算をしておりません。この後試算をいたしまして資料提出をしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤部長。

○総務部長（齋藤英夫君） 僭越だと思ったものですから、答えなかったのですが、内訳としては消防団員につきましては500万というふうに見込んでおるところであります。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 会議の費用だから、そういう特別枠をはめるということ自体おかしいのではないですか。会議であってもどういうことで必然性に基づいて招集されようと、あるいは年間何回やろうと、そういった決まりは次の予定、工程をいろんな意味でお話し合いをしたり指導したり、いろんな話をするわけでしょう。そこには全員が来るわけではなくて代表者が来るのだといえども、金額にすれば500万。

私は、そんなたかだか500万まで詰めるのだったら市長、助役、三役の報酬を25%か23%カットしなさいよ。たかだか3%カットしたなんて市長は得意になってけさの報告でも言っておりますけれども、私に言わせればとんでもないことだ。一般質問でこれは含めてやりますから、深く追及しませんが、そういうところに私は血の通った予算というものに対する思いやり、だって消防団員は一般の方々ですよ。消防長みたいにちゃんと正職でおって給料を何十万もらうというような方々ではないわけですよ。そういう方々に来てくれと言って集めて、それはそういうことを拝命しておる限りは仕方ないと言われながらも、私はそういういったところに高野市政の思いやりのなさ、思いやりが欠けると、こういうことを断じて言っておきたいと思います。答え要りません。言ったって言いわけしかないでしょう。ただ、答え一つほしいのは、500万をあきらめ切れないでどうしてもカットしてもらいたいというのか、それだけ一言聞いておきます。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

広く市民の方々にご負担もお願いしたいということで、大変恐縮であります。ご理解をいただくということをお願いしたいと思っております。

○54番（大澤祐治郎君） ちょっと待って、おれもう一回やれる。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤議員、3回やりました。

○54番（大澤祐治郎君） いや、3回やりはしない。

○議長（梅澤雅廣君） いや、やりました。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第8号についての質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 市長、助役の報酬を下げるということだけれども、私らのところに似たようなところの類団の十日町、糸魚川、南魚沼のこれはどうなっておるかな。市長は幾ら、助役は幾らになっておるのか、現行は。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

大変申しわけありません。調べてあったのですが、きょう今持ち合わせておりません。後でお答えしたいと思います。

〔「だめだよ、そんなの、議長。待ってやるから、だめだよ、そんなの」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

先ほど竹内議員の方から質問のありました市長の報酬、給料であります。十日町市が83万3,000円、それから糸魚川市が78万8,000円、それから似たようなところと申しますか、新発田市は人口が10万人であります、94万8,000円、南魚沼市であります、84万8,000円であります。

助役につきましては、十日町市が65万円、糸魚川市60万6,000円、南魚沼市64万8,000円であります。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） みんなばさばさやるのに、ここのところはもう少し見直しができたのではないの。

なぜここのところはここで踏みとどめたの。ほかのところみんな人件費削減するから、思い切ってやったのでしょう。ここのところはまだ思い切ってやれたのではないの。どうしてここでとどめたの。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

この給料の額につきましては、私ども報酬等審議会に諮問いたしました。その中での答申を受けてでありまして、審議会の中では5%削減という意見もありましたし、3%というような意見もあったわけですが、審議の過程を通じまして結論として報酬等審議会の結論では3%が妥当であるということでありまして、私どもそのことを尊重して今回最大3.5%で提案をさせていただいたというものであります。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 自分の身を切るようなこういうことの場合は、別に白紙で出さなくてもいいのだよ。

そうすると、諮問委員会に対してこの程度にとどめて下げたいのだが、どうかという諮問をすると、諮問委員会も非常にわかりやすく、本人がそう言っておるなら下げやすいなと、こうなるかしらぬけれども、白紙で出せば前年対比でこの程度かということになると思うのです。諮問のあり方もぜひ今後検討していただきたい。答弁は要らない。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 端的にお聞きいたしますが、かねがね特別職の報酬等については白紙諮問ということが言われておるのです。ところが、どうもこれを見てまいりますと白紙諮問ではないのではないかと、うふうに私思うのです。我々議会ならすぐ白紙諮問やったらあんなのは引き下げてしまえというような、だから引き下げてしまえだから、上げなくてもいいと、こうなるのですが、下手すると来年28人になりますが、据え置きにしまえという答えだって出かねないのです。そういう意味で一体この特別職のうちの俗に言う三役の者については何らかの示唆をもって諮問しておるのではないですか。ちょっとその点お聞きしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

私ども白紙ということではなく、私どもの置かれている状況、財政状況等を資料を提供しながら進めた

ものであります。私どもが出しました内容といたしましては、平成17年度の人事院勧告、それから18年度の人事院勧告等でありまして、その中では一般職の給料につきましては18年4月1日から一般職の給料についても減額になったといったようなこと、それから財政状況、そういったことを資料開示をしながら審議にゆだねたといえますか、ご意見をいただいたというところであります。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 何らかの示唆をしておるわけだよな。そこで、来年度以降の特別職の報酬に関する諮問の仕方について私はちょっと一考してほしいなという気がするのです。私は、報酬が安ければいいというのではなくて、やっぱり報酬に見合うだけの仕事を頑張りをしてもらいたいというのが市民の声だと思う。議員だって同じことです。限界議員なんていうのはそのうち言われかねないのです。だから、そういう意味で、今のはちょっと冗談でございますけれども、28人に議員を減らしたら、今まで60人でやっておった守備範囲が28人の双肩にかかってくるわけですから、これについてはやっぱり今後合理的な給与、報酬の定め方として有額諮問というのは必ずしも悪いものでは私はないだろうと思うのです。それが合理的な根拠に基づけばそれはいいので、そうせねばならぬと思うのですが、内部でそういう検討しておるの、全くしていないの。その辺どうですか。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

内部でどうかということですが、内部では十分議論をしております。

それから、報酬等審議会の審議のあり方につきましても、報酬審議会の委員の皆様方からはこういった審議の状況をぜひ公開してもらいたいと、公開するような方向で検討してもらいたいというような話がありました。委員会の制度につきましても、先般の議会で条例改正等していただきまして、常設といいますか、一たん答申書を出したらそれで終わりということではなくて、一定の議論の積み重ねを次の年の報酬に反映させるというような仕組みに変えさせていただきましたので、ぜひこういった議論も含めましてお伝えしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 蛇足でございますけれども、先般たしか期末手当の件で議会はいずれにしても報酬等審議会等にかけて、そして我々は決めていただけてもらうのが筋だと、そういうものなくして自分でもらうと、それはお手盛りだ何だと言われかねないよということで、私どもは筋を通したつもりなのです。そうしたら、要らぬというならとってしまえ、つまり払わなくてもいいやという極端な話が出てきたでしょう。そういうこともありますので、今後は報酬等審議委員の質の問題もよく考えてきちっとやってもらいたいと思うのです。そして、報酬等審議会とは一体どういう仕事をやるのかということもきちっとわかっているいただいてやっぱり取り組んでいただくというふうにした方が私は合理的な答えが出てくるだろう。今内部では検討しておるということだから、これ以上答弁を求めませんけれども、お金のことというのはなかなか言いにくい問題ですが、しかしそれは大事な活動の上での原資でございますので、今後はもっと合理的なものをより見出すようにひとつ内部検討してほしい。これはちょっと申し上げておきますので、答弁要りません。

○議長（梅澤雅廣君） 申し上げます。質疑でありますので、答弁が要らなかったらしないようにひとつお

願ひいたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） どうぞ。

○56番（加賀博昭君） 私は、答弁は要らないというのは特にあれなのですが、本来なら求めなければならぬ。では、改めて答弁求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

齋藤部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

そのこと十分に受けとめまして進めてまいりたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 一般質問でも通告しておりますので、深追いはしませんが、齋藤部長にお聞かせをいただきたいのですが、我々は先般の議会でも議員の定数、それから質、費用対効果から見るととんでもないのが議員におるとまで住民に言われて酷評されております。我々の立場からすれば、我が身をそれで引き締めて頑張るという私は努力目標と思っておりますけれども、それほど住民の目は厳しいのです。私は、市長並びに助役、助役さんなんか政策等で市長の両腕になって大変ご苦労されておるのだらうと、だらうとですよ、私は思うのですが、住民にはなかなかそれが見えてこない。そして、65万もくれる人たちが2人もついて、そして市長はその上の八十何万もらって、一体全体どういう変わった佐渡市の発展をしてくれておるのだと、全然そんなもの政策上にもどこにも出てこぬではないかと、こういうのが今この冷え切った佐渡経済社会の状況からして住民の気持ちです。そんなこと言うとかげすの勘ぐりだといえますので、多少は遠慮せねばならぬけれども、私もげすの勘ぐりであえて言うのですが、市長にしたって両助役にしたって生活的には何ら不自由もない人たちが第2の職場として現在のポジションにおる。そして、それなりのやっぱり評価に値する動きというものをを見せてくれていない。住民のところにあなた方のやっておる仕事の姿が見えない。そういうようなことでこれだけの給料をもらって私は当たり前だとは決して思えません。

それと、財政逼迫しておる、緊張しておる、財政が大変だというのなら、自ら我が身を切って財政的に私も協力するという、まなじりを決するぐらいの思いが出てこなければならぬ。来年改選期を控えておる市長は何にも言わないでこれ当たり前だというような話で、齋藤部長が言っておるのはそのとおりになってしまう。行って聞いてみると私は部長の言いなりですと市長は言っておる。そういうようなことは冗談にしても、一つ前置きは長置きしましたが、ただ私の言わんとすることは、住民感情からしますとやっぱりもう少しこれは減額の努力の跡が見えてもいいと、私はこう思うのですが、率直にこの程度3%でとどめたというその担保というか、理由は一体何ですか、総務部長。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

これは、私ども財政事情が厳しいということは十分踏まえておりますし、また市民の声も厳しいということも十分承知をいたしております。そういった中で報酬等審議会の委員の意見も伺った中では、やはりもっと下げるべきだろうといったご意見等もありましたし、また市長等の職務については、職責について

はもっと重いものであると、それなりのやっぱり待遇ということも考えていいのではないかといった意見等もありました。そういった中で結果として3%が妥当であるという答申になったわけではありますが、市長は市長自身のお考えはまた別のところにあるかと思いますが、そういったことを最大限尊重しながら市長については3.5%、それから助役につきましては3.3%ということで一歩踏み込んだ、それが妥当性のある数字であるかどうかは別にいたしましても、それが今回提案させていただいておる内容であるということをご理解願いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 私は、要らぬお世話ですが、来年の市長のご出馬を思いやって要らぬことを多少も言ってみたのだけれども、それはそれとして、部長にお聞きしたいのは、それでは報酬審議委員のメンバー、顔ぶれ、お名前、職歴ひとつお挙げいただきたいのと、そしてその中で厳しい声もあったと、その中で平均して3.5というのが無難だったというあなたの感触で言いますから、今回それ以上のことは突っ込みませんけれども、今の選ばれた報酬審議委員の職業とお名前、それお教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

今ほどのご質問につきましては、今手持ちはございませんので、後日配付できるような形でお示しをしたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤君の3回目の質疑を許します。

○54番（大澤祐治郎君） 余りこれ以上言いませんから、議長、心配しないでください。

わかっておるのだけれども、今手持ちに資料がないから。名前ぐらいあなた、100人おるわけではないでしょう。せいぜいおったって10人でしょうが。そういった人をすらすらと部長、あなた掌握していなければこれは職務怠慢です。あなたの報酬からまずカットしなければならぬ。そんなばかな話ありません。そんなふざけたことを言って我々がああ、そうですかと言って引き下がったら、テレビを見ておる人たちは一体何を談合やっておるのだということになります。それだけは厳しく言うておくが、私はあなた好きだけれども、それだけは厳しく言うておきます。

それと、私ども佐和田町の例をとりますと、N T Tだとか専売公社だとか、学校校長会の会長だとか、銀行金融団体の会長だとか、商工会の会長だとか、そういった方々がなっておった。その人たちの報酬が市長より高いのです。そうすると、自分たちが市長よりおまえ高い給料もらっておると言っている組合から総括受けて突き上げが来ると、だからそこら辺でとめておかなければならぬというような、あしき慣行もありました。だから、そうかという意味ではありませんけれども、やっぱりガラス張りにして、財政がここまで逼迫しておるのだから、市長自らその痛みはわかるから、市長も努力したと、だから議会も職員もみんなお互いに努力しようと、やっぱりこういうものであってもらいたいと、こう思います。それについて最後の答弁をお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

大澤議員のご指摘に対しましては真摯に受けとめてまいりたいと考えております。ただ、今委員のお名前でございますが、正確を期するために資料で配付をさせていただきたいというふうに考えておりますの

で、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第9号についての質疑を終結いたします。

議案第10号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結いたします。

議案第11号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。
松本君。

○1番（松本展国君） 附則の第10項を次のように改める、佐渡市立両津病院の病院長の給料月額、別表第3の規定にかかわらず66万円とするとありますが、相川病院長の方はどうなっておりますか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

資料の28ページをごらんになっていただきたいと思います。相川病院と両津病院につきましては表形式で掲載をしてございました。相川病院の病院長につきましては99万1,500円ということでありましたが、今回退任されるということで、この特例については廃止をして通常の医療職の適用にしたいということで、今回両津病院の院長先生の給料について特定をしたというものであります。

○議長（梅澤雅廣君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） そうすると、相川市立病院の病院長というのはこの後不在になられるわけですか。

○議長（梅澤雅廣君） 総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

病院の人事につきましては私どもお答えする立場にはありませんが、それは何らかの形で対応されるというふうには伺っております。

○議長（梅澤雅廣君） 松本展国君。

○1番（松本展国君） 恐らく院長というものは、責任者に言うとも怒られると思うのですが、今までの表を見ますと、両津市立病院は今までどおり66万円、相川市立病院は約99万1,500円。同じ市立病院の院長でありながらこのような差別規定を設けた合理的な根拠はなかったと思うのですが、仮に今後また相川に新しい新病院長がお見えになった場合、このようなまた差を設けたような対応をされるわけですか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

私どもの方の定年を超えた年齢の先生お二人今までは勤務されておったということで、特例給付ということでこういう形になっておったわけでございます。今後の院長の件につきましては、執行者の方とご相談して決めていただけるものと思っております。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第11号についての質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） （2）番目に麦僊・杏村賞基金条例というのがありますが、これは賞を今まで出していたのかどうか。ちょっと一言だけつけ加えさせてもらえれば、新穂村時代に生家をつぶしたとかいうふうなことで、せっかくこの後に観光に力入れていこうというときに、全国的に有名な麦僊・杏村賞の基金条例をなくするということは賞そのものをなくすことを含めているのかどうか、その1点だけ。

○議長（梅澤雅廣君） 坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） お答えいたします。

これは、合併前の旧新穂村のときに平成3年にスポーツ賞あるいは文化関係に功労のあった人を表彰してきたものですが、平成15年まで実施しておりました。その時点で基金も全部取り崩して条例だけ残っておりましたので、今回廃止にさせていただきたい、こういうことでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 先ほど市長に対するご批判がいろいろ出ていますが、これなんか一番大事な賞であり、基金だろうと思うのです。あんな、あんなと言っては失礼ですが、表彰をされたということも大事ですが、これからこの後にいろいろな予算で組まれているこういうところ、新穂村もこの麦僊の生家をつぶしたというあたりの感覚は私疑いますが、これはこういうものを大事にして全国的にPRをしていかなければならぬときに何ですか、こんなのつぶして。こういうふうな感覚だから、市民からおしかりを受けるので、基金条例をつぶしてもいいけれども、この賞はきっちりとして、版画村までやっているのではないですか。それなのにこういう日本的に有名な画家、哲学者、こういう方たちの例えばそれに沿った形で賞を出すのは当たり前だと思う。基金条例がなくなったらこの賞もやめるのかどうなのか、もう一回答お願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時31分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、平成15年までは確かに新穂村は当時表彰式を行っていました。ですが、合併後16年からは行っておりません。この後のことについては、ちょっと申しわけないですが、まだ相談しておりませんので、申しわけないです。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） これを廃止するなら廃止するようにこれはどうするのか決めてから廃止の条例出さないでどうするの、一体。何を考えているの。まとめて廃止すればいいというものではなくて、各町村時代にそれぞれ理由があってこういうものを基金をつくったはずなのだ。その趣旨をまず検討して、そしてその後これは大事だから、こうしようとか、基金がなくてもこうしようとかと、その計画がなくて何も考えなくてただつづせばいいというのはおかしいと思うので、これはぜひとも、これ担当委員会どこになるかわかりませんが、そこで審査をしてもらいたいし、執行部もそれまでの間にきちんとした考え方をを出していただきたいと思うのですが、答弁頼みます。

○議長（梅澤雅廣君） 坂本課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） お答えいたします。

このことにつきましては、後日相談させていただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 議案第13号ですけれども、議案関係資料集の30ページを見ていただきたいと思いますが、右、現在5カ所の出張所、そのうち一番上、水津出張所、左の方見ていきますとこれ削ると書いてあるのです。そうすると、水津出張所がないというか、これ水津出張所を廃止するという議案ですけれども、1点目はなぜ水津出張所廃止するのか。市長もご存じのように、ここの地域は東立島から水津までですか、この六つの集落がありまして、中には65歳以上の方が50%を超える限界集落となっています。そして、公共サービスを維持するという市のしっかりした対応策がないと、六つの集落全体が限界集落となる地域です。そこで、2点目はお聞きしたいのですけれども、行政改革として支所、出張所のあり方、これをきちんと議論してきちんと方針としてできているのかどうか。3点目は、できているのであれば方針の内容を教えてくださいたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

粕谷部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

まず、第1点目、なぜ出張所を廃止するのかという点でございますけれども、水津出張所の、旧両津市の場合は月布施支所という言い方しておったはずでございますが、当時から廃止の話が実はございまして、その後ちょっと中断したという形をとった経過がございます。ただ、今回が私ども提案したきっかけとしましては、実は出張所の建物が非常に老朽化をしております、この後の建物自体の維持というものが非常に難しい状況になってきたと、こういう状況がございます。それで、一応所管する両津支所の方で実は去年の6月ごろから地元の方とこの後どうしようかという話を断片的に進めてきたという経過がございますが、その後地元の意向からいたしますと、ある程度の業務の内容等を精査した結果、実際には戸籍関係あるいは住民票移動関係につきまして年間五、六件程度の取り扱いと、それ以外のものについては大

変少ない件数というのが継続してきたというところがございます。

それと、もう一つ、実は昨年春から廃止いたしました吉井連絡所、こちらの方につきましては実は郵便局さんの方に業務を委託をしまっていました。その結果、吉井連絡所の関係につきましては今のところ住民の方々に大変不便をかけたという状況はございませんので、そういった面も含めまして昨年の11月ごろから各集落単位に説明会、一番最初につきましては区長会の方に説明申し上げたわけですが、その中で一応協議を重ねた結果、今回市長の方で提案しております出前市役所、こういった面も導入を図る中で、水津郵便局と月布施郵便局、そちらに取り扱いをお願いした中である程度カバーできるのではないかと、いうところが各集落の総会で合意いただいたと、こういう中で今回こういう方向を出させていただいた、そういうところでございます。

ただ、行政改革の方のあり方については、今のところはっきりしたものが出ていないというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 水津出張所の廃止は老朽化のためだと。そして、行政改革としての出張所のあり方ははっきりできていないと。そこで、それではこの30ページの資料集見ていただくとわかりですけども、右の方の上から3番目ですか、この水津出張所と同じようなケースがあるのです。これ両津地区の北方面、やはり水津出張所と同じように鷺崎の位置にある海府出張所、やっぱり海岸線にありますよね。これは、どのような対応と考えているのでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 粕谷部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

鷺崎、いわゆる海府出張所の関係につきましては、いわゆるデイサービスあるいは消防署の分遣所、こういったものの建設の変わり目の中で、旧両津市から引き継いだ段階から存続の部分につきましては地区を入れた検討をされてまいりました。その結果、12月議会だと思うのですが、消防署の分遣所の中に併設をして、消防署の業務の一部をお互いに共同といいたほうがいいか、助け合いながら地区の事務所として残すという方向で、現在そういう状況で進めております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 水津出張所は廃止だと。海府出張所はそういう消防救急分遣所の中に入れると。これ出張所のあり方をきちっと議論していないから、このようなことが起こるのです。やっぱりおかしいですよ、これ。それで、海府出張所のように廃止をしないで、水津出張所の今回の議案の場合も老朽化のため廃止ではなくて建て替えるとか、あるいは地域の既存の施設を利用するなど、佐渡市がきちっと維持するために検討努力が私必要だと思います。これから委員会でしっかりと十分審査をしていただきたいと思いますけれども、委員長、副委員長、優秀な委員長、副委員長ですので、現地調査を私お願いしたいと思います。

それで、もう一点だけ聞くんわ。これ間違いかどうか僕わかりませんが、先ほど部長が答えられたように海府出張所の位置が変わるので、この議会に議案を提案しなければならないのかなと私思ったもの

で、それはどうとらえればいいのでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 粕谷部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

海府出張所の件につきましては、先ほど申し上げましたように、12月議会に既に提案申し上げて議決いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市トキ環境整備基金条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

○28番（村川四郎君） この条例ですけれども、今まで相川で運営されていた希望の家と岩百合会のことなのですが、この条例で運営するということと、例えばクローバーとかサウスクラブという施設がありますけれども、その施設との関連はどういうことになるのか。クローバーとかサウスクラブはどういう枠組みで運営されていくのかということと、もう一つはNPOでやっていくというような方向もあるということで、一部そういう方向でこの施設はいついたのではないかと思うのですが、指定管理者制度を取り入れた場合ということも条例に載っておるのですけれども、市としてはどちらの方向をこういう小規模作業所とかの運営に関して進めていくのですか。NPO、指定管理者、どちらか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

この二つのうちの一つの方の運営を予定している組織の皆さん方につきましては、NPOの法人格はとっておるのですが、もう一つの方はとっていない。両方ともそろったときに指定管理なりなんりのきっちと全部運営できるような形でお願いしたいということを考えております。それで、待っておるというような状況なのでございますが、よろしくお願いいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○福祉保健部長（末武正義君） 今のところ直営という形でやっていただいておりますけれども、準備さえ整えばそういうふうな方向で同じような形で進めてまいりたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第16号についての質疑を終結いたします。

議案第17号 佐渡市出生祝金支給条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

島倉君。

○6番（島倉武昭君） それでは、この廃止についてですが、実はきょう午前中、市長の施政方針演説をお聞きしました。今国を挙げて少子化対策にどこの自治体も取り組んでおります。午前中の施政の中に少子化、子育てについての文言が一つありません。そして、またきょうここに条例を廃止すると。なぜ今これだけ少子化問題が国を挙げて騒がれておる中でこういう状態するのですか。

それから、恐らくこれを廃止するということは金が絡んだということで廃止したと思うのですが、昨年この祝金に支払いをしておる金額がわかったら教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

先に金額の方をご紹介しますが、平成17年度の実績で2,035万でございます。それから、本年度につきましては12月に補正予算も組んでいただきましたのですけれども、総額2,400万というところでございます。子育て関係の支援経費につきましては、この出生祝金を廃止して後退ということではなくて、全体的には前進をさせたいと思っております。保育園の延長保育では2,600万円余計上してございますし、それから3歳以降就学前のいわゆる県単医療費の上乗せも3,050万程度計上させていただいております。このほかもございますけれども、そういうことで全体的には後退させないで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 島倉君。

○6番（島倉武昭君） 私も厚生なものですから、2回ほどの出産祝金の補正をした、恐らくこれも昨年天皇の秋篠宮家ですか、あの懐妊、出産があったから、全国的にちょっと右肩上がりになったというようなニュースを聞いております。それはそれとして、やはりこういう祝金廃止するのではなくて、もし予算的に難しかったら半分にするとかなんとか、一気に制度が変わったからといってすぐ廃止というのは、少し今の全体的な子育ての少子化の問題から見ると異常ではないかと、こういうふうに思っておりますので、この後は一般質問でやらせてもらいますので、これで結構です。

○議長（梅澤雅廣君） 木村悟君。

○7番（木村 悟君） 私も厚生の委員会なので、端的にお聞きします。

突如としてこのような祝金の条例の廃止が出てきました。昨年母子手帳が足りないぐらいに出生率が少し上がってきたと思うのです。そこで、幾ら国の制度が充実したからといって、独自にこの佐渡のシステムはこれで私はいいと思うのです。まだ削るところもたくさんあると思います。その部分でぜひこの部分を残してほしいのですけれども、国は国の制度として別、地元は地元としての自治体のやることはやることでこのまま残してほしいのですけれども、市長の見解ちょっとお伺いしたいのですけれども、いかがこの後取り組んでいくか、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この件については、単に出生祝金を出すとか出さないとかいうのではなくて、要するに少子化を防ぐための制度といいますか、施策をどういうふうに佐渡市としてやるかというところでごらんになっていただきたいというふうに思います。これからもたくさん、たまたま今年度は60人ぐらいふえそうな感じではありますが、この後も、今末武部長が言いましたように、延長保育であるとか医療費の問題等で総合的にやはりお母さんたちが、保護者の人たちが子供を育てやすいような仕組みに持っていきたいというふうに思っています。もちろん国保によって金額が5万円ふえたというのはたまたまぶつかりましたけれども、そういう意味で我々は我々の中で支援の厚みをふやしていきたいというふうに考えています。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 佐渡市保健師修学資金貸与条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

松本君。

○1番（松本展国君） 私昨年9月定例会の一般質問で保健師の役割の重要性を指摘したわけです。市民の基本健診を守ることによって市民の健康を守るのはもちろん、その後の市の医療財源の負担軽減を図るためにそのような指導的役割をしていただける保健師の役割、あるいは今佐渡の高齢化の中でのお年寄りの身近な相談役として保健師の責務の重要性を指摘したわけですし、その後も先輩議員からこの点のご指摘がございました。私の言った一般質問のこの精神に反するような条例をなぜこのようなことをされるのかお聞きします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

本条例は、旧赤泊村で行っておりました条例でございまして、該当の方の償還が終わったということで廃止条例としたわけでございます。現在は平成16年3月に制定していただきました佐渡市医療技術奨学資金貸与条例に該当しますので、こちらの方で対応していきたいということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

議案第20号 佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 海洋深層水の価格がいよいよ鮮明になってきて出してくておるのですが、本年度の、新年度ですよ、収支見込み一体どうなっているのか。これをやることによって本年度の収支見込みどうなっているか。数字で大幅な見込みは出てあるでしょう。

○議長（梅澤雅廣君） 木下商工課長。

○商工課長（木下良則君） お答え申し上げます。

歳入で約500万ぐらいの収入を見込んでおりますが、この改正した理由につきましては、より多くの方々から使っていただいてということで改正をしたものでございます。よろしくお願いします。

〔答弁まだしていない、きちっと。収支と聞いておるのだ〕と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 2時56分 休憩

午後 3時09分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

答弁を許します。

木下商工課長。

○商工課長（木下良則君） お答え申し上げます。

どうも申しわけございませんでした。歳入の見込みが約500万、歳出の方が約4,500万で、差し引き4,000万円の赤字ということでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 公営のものであるから、利益を出せとは言わないが、せめて収支がチャラになるというところまでいかないと、これは垂れ流しをやっておると同じことです。これをどのようにすると収支バランスがチャラになるか、その施策を持っておってやっておるのかな。ただ事業拡大、事業拡大を続けていけばそのうち何かいいことがあるのではないかなと思ってこんなことをしておるのか、それともこうすることによって、今は500万だけれども、この収支バランスは必ずこういうやり方で合いますよという見込みを立ててやっておるのか、答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

この海洋深層水の施設につきましては、もちろんこういったことで売り上げというか、市の収入をふやすということも非常に大事なことですけれども、むしろそれよりもこの海洋深層水という貴重な資源を島民の方々により一層活用していただいて、それを活用していただいたビジネスを展開していただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） これを使って島民が何かやってくれば行政負担は当たり前のことだとあなた言っておるのだよ、今の言っておることは。行政はこの水を使うことによって島民がそれで何かを得れば行政

サイドが金を垂れ流すことはやむを得ないこと、当たり前のことだと、こう言っておるのだよ。そんな考え方は成り立ちません。とんでもないところへいきますよ。それにはこの水を掛かり費用が4,500万かかってくみ上げる、これをいかにそれに見合った対価にして出すか、これが大事でしょう。よそは全部やっておるのです。この事業をやってこれを失敗しておる。成功例はある。成功例は何かというのは、企業誘致とひっくるめてやって初めてこれが成り立っておるのだということです、成功事例は。その方策を探しておるのか。民間へどんどん、どんどんこんなもの出したってだめです、これは。だめな事例は山ほどある。海洋深層水の豆腐だ、海洋深層水のあめだと山ほどやってみているけれども、そういう効果が出ない。しかし、これによって効果を得るためには企業誘致なりなんなりをしたものによって初めて生まれてくる。これにはそのものなくして収支がチャラになることはあり得ないということ私言っておる。だから、これを軽々とかいうものを垂れ流しておると佐渡市はとんでもないところへいきますよということ。その方途があるのかと。そうでなければ収支バランス合わないよと私言っておるのです。もう一回答弁しなさい。

○議長（梅澤雅廣君） 川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

海洋深層水施設につきまして、今し方議員がご指摘いただいたように、企業誘致にも活用できますし、もちろん先ほど私の方から答弁させていただきましたように島内企業の方々、もちろん企業誘致に結びつかなくても島外企業の方々にも現在使っていただいております。こういったことを進めることによってもちろん企業の方々のビジネスにも活用していただけるというふうにも思いますし、また利用が促進されることによって施設の方への収入も増加してくるということでございますので、利活用を推進していくというのが我々のスタンスでございます。島内企業に関しましても、現在積極的な説明会を開催するなど利活用の促進に向けた取り組みも進めておりますし、また来年度予算案の中にも温浴施設等への活用を促進するような制度も提案させていただいているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結いたします。

議案第22号 佐渡市営湊駐車場条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

島倉君。

○6番（島倉武昭君） この駐車場、第2というのは恐らく今無料になっておるヘリポートの横の砂利の駐車場だと思いますが、これはわずかの金ではありますが、遠隔地から行く島民が土曜日に行って、日曜と2日ぐらい来て帰るということで、非常に有効に使われておるところのこれだけわずかのお金を取ると。これ8月からだと思いますし、恐らく今の砂利のところを簡易舗装なり何かして機械を設置するわけなの

ですが、恐らくそれだけの投資をして採算面、この金のない時期に今のままで砂利ぐらい敷いて遠隔地から行く島民の便利を図った、その辺の考えをお聞かせ願います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

この駐車場の用地につきましては都市再開発用地ということで、その一部を今無料という形で使っているところでございます。この駐車場につきましては暫定ということでございまして、今先ほど言いましたように砂利敷きの駐車場になっております。遠いところから来る方にとっては、長期間置くにつきましては非常に便利であるところでございますが、なぜ今回料金を取るようになったかといいますのは、ここににつきましては看板にもありますように長時間の駐車とか、あるいは車庫がわりに使わないでくださいということにはなっているのですが、実際そういった使われ方をしている周辺の方もおります。それと、周辺に料金取って経営している民間の駐車場もございます。そういった方々の経営の圧迫につながるようなこともできません。それで、今回ゲートを設けまして低料金で提供したいということで、このたびの5時間100円という料金になったというものでございます。あそこから歩きますと港まで約10分ぐらいかかるというようなこともございまして、今回5時間100円というような設定にさせていただいたものでございます。収支につきましても特にここの料金が収入が上がるというものではなくて、ゲートにつきましてもリースというような形で、維持管理等ありますから、その辺とんとんというような形で今回島民の皆様のご理解を得たいということでこういった設定にさせていただいたものでございます。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 島倉君。

○6番（島倉武昭君） 大体言わんとすることはわかるのですが、私はあそこを使っておる人たち、土日になるとほとんど、私もたまに行くのですが、満杯です。そうすると、あの横に住宅があります。そして、公園があります。その公園の裏にはびっしり車が並んでおるのが日曜日なのです。金の問題だけでなく、やっぱり遠くから行く人たちが向こうへ渡って2日なりおるということを考えますと、あれがなくなるともう両津の佐渡汽船には無料の駐車場はあそこの公衆トイレの横の20台ぐらい入る場所しかなくなります。そうすると、恐らく場所的に考えますと島外から来ておる先生方、大体土日、金曜日の晩から土曜の朝にかけては先生方の駐車がかなり多いのだと思います。そういうことも考えると、やっぱり仕事に来てあそこへ置いて、それが1日、この料金見ますと5時間まで100円ですか。そうすると、24時間だと500円、2日置けば1,000円という、金額では確かにそんなに負担がかかるのではないと思うのですが、やっぱりそれでも佐渡に1カ所ぐらいそういう遠隔地から来てちょっとそこへ出てきたのに行くたびに金を払わねばならぬ、佐渡市になったら何でもかんでもはや、先を見た19年度に料金改正がなされておるとこの出た19年度の予算の使用料とかそういうものを見るとはやもう目に見えたような感じで、全く島民の生活というか、あれを一般に、はや縛りつけたような感じですが、その辺をもしやるのであってもそういう無料駐車があるのであったらそれだけの金を、機械を設置するだけの金を監視員にお願いするとかしてやれば、2日も3日もすれば、そんなに何百台とある車ではないのだから、そっちの方が経費的に考えたらとんとんより安くなるのではないですか。その辺どうですか。そういう監視員をお願いしてやれば2日3日あそこにはうっておくのだから、それとも先生方が向こうへ帰ったときだからということですぐわかる

のではないですか。そういうことの徹底をしなくて、はや機械をつけて環境の問題、見ばえが悪いから、金を取って解決すればいいというのはちょっと自治体のやることとしてはまずいと思いますが、どうですか。

○議長（梅澤雅廣君） 佐藤部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

実は今現在長期間とめている車が数台ありまして、これからゲートをつけて管理するというのもその辺の意図があるわけです。監視員を設けまして、その辺のところをゲートのリース代払うよりもそっちの方がいいのではないかという島倉議員の意見でございますけれども、どれだけ駐車をしておくかというのもなかなか管理の大抵ではできませんので、初めての試みなのですが、今回このような形で行っていきたいということでお願いするものでございますが、よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 松本君。

○1番（松本展国君） 私角度変えてお聞きしますが、この両津湊駐車場は有料でございますが、佐渡の市営駐車場の中には、例えば畑野がそうだったと思いますが、幾つかあるかと思うが、無料の駐車場もあるわけだと思うのですが、同じ佐渡市民で畑野の駐車場を使っている人は無料で、同じ佐渡市民でありながら両津の湊を使っている人はお金をいただくって、これ何かおかしくありませんか。法の平等の原則に反しませんか。差別するのであれば合理的な根拠を示さなければいけないわけですが、この答えは先ほど建設部長に若干あったと思うのですが、これだけ有料と無料差別する合理的根拠というのをやっぱり示す必要あると思います。理由示してください。なぜ畑野は無料で両津は有料なのか。

○議長（梅澤雅廣君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

松本議員の畑野の無料駐車場というのがどこにあるのか、建設部で管理している駐車場は畑野にちょっと見当たりませんので、どこのところを言うのかひとつお願いしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 松本君。

○1番（松本展国君） 1年半ぐらい前ですか、条例でたしかやったはずで、私そのときもあえて質問しようかと思ったのですが、遠慮して、私言うの間違いないですよ、山田局長。私そのとき山田局長にこれちょっと問題ないかと私的にちょっと局長と話したこともあったのですが、私の記憶間違いないですよ、局長。

○議長（梅澤雅廣君） 松本君、その確認は今置いて、そうとあなたが思ったらそう思ったとおりにこちらに質問してください。

○1番（松本展国君） わかりますか。専門職ですから。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 3時27分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

無料の駐車場と有料の駐車場とあるということでございますけれども、それぞれ例えば公園の横にある駐車場とか、両津でもおんでこドームの横に駐車場がございます。それは、お金の方は取っておりません。時間設定で無料にしているわけでございます。今回の第2駐車場につきましては港の乗りおり、乗客等のための駐車場ということで、周辺の料金を取って民間経営している、駐車管理しているところとの整合性もございますので、ここを無料にしますとそういったことで非常によくないというようなことがございまして、今回このところにつきましてはそんなに高額な料金でなくてご利用いただければということで、そのようにご理解をいただきたいと思いますが。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 松本君が遠慮して言えないから、少し年を食った私が言いますが、部長、説明があなたやっぱりちょっと簡略過ぎると思うのです。無料だからということで、それを前に置いてそういう話をやっておるけれども、ではゲートをつけて料金箱をつけて、そして時間制というものを今回条例をつくって設けたいという、それは整理ということも含めて、あるいは地域の環境保全ということも含めてあなたの管理者の立場はわかるのです。そうしたら、ではあなたあそこの中で管理ゲートをやって置いたら、実際に車が傷つけられた、壊された、そういうことに対する保安責任というものはどの程度あなたとれるの。そこまでやるのであれば仮舗装でもいいし、舗装をやって、そしてこれだけの料金はそのかわりいただきますよと、満杯になるぐらいだから、採算は十分あると思うのです、仮舗装やったぐらいの。そして、リースでゲートを借りて、そして料金箱を置いて、そしてやると。なお、保険はということで料金の一部にかかっておるといような、掛け捨てでもかかっておるといことでやらないと、金は取るわ管理保安についての責任はとらないといようなことになると大変なことと、一つへ理屈で言っておるのだから、聞いてくれや。

それで、もう一つは我々また佐渡汽船の料金が上がると。住民生活は非常に二重、三重の言うなら苦渋な、佐渡汽船の社長来ておって選択だとか委託だ言っておったけれども、あの人たち腹痛まぬのだけれども、我々は腹痛むのです。そういったやっぱり増税感というものを、島倉君が言ったように市になったら資金だ、財政だ、そういう体力をつけて大きくやれるから、合併は間違いないのだから市長は堂々と言いつておったけれども、これは一般質問で私は責めるけれども、そんなようなことを考えたらやっぱり市民感情から非常に乖離しております。だから、説明も、私はあなたの管理上の立場はわからぬわけではない。だけれども、そうであつたらある程度の予算を、市長から仮舗装の予算を200万要るか300万要るかもらってやって、そしていわゆるゲートをリースでつけて、そして有料、料金を取るということをして、そしてその一部に管理保安の車に対してそういう事故が起きたときに責任持つといようなことまでやって、そういうことをやらないと砂利敷いて敷きっ放しのところに置いて、5時間以上たつたら管理に困るから、銭を取りますといようなことをやりますと、せっかく置いて楽しみに海を渡った住民に対してまた船の料金も上がった上にそういったことの追い打ちをかけるといようなことで、非常に理解をされにくいということを私言っておる。だから、そういうこともひとつ研究課題にしてくれと。それは、あなたにどうこうせいといこと言いません。今さら予算を今ここですぐどうこうせいといつたってできるわ

けありませんし。

〔「どうこうせいと言わなきゃだめだ」と呼ぶ者あり〕

○54番（大澤祐治郎君） いやいや、もちろんだうこうしてもらいたい、それは課題としてお願いするが、今どうしますということを性急に求めませんが、そういう方向で解決できるかどうか、前向きな検討できるかどうかだけお話しになってください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

佐藤部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

今大澤議員が言いましたように、舗装化も考えてみました。そして、試算をしますと、舗装をしますと4,000万から5,000万ぐらいかかってしまうわけです。それで、そういった金額との考慮もございます。予算が今厳しい中で、今までも無料の駐車場がちょっと拡大したのですけれども、あれで充分時間も超過しておりますので、また敷き直して水たまり等はないような形で管理したいと思います。そんなことで例えば今回5時半の船で渡って4時の船で帰る場合、今回の場合の計算でいきますと約300円ぐらいなのです。そして、5時半に出て7時半の夜の船で帰ると400円ぐらいなのです。そういうくらいと言いますと語弊があるかも知れませんが、そんなことで今回、財政的なものもございます。砂利敷きできちんとして管理の方も今度徹底していきたいというふう考えているところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 最後の切り札で財源がないという話を出してくるとあとの言いようがないのですが、例えば今おっしゃったような人が300円払うと、あそこ満杯にして考えたときにほとんどプールされて満杯だという話を、今まで質問している人たちはそういう話をされておる。そうではない。それはそれで言うてくれればいいけれども。そうすると、あそこで料金置いてやってトータルとして、4,000万は一時的には4,000万。しかし、あれは仮用地だから、いずれ何か建てねばならぬときにはその用地をまたほかに使わねばならぬかしらぬけれども、舗装して、しかし3年、5年というスパンで考えたときには、今のそのぐらいのものはとれるのではないの。それとれない。とれないというのならあなたが言ったとおりで私それで結構ですと言いますが、やっぱりそういうサービスも考えてやらないと踏んだりけったりです、島民は。だから、島倉君ではないが、仮に1日丸々2日置くと2,000円取られるというような人が何台おるのか私はわかりませんけれども、そのものが年間逆に言うとそういった格好で100台おったとすれば、そういう計算で5年間やったとすれば、それは私は4,000万という金は出てくると思うのです。だから、目先だけできのうきょうという話だけでなく、住民サービスが低下しておるといってどんどんたたかれておって、そしてそういう基本料金のようなものだけどんどん上がっておるといって言い方されて、あなた方も市長も困ると思うのです。そういうことをいろいろ考えた上で、総括した上で中で検討して、今のあなたの言うことは私は了解しましたけれども、前向きなひとつ検討をしてください。そう言っておきます。

○議長（梅澤雅廣君） 祝優雄君。

○48番（祝 優雄君） 私は、今までの人たちとちょっと感覚違うのです。この予算書にも載っておりますが、両津小学校の横の駐車場、あれは780万ぐらいの収入がありますよね。やはりきちっとした形で管理をすることで収益が上がってきますから、それはしっかりとした形で管理すべき。あの土地がどうしても

活用しなければならぬ状況が生まれたらそれは活用すればいいのです、そんなものは。ですから、今はきちっとした対応しませんと、松本君が言ったようにここはこういう形でお金が取られるけれども、ここは取られない、例えば30円とか40円、50円だということになりますと、全くバランスを欠いてしまうのです。ですから、例えば今皆さんにわかるように両津小学校の横の駐車場は幾ら、そして今提案あなた方がしているのは幾らなのかというのを合わせてみれば簡単にわかる話です。これは、やはりみんな金払っておる人もいるのですから、やはりその辺をバランスをとってあげないと逆に不満が出るのです。そのかわりきちっとして管理するということにすればいいので、私どもは船を利用するときにはいつもタクシーで出ていくのです。そうすれば同じことなのです。ですから、そういうことをみんなが考えてみなければ、今のような形でただがいいだろうというわけにはいかないのです。その辺きちっと今のお答えしてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

先ほど来申し上げましておるように、この駐車場につきましては港を利用する、遠距離から両津港を使う人たちに対しまして、今現在無料になっているわけでございますけれども、その方々に管理もきちんとするというような意味も込めまして今回低料金の設定をさせていただいたものでございます。これを今5時間100円という設定にさせていただきましたのは、いわゆるゲートをつけないとやはり管理もできません。そういった意味でゲートのリース、保守点検料、それととんとんになるような収支の見積もりで今回5時間100円という設定をさせていただいたものでございます。これを料金を例えば1時間30円とか25円とか、そういった設定にした場合はどうかというような計算もしてみました。全部それぞれ5時半の船で行って4時の船で帰ると幾らになるかというような計算もしてみましたけれども、今回管理面という意味からしましてぜひともこの案で皆さんからご理解を賜りたいということでございます。

〔「小学校の横の幾らなの」と呼ぶ者あり〕

○建設部長（佐藤一富君） 小学校の横は、1時間50円でございます。それから、港埠頭の駐車場、これは1時間70円の計算でやっております。今回の駐車場につきましては大体歩いて10分から15分、お年寄りになりますと非常に遠い位置にあります。そういったこともありまして、それでも料金が安ければいいという方は10分前とか15分前に来るわけです。そういった方々のために料金設定を今ほど申しましたような料金設定にさせていただいたというところでございますが、ひとつよろしく願います。

○議長（梅澤雅廣君） 祝優雄君。

○48番（祝 優雄君） 今お聞きいただいたように、片一方は時間で50円をいただいている。これは、1日単位で幾らということになると全くバランスを欠いてしまうのです。これは、距離的な問題があるから、例えば50円だけれども、40円にするのはいいです。やはりきちっとした対応をすればそれなりの収益上がって舗装もきちっとできるわけですから。これは、そんな中途半端なことでバランスを欠いたような話ではだめです。これはしっかり統一のとれたものにしてください。説明ができないではないの。やはり説明のできる方法にしてください。そうでなければ絶対だめです。なぜそれができないのかね。

○議長（梅澤雅廣君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

先ほど来申し上げましておるように、この駐車場につきましては収益を上げるというような目的ではありません。両津の港を利用する遠隔地から長期間ここに駐車していくというような方に対しまして便宜を図るというようなことで、今回このような形になったものでございます。ただ、今までのような駐車にしておきますと非常に管理面、無料とはいいましていろいろな管理的なものでもなかなか不都合がございますし、そういったことでこのような形になったということでございます。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 祝優雄君。

○48番（祝 優雄君） どうしてそんな説明が理解できるのです。では、今まで料金取っておるところただにしないよ。そうしなければバランスが全くとれないでしょう。きちっとした対応をして同じような形にすればいいではない。何にも問題ないではないですか。一方は島内の人たちがみんな料金払っているのです。ここは政策上ただにしましょうと、ただに近いこの金額にしましょうというのは私はあってもいいだろうとは思うのです。それならそれなりの理由をきちっと述べてやらなければそれだって説明がつきません。これは、堂々と市長が施政方針で述べるべき話です、政策なら。全く違うではないの。船の料金もこうだから、これはただにするのだというなら別です。あなたのところだけでそんな説明したって通るわけないではないの。そんなバランスの欠いたものはだめです。やるならきちっと説明のつくものにしてください。そうでなければこれ私は絶対に理解できない。何でもただであればいい、ただに近いものであればいいという話ではない。やはりそれなりの責任を持って管理するならそれなりのものを提供する、それが行政サービスです。しっかり、答弁できなければできぬでいいのだけれども、私はこれは理解絶対できない。それだけ言うておく。

○議長（梅澤雅廣君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第22号についての質疑を終結いたします。

議案第23号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第23号についての質疑を終結いたします。

議案第24号 佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

議案第27号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 佐渡市総合教育センター条例の制定についての質疑を許します。

臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） この条例の中で職員の体制なのです。規則の方では所長、次長、指導主事、その他の職員若干人となっておりますが、当面といいますか、19年度はどういう体制でいかれるのですか。それと、次長については教育委員会の職員が兼務するのですか。その辺もお聞かせいただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） お答えします。

19年度は、現在ここに施行規則には所長1人、これは週3日ぐらいの嘱託で考えております。それから、次長は職員の兼務で行いたいという予定でございますし、指導主事等については条例の方でござんいただけるかと思いますが、視聴覚ライブラリーの方を併合いたしますので、そういう職員がおりますし、その他の職員、これはできれば置きたいということですが、それで若干人と入れてありますけれども、ここの事務は学校教育課の中の職員が兼務ですべて行うということで、現在よりも新たな人的な投入は避けたいということでございますし、それから県の指導主事が2人教育委員会の方に常駐するわけでありましてけれども、あいたときにはその指導主事からも教育センターの業務のお手伝いをさせていただくというように考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 大体わかったのですが、予算書の方を見ると報酬で載っておりますよね。これは予算のとき聞けばいいのだからわからないですけども、非常勤ということなのですか。指導主事の方は報酬ということになりますと常勤ではなくてこれは県職の方が兼ねてやった場合にどういう報酬の出し方をす

るのですか。その辺ちょっとお伺いします。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） お答えします。

費用の関係では、報酬は大学の講師なり教授等を講師として招いて研修会を行う等々の費用でございまして、ライブラリーの職員も市の職員でございまして、ここには入って……今までも費用はかかっているというものでございます。それから、あとは所長の分と、それから嘱託の指導主事等がここへ入っているという、そういう内容でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 今指導主事のことについてちょっと聞きましたが、また予算のところをお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 単純なお話でお願いしたいのですが、県が下越出張所廃止をして引き揚げをする。どういった業務内容の部分が縮小されて減ってきて、そういう必要量がなくなったというようなことで県は判断されたのかどうか分かりませんが、県が引き揚げるといふそのものを佐渡市があえて落ちたごみを、表現はまずいのですが、拾うような格好で補足、補てんをして、佐渡市にどういった直接的なメリットというものがあるのかどうか。私は、人件費等いろいろ勘案して、そういったものを補って余りあるものがあるのですよと、あるいは当然県に置いてもらわなければならぬのを県がわがままで引き揚げたのだと、したがって教育行政上、構成上どうしてもこれは不可欠なものだから、佐渡にそのままそういう格好で市長にお願いして置いてもらいたいのだということになろうかと思うのですが、その置くというメリット、そして置こうという気持ちになったといういきさつ、そういうことをまずお尋ねをいたしたいと、こう思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

県が教育事務所の全体的な見直しの中で各合併市町村に自立をするような方向というのが出てまいりまして、二、三年前からそういう方向というのは考えられていたと思います。それで、今下越教育事務所の佐渡出張所には指導主事が教育担当の、体育とか生涯学習ではない分野でございますが、2人おります。その2人の分について私どもは支障を来すと大変だということで、どういうふうこれからやっていこうかということで考えてきたときに、県の方はその2人の分については佐渡市に県費で常駐させると、常駐してくれると、その人たちのやっていた部分についてはそのまま今と変わりのないように常駐していただくということで、その機能そのものとしては教育センターひとつ構想で立ち上げて、そして全体の教育レベルを上げるということの中でその人たちにもお手伝いしていくというような形でお願いしてきたところでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 教育長の非常に明快なご回答で理解はおおむねいたしたつもりではありますが、そ

れほど県も県費を払っても言うならば必要だから、したがって佐渡に施設、建物は県は持たないけれども、佐渡市が持つなら常駐させますというぐらい必要なものをなぜ県はリストラというような格好でやったのか。私今まで県のやり方について非常に疑問を持っているのです。出先をみんな持って行ってしまふ、そういうものを、教育委員会に限らず。市長にぜひひとつそういったことについて、何かやっぱり2人分の金は県から取っておるのだから、いいではないかということではないと思う。必要だから、やっぱり残すという、そういう根拠がはっきりしておる。教育長も努力して、県に顔のきく人ですから、そういう手当てができたのだと思うのですが、今後それでは今のようなことがいつまでもそういう格好で置いていただけるという担保とか確証というものは、教育長並びに市長もそうですが、県からもらっておるのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

当面は1人については3年間ということでは置いていただけるというふうに私は思っておりますが、もう一人の方についてはその時点で一応形の上では1年ごとの見直しというふうにお聞きしていますけれども、その時点でまた私どもも要望してまいりたいというふうに思っておりますし、それもできるだけ可能なように努力してまいりたいと。とにかく佐渡市の子供の教育の支障をきたさないように頑張ってみようというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 今度はひとつ政教分離でありながらも執行権のある市長に政策としてお聞きしたいのですが、教育長は今のようなお話をされました。1人は3年間置いてくれると、1人は1年ごとにローリングするのか見直しするのか、そういうお話をされました。そう言っても欲しいと、こういう教育長の熱意ですが、市長はそれを今のお話を担保にして確実にそれを佐渡市に残していくというようなお考えありますか、どうですか。それお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今後は教育長と打ち合わせしながらいくということなのですが、お話しした範囲内ではだんだん地元教育といいますか、佐渡らしい教育ができないというか、十分な経験を持たない人たちが入ってくると、それについては自ら教育センターを設置して佐渡らしい教育をしていくのだというお話を教育長から聞いております。ぜひそっちの方で今までに増す地域の教育をしっかりさせてもらいたいというふうに願っています。

○議長（梅澤雅廣君） 金子健治君。

○27番（金子健治君） お聞きしたいことは大分言われたのですが、4条で所長のことがうたっているのですが、所長の権能、職責について教育長あるいは次長とのかかわり合いについてお聞かせ願います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） お答えします。

所長は当然教育長のもとでその方針に基づいて教育センターの運営をするわけですので、センターの内容についての部分について統括をして責任を持つと、こういう形で進めていくものでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君）　ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　議案第30号についての質疑を終結いたします。

議案第31号　佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第31号についての質疑を終結いたします。

議案第32号　佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第32号についての質疑を終結いたします。

議案第33号　佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

議案第34号　佐渡市スポーツハウスの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第34号についての質疑を終結いたします。

議案第35号　佐渡市新潟県佐渡スポーツハウス管理条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第35号についての質疑を終結いたします。

議案第36号　佐渡市立学校体育施設開放条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

議案第37号　佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君）　質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号　公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 両津辺地、佐和田辺地、金井辺地、畑野辺地、小木辺地及び羽茂辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画（平成16～18年度）の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、畑野辺地、真野辺地、小木辺地、羽茂辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画（平成19～21年度）の策定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結いたします。

議案第41号 佐渡市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の変更についての質疑を許します。

中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 議案第41号、先ほどの議案第13号、関連したものなので、13号の水津出張所の廃止で2カ所の郵便局に委託すると。郵便局で業務というのは限られたものでしかできないわけです。その限られたものの証明の今回の議案も含めて交付内容、これ第1点。

それと、郵便局が対応できないものは先ほど出前市役所と言われましたけれども、具体的にこれで100%対応できるのかどうか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水俊英君） お答えいたします。

郵便局で取り扱える業務でございしますが、戸籍の謄抄本の発行、それから除籍、原戸籍の謄抄本の発行と、それから住民票の関係、それから印鑑登録証明書の交付と、それから納税証明書の交付、これが郵便局で扱える業務ということになります。出前市役所については、先ほど部長の方から答弁がありましたように、検討中ということでございます。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 出前市役所、私両津の議員のときにこういう名称を聞いたことがありますけれども、出前市役所って怪しいですね。当初予算案、これ9ページ、ゼロ円、予算額。事業内容、これ右に書いてありますけれども、出前市役所これから検討すると。しかし、もう既にこういう出前市役所の関連した議案書が出ていますので、今から検討されているというのは無責任だと思います。きちっと出前市役所とは何ぞやとって、水津出張所の廃止に伴って郵便局ではできないものをこの出前市役所で100%対応するのだとしっかりした提案をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 4時09分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水俊英君） お答えいたします。

郵便局でできない業務ということでございますが、戸籍の届け出とか住民の異動届、それから印鑑登録とかそういったもの、それから年金の取得、国保の取得の届けとか、そういう職員でなければ扱えない業務というのは郵便局ではできない業務ということになります。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 要するに郵便局で対応できないものを今答弁されましたけれども、対応できないものを前市役所で対応するのだというふうに私受け取ったもので、前市役所も対応できないものもあるわけですね。それがそういう地域の方は支所へ行ってくれやとか、本庁へ行ってくれやというふうになるわけですね。どうでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 粕谷部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答えいたします。

今中村議員おっしゃったとおりの内容でございまして、ただその内容につきましては本庁に来る場合もあるでしょうし、両津支所もありますし、それ以外に前浜、豊岡にあります出張所ございます。そちらの方でご利用いただくということで住民の方にはお願いしておるところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第41号についての質疑を終結いたします。

議案第42号 財産の取得について（両津地区）の質疑を許します。

竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 性懲りもなく同じことを繰り返しておる。業者に対して福祉の土地提供をするということに私は何の異存もない。この前も新穂のところで1反歩800万の土地を3反歩買って業者に提供するということが大問題になったはずだ。百何十万かで1反歩放す人がおるというのに、なぜここへこだわるのかということをやったが、また同じことを繰り返しておる。自分のお金ならこんな使い方は絶対しない。市民の血税だから、あなた方がそれを好きなように使うから、こういうことやるのだ。今度は8,900万の土地だ。一体何を考えて次から次へということをや繰り返すのか。どういうことなのか私は納得できない。なぜここでなければ業者に渡す土地、福祉を建てる土地がここでなければならぬのか。この土地を行ってみるとよくわかります。これは、佐渡汽船からすぐ真っ先目の前に見えて、その横には100億の金を投入してふるさと海岸というものをつくってある。そこの横の土地がこの水産高校の跡地。ここをなぜ福祉のために、これをその施設のためにやらなければならないのか。条件として決している土地ではな

いと思うのです。すぐ前は海だし、冬の佐渡は、わかると思うが、潮風は当たるし、波はかぶるし、こ
でなぜ福祉が必要なのか、なぜこの用地を選択したのかということ、これをまず一つ聞きたい。

その次は、8,900万の土地をしゃあしゃあと渡すというのはどういう魂胆をしておるのか、これを聞き
たい。要求すれば1億の土地でも2億の土地でも行政サイドは出すのですか。この前新穂で2,400万、1
反歩800万の土地であれだけ議会もめたのですよ。その性懲りもなく8,900万の土地を業者に出すのですか。
答弁求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

藤井高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（藤井武雄君） お答えします。

なぜ住吉跡地利用なのかという点でございます。これにつきましては、これまでの議会の中であそこの
総合福祉センター構想があった中で若干立地条件のお話をした経過があると思いますが、再度その辺のと
ころも含めましてお話を申し上げたいと思いますが、当該地につきましては旧両津市で人口の約3割方集
中している隣接地域が湊あるいは夷がございます。その隣接している地域から約1.0から2.0キロメートル
の東地区にある地域でございます。その地区は両集落といいたいまいしょうか、二つの集落がございます。お
おむね442世帯ほどありまして、人口は約1,200人程度でございます。そして、その中央の位置に当該地が
あります。面積につきましてはご案内のとおりでございますが、その当該地の状況でございますけれども、
中規模各種利用が混在する周辺の地域でございますが、一部中層建物利用などがございますけれども、一
般的には低層の建物がある地区でございます。さらには、両津支所から約1.5キロ、先生もご承知のよう
に市民病院から約2キロほどのところに位置しているわけでございます。さらには、その周辺でございま
すけれども、約300メートルのところに東中学校がございますし、あるいは200メートルほどの距離のと
ころに椎崎保育園があります。さらには、約600メートル周辺になりますが、その集落に隣接する湊地区に
消防署や、あるいは公共交通機関の停留所、さらには民間の内科系の診療所、あるいは社会福祉法人が運
営する身体障害者の授産所、こういうものが点在している周辺の環境でございます。これらにつきましては
は、平成14年から16年にかけていろんな社会福祉施設が整備されている状況もございますけれども、その
国の方針があります。施設の立地条件でございますが、介護関連施設は利用者である高齢者が長期間にわ
たり介護を受けながら生活する場であることから、住民が生活している地域から離れた孤立した場所に建
設されることのないようにしなければならない。したがって、都市計画区分、住宅地からの距離、交
通網等の移動手段、今後の近隣開発計画などを総合的に勘案した上で場所を決めなさいというような指針
がございます。

もう一点は、当然のことでございますけれども、地元の理解を求めなさいというような、こういう指針
がございますが、これらのこの地域の周辺、当該地の周辺状況や国のこういった指針に沿った部分で考え
たときに、1万3,693平米の面積ではございますが、適地であるというふうに考えて県と協議を行ったと
いう経過でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 全然理屈になっていないよ。そこの場所にしたいから、取ってつけた話ししておる

だけでしょう。

では、逆なこと言うよ。1年待ったら東中へ行けるでしょう、適地へ。適地という場所は幾らでもあるよ。私言っておるのだよ。あなた方は現地へ行って、議会の皆さんも行ってみればわかるけれども、わざわざ旧両津は玄関口であるということで、玄関口の整備だけを、私はいつも言っておる、せねばならぬと、それ以上のものを求めても無理があるだろう。それに対しては、海岸線は向こうはふるさと海岸、向こうは平沢海岸まで海水浴場が二つ両翼になっておる。あそこへ100億の金を投入してつくっておるのです。その敷地の現地状況行ってみなさい。そこへどうしても福祉のその施設を建てなければならないというが、そんな理由なのだよ、あなたたち。そこへこの8,000万の金をつぎ込んでやるのだよ。全く考え方が間違っておる。ここで初めからここにしようと思ってあなた方やっておるのでしょうか、ずっとこうやって。柔軟な考え方も何もない。お金が幾らかかろうとその場所にやらせようと思ってあなた方がしむけておるのでしょうか。あれは財産ですよ、佐渡島民の。うそではないですよ。船が入ってくるあの広場、水産高校の跡地。ここをこんなものにつぶしていいのですか。イベント広場として絶対的に残しておくべき必要があるものです。福祉の施設は別の場所、場所が幾らでもある。それをあえて何でこれをあれするのかと。いつもあなた方はやるのが本当に百年の大計を誤る目先のことばかりやって、市長いつも格好いいこと言ってまちづくりだの何とかだのと言っておるけれども、まさにちぐはぐです、やっておることは。あなた現地へ行って見たでしょうが。あそこがいかにもそういう施設ではなくて、むしろ広場として残しておかねばならぬ場所が、変なこともあなた方裏でやっておるのではないの。業者と結託しているのではないの。何か便宜供与でもしているのではないの。そういうものがあるから、こういうことを何を言われても進めているのではないの。答弁しなさい。

こんな金額だよ。こんな金額をしゃあしゃあと出すのだよ。よその者がこの次やるときに私らはここでなければ福祉はやりませんと、この一等地を下さいと言ったときに、あなた方はどう言って断るの。1億かかろうと2億かかろうと言われたら出すの。再三言っておるよ。人の金だから、市民の金だから、こんなことが平気でできるのだよ。田んぼ3反歩買ったって、そんなもの百何十万かそのぐらいで買えるでしょう。100万、百何十万で田んぼ売りたいなんていうのはいっぱいおる。あいておる敷地を売りたいなんていう人は幾らでもおる。しかし、あなた方はそんな面倒くさいことをするよりもあるのをやればいいと思っておるのだ。金は幾らかかっても惜しくないのだ。8,900万ですよ。この次に、まだ足りないのです、介護施設は。まだあと100床、100床二つぐらい少なくとも要るのです。これを業者から要求されたときには、この場所でなければ私はできませんと、何としてもこの場所を下さいと言ったらあなた方のむのですか。この人のときはのんだけれども、別の人のときにはそれはのめませんと、そんなこと無理ですよと断るのですか。しっかりしなさい。答弁求める。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

親松助役。

○助役（親松東一君） お答えいたします。

今ほどの竹内議員のおっしゃるとおり、市の市有地を無償であろうと有償であろうとリースに出す場合には、一定のルールづくりが必要でなかろうかというふうに感じているところであります。今回のこの土地につきましては、実はこれは私が、たしか平成17年の初めごろだと思いますが、市の出身者で関東首都

圏におられる方、たしか連合会の集会でしたか、あるいは郷土会の集会でしたか、ちょっと忘れましたが、あいさつの中で佐渡市は合併しましたと、その合併の中でいろいろ課題もありますというような流れの中で、両津市は旧水産校舎の跡地に総合福祉センターと特別養護老人ホームを建設する予定でありましたと、それを持って佐渡市の合併に向かいましたが、財政的な理由あるいは地理的な理由がありましてちょっと難しい状況になっていると、皆さん、佐渡市出身の方が、どなたでもいいですから、協力していただけないでしょうかと、そういうあいさつをした記憶があります。その後株式会社大庄の常務さんが突然市役所へおいでになりまして、これは佐渡市の出身の方ですが、おいでになりまして、この前言った話は本当かというような問いかけがありました。もし本当であれば、実は私どもはこういう考えを持っておるのだが、聞いてくれるかということで今の話が出ました。私ども協議をした結果、ではそこをお願いしようということで、きょう現在に至っているわけであります。私は、この場合はたまたま福祉施設ですが、これは一つの企業誘致ということでとらえております。この施設は、先ほど午前中市長の方からも提案理由の説明がありましたが、現在介護老人が450人待機しておられると。そのうちここで100人が施設入所可能になるわけですが、そのほかに55人の雇用が確保されるというような施設でもありますので、いろいろ先ほど竹内議員の指摘がありましたが、ぜひともこの施設の建設につきましてご理解をいただきたいということであります。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 福祉をやるという崇高な人、立派な人だと思うのだ。福祉事業に手を出すなどという人がこういう問題が片一方で起きている。私らは、意地悪をする気持ちなんかさらさらない。両津温泉、住吉温泉の横に入間館ですか、あります、市のものが、あれが。あれもうやめなければだめですね。いずれもあれどっちみち消さなければだめなものだ。あそこの敷地も見してきました。温泉利用でリハビリまで通して、すばらしい位置にあるな、こう考えました。これだけではもしかしたら業者が納得しないかもわからない。そのほかのところ行ってみましょうと。いろんなことで数名の議員と回りました。住吉の晃照寺林というところがある。青年研修センターがあって、それからゲートボール場があってテニスコートがある。ここは、既に住吉から高い示談金を出して一括で借りておる。その中に土地がある。これをもし提供するということができれば無償提供です。お金一切見ていませんよ。もう既にずっと毎年契約でお金払っているのですから。これは、一銭も佐渡市は錢を出さなくてそこで建てられる。その横に何とか林でしたか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○50番（竹内道廣君） 寺の何とか、寺の、そう、それがあるのです、敷地が。そこがあるのです。ここも市はもう借り受けておるそうです。ここを造成すればこれも既に借りておるものだから、無料だと。ただでやれるのだ。どっちみち借りておるものですから。これでも納得しない場合があるかもわからぬから、それなら回ってみるかと言ったら、新穂の昔の敷地がありました花木センターのところに大きな敷地を持っておる。ああ、ここもなかなかいい場所だなと、ここもどうだと。まだ探さぬかと、まだ嫌と言ったらどうするかということで、今度は上へ上がってみましたら、パークホテルが倒産した跡地がそのまま残っております。ああ、ここもいい場所だな、条件はと。こうやって考えてみれば条件はどこでもあるではな

いかと。何もこの8,900万のを渡さなくても、相手が福祉をやるという崇高な気持ちで人のためになろうということであるならば、譲歩はしてくれるだろうと、これだけの用地を見つけておけば折れてくれるだろうと、わかってくれるだろうと、出さないというのではないから、こう思って当たってきましたが、相手はだめだというのですか。絶対あの場所でなければおれはやらないというのですか、福祉をやる方が。どういのですか。大事なところですよ、あそこは。ふるさと海岸というあそこのずっとあの中で大事な場所ですよ。福祉をやる場所ができるのです。本当に1年遅れれば1年遅れて了とするならば、東中学そっくりあくのです。あそこのところがまさにその後地元民が何にしてくれるのだと、また学校統合するとどうなるのだということになるのです。そこもあるのです。そういうものが全部幾つもありながら、何が何でもここでなければ嫌だと言っておるのですか、業者が。福祉をやるという業者がそういうこと言っておるのですか。おれはあの場所でなければやらないぞと言っておるのですか。答弁してください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

親松助役。

○助役（親松東一君） お答えいたします。

今の場所につきましては確かに8,900万という金額ですが、これは旧両津市のときには3億円を超えるような提示が県からありました。ところが、合併直後1億3,000万まで価格を下げるという交渉になりましたが、合併後さらに8,900万まで下げたという経過があります。竹内議員はそこを買い取ることについてはやぶさかでないと、ただしそこに福祉施設を建てるのはいかがかなと、そういうご意見だと思いますが、私どもは合併のときにあそこに総合福祉センターと特別養護老人を建てますという前提で合併に参加をしたと。これは、通常の建設計画というものの重みと言うとちょっと誤解があるかもわかりませんが、合併の条件として北埠頭とか総合福祉会館とか特養とかと、そういうものを確実に建てますという、そういう前提で旧両津市は合併に参加をしたと、そういうような経過がありまして、当時からあそこには福祉施設を建てるのだと、そういう経過がありますので、むしろこちらの方から何とか協力をお願いできないかということをお業者的の方にお願いしたと、そういうような経過がありますので、そう言っはなんですが、今さらよそへ行ってくれというのはなかなか言いにくいというのが本音でございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 助役さん、やっぱりあなたが言わんとする思いは通ずるのだけれども、趣旨が全然違います。両津のときにそういう思いがあって、それが合併の言うならばシンボルとしてそれを本当は持っていきたかったのだと、ところがだめだったというようなことは、これは全然関係ないです。我々には全然そんなもの理解する必要もなければ関係ない。政策的に高野市長があそこへそういうものを何が何でも建てたいのだと。だから、この間の全協のとき私言ったでしょう。少々高くても安くても、竹内さんに頭たたかれてもあそこへおれは建てたいのだという、あなたに確固たるそういう強力な意思があるのですかと私聞いたはず。それと、おれは何が何でも政治命題であれをやりたいのだというあなたの意思でそういうこと出てくるなら、また我々受け取り方違うのです。ところが、親松助役がおっしゃることは筋論としては理解してやりたいけれども、それは両津の勝手でございます、我々合併した側ではそんなこと何にも関係ない。

それから、三役でそういったことを温めて議論して政策的に立ち上げたのなら、そのことを議会でけんけんがくがくそういう話をやらなければならぬ。そういった上でそれでは市長がそこまで命をかけて政治責任を問われてもいいというぐらいやりたいというのなら、それも仕方ないだろうという物の言い方はできるのですが、今のようなことでかつて両津でそういうことがあったので、それが合併の一つの条件だったけれども、果たせなかったと、そういう思いもあるところへ相手が場合によったらそれを売るなら買ってもいいということを言った、だからそこへ持ってきたいと、これは全然話が違います。そんなことが通るなら我々も何でもやります。ところが、そんなことはできないでしょう。まず、むだをしない、竹内さんが言っておるのそこもあるでしょう。それから、次の利用で今言ったそういう施設が100%それが選択としてベターだかということも懐疑的だと。そういったことを議会で何にも詰めていないではないですか。実はあれは新市建設計画のときに近藤委員長のと、きょうは休んでおりませんが、現場私ら行きました。行ったときに異口同音みんなだめだと言った。こんなところだめですよとみんなけたのです。竹内さんもそこにおりました。

〔「おれ委員会……」と呼ぶ者あり〕

○54番（大澤祐治郎君） あなた新市特別委員会でなかったか。そうかそうか。我々両津の人おってもそこに行って言ったのは、時に説明に出てきた人はどなただったかわかりませんでしたが、市長の遺言だと。生きておるうちに遺言ってあるかと言って私が現場で怒った。そういうぐらいの話までやってここにやりたいということを言ったけれども、それは両津の意向です。佐渡市になったときのコンセンサスはどこにあるのだかということをここで議会でもまなければ、そうしなければ今のことを幾ら鮮明に言ったってお互いに目的意識が違ふのだから、それは幾ら言ったってだめです。

それから、藤井課長が立地条件のどうのこうのと、そんなこととうとうと述べておるけれども、連檐率があって、周りに便利な施設があって、そんなことを実際に言ったってだれもそんなもの理解しません。法律でそういうことが決まって規制もあるわけではありません。静かで広くて利用しやすく車もたくさん行きやすく、そういう条件言ったらそんなところが安くできたとなればいいに決まっている。それから、東中もあくというような話もちんちん出てきておる。そういう問題の中で条件が目まぐるしく変わってしまったおる。その中でこれを強引に通したいというようなことになる、それは数の原理ということにまたなるかしれません。でも、これは後顧に憂いを残す、それは高野さんの最も選択のミスだという歴史に残ることになると私は思います。我々は少数派かもしれませんが、多数決でやった場合に。これどうですか、もう一回考え直す気持ちはありませんか。私は無理だと思います。竹内氏の方が言っていること説得力ある。どうですか。市長、もう一回この件について考え直すという意思があるのかないのか。ないというならそれは仕方ない。あなた執行権ですから。どうぞ。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 合併のときまで解き起こすということのよしあしは別にして、我々は10カ町村こうやって合併して、2回にわたって建設計画を見直しました。そういう意味では一言も申し上げることはないわけなのですが、その前2年間にわたって合併に到達しようとして努力をしてきたのも我々島民でありました。そういう意味で全部がよしあしだけの判断の中でできるとも思えませんし、例えば図書館なん

かは一カ所も建てないで今のところは没になろうとしております。そういう意味で苦渋の選択とはいいいながら、例えば両津にしてみれば北埠頭も何とかやろうではないかと、それから今回の件も福祉センターはだめになったけれども、地域の人たちに両津の当時の執行部が一生懸命あの場所でやろうとしたということもある程度理解しながらやった方がいいのではないかと私自身は思っております。確かに経費だとかそういうものだけでやればそのとおりになるわけなのですが、佐渡の中には地域によって値段も高い、安いもございます。それだけでも判断はなかなかしづらいという意味で苦渋の判断ではあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、業者選択につきましては、たまたま佐渡から出ていった人たちの東京の人たちの中で企業誘致、それから介護施設はそここのところに頭になかったかもしれませんが、一生懸命誘致をお願いしています。無理をして佐渡へ企業の開設をしていただいている人も何人かおられますし、これからもぜひお願いをしていきたいというふうに考えております。そういう意味で何とかここまで進んできたあの場所を実を結ばせてやりたいと心から願っているわけなので、皆さんによろしくお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 市長、心情的には理解します。それから、民活でそういう業者出てくるという奇特な人のお力をかりてやらなければ、佐渡にあなたが言うような100床のあそこへ建物を建てて事業をやるということは不可能だということも理解しております。ですから、やりたいと、市長、前市長の思いもあるし、やってやりたいという気持ちも理解しないではありません。ですから、そうであるならば私はそのことをあなたはもっと積極的に訴えなければそれはやっぱり竹内さんの言うのに負けます。だから、今はわかりました。あなたがそこまで思いのたけを言ったのだから。だけれども、それはいい悪いは別です。気持ちとしては理解した。そこで、一つお伺いしたいのは、あれは実際に何億のボリュームの事業になるのですか。それが1点。

それから、業者選定は私は大庄が来ようと庄やさんが社長であろうとそんなことはどっちでもいいのです。物をつくってくれて、ちゃんとそれが福祉としての機能を果たしてくれて、島民が喜んでくれれば私はそのことについては何も言うつもりはありませんが、ただ一つお聞かせをいただきたいのは、あの土地は県の土地だと、県からでは合併交付金県は50億くれると、こう言ったのです。その金がまだ、合併前にちゃんと納めますと言った。ところが、お金がないから、25億払ったから、今30億になっておるかしらぬけれども、まだ全部完納していないはずです。そういったことの利子を勘定したらこの8,000万なんて佐渡にただでくれたって県はいいはずです。乱暴な話ですが、そういったことの市長はやっぱり努力をしたかどうか。何にもしないで県のまさに言いなりになって土地を買うと。そして、業者が一等地だし、あそこに付加価値もあるから、あそこへ出てきて、その事業がだめになったらほかに何に使おうと使えるからというような裏の思いがあるのではないかという、我々はそういうまたうがった考えもしておるのです。だから、いや、そうではないのだと、純粋に福祉に使うのだと、したがってあそこでやってやりたい、業者の思いもわかるし、市には金がないのだし、私も福祉は絶対やりたいという政治命題でやっておるのだから、一石二鳥なのだというのであれば、それはそれで理解しますけれども、今言った県の交付金の完納も終わっていない、そんなようなことを一つ、今度は金井のところいっても私は言うつもりでおるのだけれ

ども、こんなことをあなたはずっとやってきておって、そして県の言いなりにして、今度は自分のやらねばならぬことについては聞いてくれ、泣いてくれ、理解してくれ、これでは市長、片手落ちです。だから、あなたのやりたいという思いはわかったけれども、では県の今言った準備交付金についての金について県へ行って言って、それでこれは何とかチャラにできないかという話をしてくるのかこないのか、それと事業ボリュームは幾らなのか、そういうことを話をしてください。

それから、その建物から固定資産税あるいは事業税というものはもらえると思うけれども、そういうものがもらえるのかどうか、そういうことも教えていただきたい。土地は貸与するだけで佐渡市のものだというから、恐らく固定資産税は取れぬと思うのですが、事業税は取れると私は思うのですけれども、そういった意味での税収はどうなるのか、そんなこともあわせてひとつお願いいたします。

会議時間の延長

○議長（梅澤雅廣君） 会議の途中でありますが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 二つに分けて、最初の県と交渉したかと、合併交付金の9億の5年間、もうすぐ終わりになりますけれども、確かに5年間ですから、まだ全部はもらっていません。しかし、その交渉の中で合併交付金を出して、それが遅れているから、その金利の分だけ安くしろと言った覚えはありませんが、全力を挙げて安くしていただくように交渉し、かつまた担当にもそのように要求させたつもりであります。

それから、諸税につきましては、あるいは建築規模等についてはちょっと私わかりませんので、担当に説明をさせます。

○議長（梅澤雅廣君） 補足説明を許します。

藤井高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（藤井武雄君） 補足説明申し上げます。

建物の規模は、一部3階建てで6,321平米程度というふう聞いております。今設計等を進めているような状況だということでお聞きしているわけですが、総事業費は12億程度だという話を聞いております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 私が一番佐渡市として関心を持つのは税収はあるのかないのか、税収は幾らぐらい予測をしておるのか。それによっては必然的に、竹内さんが怒るのはわかるけれども、では税収がそれだけ要るならそれもしようがないだろうという、そういう解釈もあるのです。

〔別の場所に建てても税収は入るんだぞ〕と呼ぶ者あり〕

○54番（大澤祐治郎君） それは竹内さん流の発言だけれども、買い手がおるわけだから、田んぼでもとんでもないところ行って何なら私買いますというようなことを言ってくれるのかどうか。それから、そうい

うのでなければ協力しませんと言えば12億から、それからそこから上がる税収というようなものは佐渡市はペアになるのだから、それは一概に言ってはならぬけれども、私の言うのは正直なところ税収がどのぐらい見込みであって、最後だから、あと消えるのだから、だからどうでもということなのか、いや、やり手は幾らでもおるのだということをおっしゃる人がおるけれども、おるのではなくて、確実にやりたいという人がどれとどれが佐渡市に名乗り出て競争相手おるのだというようなことのやっぱり担保がはっきりしなければそういう話は風評にしかすぎぬので、やっぱり片一方は必ず買いますと、私はやりたいと身元もあれもはっきりしておるのだから、だからそれを……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○54番（大澤祐治郎君） 買うのではなくたって借りてやるということは同じことだよ。そういうことをそんな軽々しく言質をとってばかなこと言ってはだめだ、そんなことは。だから、12億のものまで投資してやるというのだから、そうであるならそこから上がる税収は幾らぐらいで、そしてそれが現実に来年、再来年には使えるのだよという確実な担保をとって、助役もそういう身元もわかるからということをお話しされておるのだから、そこまではわかった。だんだん近づいて理解しようとするのだけれども、税収が何とかというようなことになればわからぬ。

それから、市長一番まずいのは大事な財産を貸せる、金までつけてやるという、そういう事業でありながら何もかもオールマイティーにおれはわからぬでは済みません。事そういうことに関してはちゃんとおれは押さえておってこれだけなのだとということをやっぱりあなたは言わなければ、それが提案者のあなたの何といたって責任ですから、時間がないものだから、何もかも一緒にごっちゃに言うから、今言ったことみんな答えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 早藤税務課長。

○税務課長（早藤 良君） お答えいたします。

固定資産税なり住民税、法人税、法人住民税、その関係がどうなるかというご質問だったかと思いますが、これも、これが社会福祉法人、いわゆる公益法人ということの今前提で私お話ししますけれども、基本的にはかかりません。ただし、その中で収益事業等が認められる部分があればその部分に限り課税されます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉君。

○17番（小杉邦男君） 今までの議論を聞いておりまして、私はこの場所は適地ではないと思います。全協でも申し上げましたが、まず気象的に相川と同じ条件だと思います、あそこは。冬の潮風は大変な状況ではないかだと思います。両津で仮につくるとすれば相川と両津には表も裏もあるわけですから、先ほど議論のところ私よく場所はわかりませんが、そういう適地がほかにあるのならこの土地は再考すべきです。そのように私思います。そして、今のこの議論をもっと早くやる必要があったのです。決めてからこういう格好で出てきてこんな議論が始まるというのは、やはり私は手落ちだと思います。そうしたら、その経過の中で先ほどからいろいろ言われておる、適地かどうかは別であります。候補地をやっぱりつぶさに見て、ここは先ほどの話では海岸護岸の、海岸地のいい場所だということであれば、やっぱりこれは利用方法を考えるべき。冬場になれば今申し上げたような状況ではなおさらのこと考えるべきだと思います。これは

もう一遍再考したらよろしいと思います。そのことがこの施設の将来のためにもいい。もちろん助役が言った雇用の関係もあることは事実ですが、これは急がないでやったらどうですか。そして、いい施設をつくることだと思います、いい場所に。

そして、これはもう少し泥臭く言うとそういう議論もありましたが、佐渡市が下手すればこれは島民から見れば特定の業者に利益供与だと言われます。8,900万、こんな大金を提供するわけでしょう。そう言われます。そして、仮にやられる業者の方がここじゃなくては、何しろだめだなんて話になれば業者の売名行為だと言われると私は全員協議会で申し上げた。そういうふうに言われます。改めて私は再考を求めたい。いかがですか。答弁だけ聞いて終わりにしますけれども。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

親松助役。

○助役（親松東一君） お答えいたします。

小杉議員の方から潮風等が当たって心配をされて、あそこは適地ではないというようなご意見がありました。実は去年の暮れにも竹内議員等からあそこは適地でないというようなご意見いただきまして、向こうの方にもその旨お伝えをしまして、現地等も踏査をしたというふうに聞いております。その結果あそこでもよろしいというような返事をいただいておりますので、申し上げたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 質疑ですから、委員会の議論に間に合うようなものをお願いいたします。

まず、当初の計画は今載っておる平面図のところではなかったはずだ。あそこへ市道が来ることになっていたのだが、いつの間にか知らぬふりして今の図面になっている。前の道路計画も含めた図面を提出してもらいたい。

それから、当初はあそこに、場所は違うところにあったけれども、遺跡が出てそこに物が建てられなくなった。したがって、大幅な変更ができたのだらうと思うけれども、では土地の値段は先ほど助役は大幅にまけたと言ったが、遺跡ができて使えない土地の単価と使える土地の単価がどのようなことで積算されたのか、きょうは出さなくてもいいけれども、後日委員会が始まるまで資料を出していただきたい。

それから、条件の変更が大幅に違ってきたことについてどのように執行部は考えておるか、きょうは要りませんので、それをお願いしたい。一つは、両津高校が事実上20年4月1日から中高一貫校になった。それから、この話が出た後教育委員会から両津地区の中学校が1校に統合されることになった。事実上南中と東中の統合である。それも後から出た話。それから、平成24年に全国総体が新潟県へ来ることになった。それについては、かつて国体である海岸がヨットの会場になり、加茂湖がボートの会場であった。こういう条件が大きく変わったことについて、それでもその土地に固執しなければならないということは私も理解できないのですが、私は後で資料を出してくればいいのか、答弁も要りませんけれども、この点について後日委員会で十分議論をしていただきたいことを要望し、資料の提出を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） やっぱ私がやらぬとだめだ。私は、だからほかの質疑はやらないで満を持していた。この土地というのはこういうことなのだ。両津のクリーンセンターというのを設置するときに、あのクリーンセンターにコンパスを立てて半径500メートル以内の集落の同意をとらなければならぬ。その同

意対象の集落になったのが我が城腰と隣の住吉と吾潟。だから、ここに3集落開発協議会というのが存在するというのはそういうことなのだ。そこで、当時の川口市長が地域福祉センターというものを構想して、それをこの3集落の皆さんに提供するというお話があった。30億ぐらいの規模のものですが、これが建たなくなった。そこで、いよいよ合併ということになるわけだが、当時の両津市というのは市町村合併に関する住民投票条例、不肖私がまとめたものであるが、これをやる条件というのがあった。当時の川口市長は、あっちこっち行って説明をして、福祉センター、特別養護老人ホーム、それから今建設されようとしておる老健施設、この三つを1カ所に建てて、そして福祉センターは佐渡全体の福祉の元締めをやるのだと、つまり施設の元締めをやるのだと、こういう構想なのだ。これが否決されたときは住民投票やるのだと、こう言った。と言って合併した。先の見えぬ政治家というのはまことに情けない。そんなことはできませんよと私が言って、私の言ったとおりになった。そこで、私は特別養護老人ホームが新穂に行くときにどうするのだというから、いいだろうと。一島一市の合併したのだ、昔の両津市当時の約束は通用するわけがないよ、こういうことでやった。もちろん財政の関係もあって福祉センターはだめ。残ったのが今の老健施設だけ。

そこで、もう一度その3集落開発協議会に戻すが、3集落開発協議会がこの福祉施設の予定地としたのがこの間緑の百年物語で松を植えてしまった。住吉のあそこが予定地だ。もう一つは、不動院の杜と言われるのが約3町歩、これがだから今でも市が39万くらいでお借りしておるのはそういうことだから、借りておる。それで、後刻出てきたのが水産科の跡。これはどういう経過があるかということ、県が財政的に苦しいものだから、あれを買えと。1億6,000万ぐらい、その当時。それで、それを買えば、県が老健建てることの認可権を持っておるから、しょうがないや、認可権との絡みででは買うかと。しかし、このときは行政が建てるということになっていた。まだそういう民間がという、民間に土地を提供して建ててもらおうという発想はできない時分の話。

さてそこで、こういう経過があっても私は当時の川口市長や今そこにおる高野さんみたいな、まことに申しわけないが、閉鎖的な考え方は持っていない。もっと広い考え方を持って政治に対処しておる。私は、お金がどうか約束がどうかということ言わないのです。今あそこふるさと海岸やっておるのです。100億かけてやっておるのです。100億を出るだろうと言われておる。そして、あれが完成したときにこれからは観光スポットですよ、どうぞ海のきれいな佐渡の海水浴場が完備された海水浴場へ家族で来てくださいよと、こうやったときに駐車場どこにあるのですか。駐車場ないですよ、あそこは。そうすると、駐車場として考えられるのが今予定になっておるあの広場なのです。これは、あれがあっても大丈夫なのです。つまり文化財という昔先人が暮らしておったという、そういう文化財があろうとなかろうと車が入ることには何も問題ない。それから、今の東中学はやがてその役割を終わることがあるだろう。この土地もないとそれだけの海水浴を目指す観光客を集めることはできない。こういうふう土地利用を考えたときに、笑っておるのおるけれども、全然これも政策的におかしいから、あの合併のときに見えないから、わあわあ言って合併だ、合併だとやった連中です。そうではないのです。だから、私が大事なのはお金のことではないのです。1億であれ2億であれ、そんなことはどうでもいい。あの土地をつぶしてしまったらどこに駐車場ができるのだ。水の上に駐車場ができるかよ。しかも、背後地がないのです。すぐ道路なのだ。だから、あの海水浴場には駐車場がないのだと。だから、欠陥海水浴場だぞと、こう言うておる。

だから、これが本当にもし再生の一つの起爆剤になるとしたら、これは駐車場を余るほど確保する必要がある。その一つの候補地が今の土地だろう。そして、それで足らなければやがて東中が任務を終わるだろう。では、あの土地もそうしようではないか。それでは、老健施設はどうか。幾らもあります。田んぼたくさんあるのです。

それで、私は今度は住吉の集落のことについて申し上げるのだが、住吉の集落には行政に貸した土地は山ほど、先ほど竹内もちっと位置を触れましたけれども、そんな土地は幾らもあるので、それは住吉地内で十分建てられる。だったら、住吉の人だって文句言うのではない。私も住吉の石川久夫、城腰の加賀博昭、吾潟の菊池、これがその初代3集落開発委員だった。正副委員長、副委員長が2人おったのですが、だからこうやってつくり上げてきたのだが、観光、観光とすぐ言うのだ、皆さん。観光こそ命だ。だったらこの土地は私はそういうことで残しておかないと、建物建てたらもう取り返しがつかぬよと。更地で使ってもらえるならだれでも私は貸していいと思います。そういう意味からしてここは適地ではございませんし、今まだ工事中ですが、あの100億をかけた海水浴場を本当に名実ともに生かすにはこの土地はなくてはならない私は広場だろうと、こう思います。こういう考え方で検討したことがありますか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許しますが、加賀君長いものですから、答弁まとめるの大変なのです。あなたほどの人ならもっと簡潔に要領よくまとめて質疑をしてくれないと、長過ぎます、あなた大体。ぐるぐる、ぐるぐる回っているだけではないですか。

○56番（加賀博昭君） これだけのことを言わねばならぬのだ。

○議長（梅澤雅廣君） しかし、質疑というのはそんなのではないでしょう。あなたほどのベテランならわかるでしょう。

○56番（加賀博昭君） やりますので、どうぞ。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑の模範示してこそあなたではないですか。

○56番（加賀博昭君） やっていいの。しかし、これだけの歴史的な経過知っておるのはこの議場では我が輩しかおらぬのだ。だから、やっただけの話。議長、いいですか。あなた簡単に言えというから、私の言っておること簡単に……

○議長（梅澤雅廣君） 答弁できますか。

○56番（加賀博昭君） 答弁ができぬのはおまえの説明が長いからだというから、では簡潔にやりましょうというのです。どうですか。2回目でもいいです。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

親松助役。

○助役（親松東一君） ご答弁を申し上げます。

今ほどの加賀議員のご意見であそこはふるさと海岸の海水浴場のための駐車場としておいた方がいいだろうというご提案だと思います。場所についてはほかにもあるだろうというご提案だと思いますが、確かにふるさと海岸と今の現在地は距離も近いということでありますが、先ほど竹内議員の方からもお話ありましたし、今加賀議員の方からもお話がありました東中学校につきましては、当時700名近くの生徒がおられたということですが、今はもう200名切ったというようなことで、東側のスペースあたりが駐車場として可能かどうか、それから今ほど加賀議員がおっしゃったように、やがては南中学校というような統合

計画もありますので、将来的には東中学校の一部を駐車場ということの方がいいだろうということです。加賀議員の方から以前あそこを含めて二、三カ所の提案がありましたが、私も直接現地へ行きましていろいろ考えてみましたが、そういう意味では帯に短したすきに長しというような現地でもありますので、やっぱり現在地の方がいいのではなかろうかなという結論に達しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） あそこに物を建てるということが合理的だという回答にはなりません。

それでは、お聞きしますが、一体東中学校とあの土地で自動車何台駐車できますか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

藤井高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（藤井武雄君） お答えします。

今の計画構想の中で駐車場整備は20台前後というふうに聞いておりますが、まだ確定した状況ではございませんので、正式に台数をお答えすることはできません。

それから、東中につきましてはそこまで私もまだ把握しておりませんので、お答えしかねますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 何にも研究しておりはせぬでしょう。検討していないでしょう。そんな駐車場の数であの100億かけた海水浴場に人が集まったときには、とてもではないが、収容できません。だからこそ3集落ですってやってきた私がこの土地は若干問題があるよと、こういうことを申し上げた。

もう一つ、これはお医者さんの専門家に聞いてみなさい。冬のあの海水が横に上がってくるのです。これは、年寄りにとっては非常に耐えがたい環境だと言われておるのです。どんなに壁で仕切ろうと何をしよう、あの冬場の海水が横になって上がってくるというあの気象状況では長生きできるのも長生きできない。そういうところを選んでおるだとかばかなこと言ったら怒られますが、そういうものなのです。だから、私はさっさとあの立派な野崎のうちを撤退して城腰に上がった。あそこではおれの命がもつまい。この後長い間政治活動やるにはもうちょっとやっぱり環境のいいところ上がろうと思って上がった。そういうことで、だからもうちょっと市長、これだめだとは言わぬけれども、私どもの方で知恵を出して考える余裕を与えるという方法もあるのではないかと。だから、精力的に考え直した方が、観光で生きていく佐渡だとあなたたちが力説するのなら、これからはかけがえのない透明度の高い海水浴場というのは日本では数えるほどしかなくなる時代が来る。そのときにこそ我々は売り出さなければならない。そのためにもあの土地はかけがえのない土地だと。そんなところへ福祉施設を建てることはない。お年寄りの健康のためにも長生きのためにももっといい土地を選ぶべきだ。そのためには若干時間かけてもいいから、考え直すべきだと、こう思います。すぐには答えは出ぬと思いますが、本当なら私が市長なら今加賀の言っておるのは確かに示唆に富んでおる、私も考えてみると、こう言います。私が市長やればこんなばかなことやりません。答弁してください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

親松助役。

○助役（親松東一君） 答弁申し上げます。

今ほど加賀議員のご指摘がありました施設に入って潮風に当たってご老人の寿命が短くなるということだと大変ですので、この点につきまして改めて先方に確認をしてみたいと、それでもいいかという確認をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 先ほど来聞いておりますと、地元の両津地区の議員からかなり厳しいクレームがついております。それはそれとして、先ほど合併のときの話が出てまいりました。あそこにこれをやることを条件として両津は合併に同意をしたのだというお話でございました。今ひな壇に当時合併にかかわった人たちが数人おられます。私もかわり合いを持った一人でございます。しかし、一度もそういうことを聞いた覚えはございません。両津市が合併に参加をするのにあれが条件だということは一度も聞いたことはございません。これからいろんなことを言うとまた議長がとめるでしょう。この議長はそれしか能がないのだから。だから、言いませんが、合併に対する郡部の意見はいろいろございました。言っているのなら議長、これから言いますが、どうします。あなただめでしょう。言わせないでしょう。あなたも両津だから。

さて、市長、あなたは町村会の会議を構成をする一員でございました。まず、そこから聞きます。町村会では、そういう合併に両津市に入ってもら条件としてあそこにこれをやるということがございましたか。私も合併協議会では一度もそのことに触れたことはございません。聞いたことはございませんが、まずそこからお答えください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） おっしゃるとおり合併協議会の中でそういうことはなかったと思います。ただ、各地であったかもしれませんが、それは、私は存じ上げておりません。そのそれぞれの市町村の中であったかどうかについては存じ上げておりません。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 今町村会を構成する一員であった現高野市長なかったということです。私も聞いておらないのだから、あろうはずがないのです。ただ、合併してから私どもあそこへ視察に行きました。異口同音に行った委員はここはこれはだめだという反応でございました。しかし、時の両津市役所の担当課長は川口市長が遺言だ、置き土産だから、これはどうしてもやらなければならないのだと、そういうことを言いました。しかし、各市町村長がそんなことを言い出したら佐渡市は一体自主性があるのですか、ないのですか。時の川口市長の遺言だといっても、あのときの委員諸公は拒否反応の方が多うございました。したがって、今旧両津市出身、今両津地区と言った方がいいのでしょうか、3名の方からクレームがついていますよね。これはやっぱり考え直すべきだと思うし、当時の委員会の結論とまで言うのはちょっとやばでしょう。委員会の空気もここはこれは無理だということでございました。合併の条件であったということは真っ赤なうそ。これは総務部長も当時の合併協の事務局長であったのですから、我々の前にそれを出してきたことはないはずですから、親松助役も幹事団の一員としてずっとおったではないですか。そういう今3年たったからということで変なこと言われても、記憶のある人もいるのですから、こ

れは合併の条件ではございません。極端なことを言いますと、それが合併の条件で何であろうこれをやれと、それができなければというのだったら離れていっても結構です。郡部の人たちは、そういう意向というのはいっぱい当時持っていたのですから。

さて、ここまで当時の委員会でもここは好ましくない、今お聞きした両津地区の議員も好ましくないというのです。だとしたら、ワンクッション置いて考える意思があるかどうか。この後所管の委員会で協議をして出てくると思いますが、この後のことについて答弁を求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） いろいろご意見をお伺いしました。現在私も頭の中で今までおっしゃられたことについていろいろありますが、相手もありますことでもあり、ご意見はご意見として伺わせていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第42号についての質疑を終結いたします。

議案第43号 財産の取得について（金井地区）の質疑を許します。

中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 議案43号ですけれども、市長の政策とか企業誘致は別にしまして、私専門学校否定するものではないのですけれども、学校法人の国際総合学院、NSGが、確認の意味でお聞きしたいのですけれども、来年4月にこの議案である土地、さっきから土地、土地と出ていますけれども、この土地に専門学校の開設をしたいとNSGの方から言ってきたのかどうか、これが1点です。

あと2点目は、佐渡市が受け入れる場合のNSGからの条件とは何なのか、これ教えていただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

ただいまの中村議員のご質問のまず専門学校のNSG側からの要請か市の要請かと、こういう立場でございすけれども、この件に関しましては私ども打診をいたしたことは市の方から打診をいたしたというところが最初の入り口でございます。

それから、NSG側からの条件といたしましては、今議案でお願いをしてございす改修費用等に係る費用としてのぜひご支援をいただきたいという部分がございました。それから、開校後それぞれ生徒の受け入れ態勢、あるいはまた将来就職等に至る場合についての支援というふうな要請というふうな部分で要請を受けておるというところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） それで、もう一点は、これ大事なことなのですけれども、先ほど土地のことなのですけれども、大先輩が提案されたことも私は聞いていたのですけれども、またちょっと戻すような質疑なのですけれども、この議案である土地、42号の先ほどの土地もそうですけれども、県から佐渡市はこの土

地を買い上げるということが条件なのかどうか、ここがポイントなのです。いかがでしょうか。

○議長（梅澤雅廣君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

確かに県有地のままそれを県が貸し付けるという方法もないわけではないわけですが、この件に関しましては、地権者である県有地を私どもといたしましては将来長きにわたってこの学校をしていただくためには私どものまず取得をして、そしてそれを貸与することによってそれを担保していきたいというふうなことでございます。したがって、私どもとしては県の方にぜひ我々がかつて差し上げた土地でございますし、買い戻しという形で要請をしてこのたびの条件で買い上げる予定をさせていただいている。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 中村良夫君。

○23番（中村良夫君） 最後、一民間というか、企業へ過大な支出ではないかと思えますけれども、これ例えばNSGというのは、僕もちょっとだけ調べたのですけれども、阿賀野市、ここではNSGが廃校になる高校の跡地にベースボールカレッジといって野球専門学校、これを設立しようという話が出ています。やはりさっき大竹助役が言ったように佐渡市と同じようなNSGからの条件だそうです。ここがちょっと問題だと思うのは、校舎の改修費の一部を負担するという問題で、阿賀野市の方は若干市民から負担という問題で、運動という発展していると私聞いていますけれども、佐渡ではNSGというのは、愛広苑もそうですよね。それで、先ほどの老健の件に関しましてもこれはNSGという名前も出てきたと私は聞いているのですけれども、そこで質疑があるのですけれども、NSGというのをきちっと企業というのですか、調査されたのかどうか、あるいはNSGというのはどんな企業なのか教えていただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

学校法人新潟総合学院、通称NSGと言われているわけですが、非常に多角的に各種専門学校を手がけている総合企業でございます。先ほど議員ご指摘の安田高校の跡地の問題も新聞で私どもも承知しておりますが、あそこはいわゆるアルビ系、運動系の、今湯沢の方でもやっていらっしゃいますけれども、我々はずっと私どもがいかがなものかという話の中から彼らの方がかなり慎重でございました。果たして佐渡で開校した場合に生徒がまず集まるかという部分から我々も一緒に議論をしてみたいわけでございます。この企業については私どももかなり突っ込んだ議論をしてみたいつもりでございますし、私どもとしては自信を持って誘致を申し上げるにたえ得る企業であるというふうに判断しております。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 今度は静かな声で短くやりますから。

県はずるくてひきょうです。これははっきり県に言わなければだめです。だれもがこの話は聞いておった。金井の議員からは特に聞いておったけれども、女子高の跡地については県は4,600万で金井町へ返しますと言ったのでしょう。そういう約束があるのに、今度は市長がかわったらこの部分だけ残してあとやるというような、こういうやり方はひきょうです。そのペースに市長ははまっておってはだめです、自治体の長は。前の長と約束したことも、これはあなたが引き継いでおるのだから、これは違うでしょうと。

私金井町から聞いておるのですよと。これは4,600万で譲渡するという話。あなた方が敷地が欲しければ欲しいで私らと相談しましょうと。しかし、これは一括譲渡ですよと、こういう分離譲渡はだめですよ。百年の大計にまた誤る。こんなことして虫食いみたいにしてまた持っていったら。大事な土地ですよ、あの広い面積のところ。再交渉です。本音言わなければだめです。県のペースでそういう小細工にはまって、今度新しい市長にかわったから、これだけおれたちは押さえておくから、あと残りの分やるのだと、こういう話はだめです。言うべきことはきちっと言う、譲歩すべきところはきちっと譲歩する、そういうやり方やらなければだめです。ずっとなめられてしまいます。答弁求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然交渉はずっと続いておったわけですから、言うべきことはちゃんと申し上げます。

〔「言うだけじゃだめだ」と呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） 言うだけではだめ、結果としてこういうふうになりました。しかし、これはお互いに交渉の過程の中で言ったり置いたりしたわけでありますので、そのことは理解はしていただけるというふうに思っています。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） ずっと理解できなくなるのです。そのことを十分踏まえて交渉したが、結果的にこうなった。そうではないでしょう、普通は。全部とるという、一括して4,600万で受け取る約束だから、返してもらいたい、その後において実は裏にもう一つおれたち荷物しよわせられたのだと、担保があるのだという話をせねばならぬでしょう。これは違います。交渉を重ねた結果やられてしまったという話です、これは。このやり方はだめです、市長。大事な土地ですよ。本当に大事な土地。一括で持つておくべきです。絶対持つておくべきだ。これは、県ときちっと冷静に話し合うと、県のやっておくことは駆け引きだと、前の町長とは約束をしていながら私にかわった途端にこういう態度が出てくると、これはひきょう甚だしいということをきちっとやれば県だって必ずわかります。当たり前だ、やっていることがよこしまだから。そうすれば、おのずからこれを残した理由について私らは一定の意図があってやっておるのだと、それには佐渡市さん、何とかというような話が恐らくあるでしょう。とにかくこれは一括でやること、こうやって今こういう契約をして半端で買っておいだことが必ず後々になってから大きなあれになります。一括で買って後に担保を持つておると、現実土地をこのまま残して担保に持たせておくのとは全然行ってくるほど違います。だから、交渉事が下手だと私いつも言うのです。ぜひこれは一括で購入してください。

○議長（梅澤雅廣君） それは答弁要りますか。

○50番（竹内道廣君） 答弁要ります。あなたの覚悟です。そう指摘されればそうだと、やっぱり再交渉に入ると。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 交渉にはいろんなスタイルがあると思いますから、今のところはこういう形で少なくとも学校が開校できるというところまでは持ち込むということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） いつもこうやっておることが似て非なるもの。私ずっと言うでしょう、似て非なるもの。全く似て非なるもの。「同じことをやっておるのだ。あなたの言うとおりに、おれもわかっているのだ、徐々にこの交渉するのだと、それはわかっているのだ。」と言うておる。とんでもない。先に一括して、裏条件は裏条件で遂行してやるというものでなければだめですよ。相手にこれを持たせたら大変なことですよ。同じことをやるにもいつも似て非なるもの、似て非なるものを繰り返しておる。同じことやっておるけども全く同じことでないよ。だから、これを私は言うておる。幾ら言ってもあなたがこれをやれないと恐らく答弁するだろうから、聞かないけれども、こういうやり方は間違っています、交渉の仕方が。答弁をするのだったらしてもいいけれども、しないでらう。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内君、今のもう一度答弁要るのですか。

○50番（竹内道廣君） 同じ答弁しかならないです。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 市長、我々総務文教委員会含めてあの土地は、金井からもいろいろお聞きしておりましたけれども、あの土地を取得したいのだと、5,000万あればいいのだと、こういう最初の事業計画だったのです。これが今こうやって出てくるとあの建物の改修費が出てきました。そして、合わせて1億9,000万何がしだという話になった。そういう発想はどこから出るのか私わからぬのです。片一方では銭はないと、剣が峰だと、もうどうしようもないところへ財政的に追い込まれたと言っておりながらこういう話をころころ市長は出してくるのですが、一体あなたの頭の中の構造はどうなっておるのですか。ないものはないのです。そして、そんなことまでやって、ではあの学校あなたやっていたかく、中村君が心配したけれども、いざやっていって、子供が予定では新聞で見る範囲では300人ぐらいの定員でなんて、こう言うておる。さあ、集まらなかった。さて、学校やっていけなくなった。私は引き揚げますよといったときに、そこまで金を投資したときの後始末の責任担保はちゃんと業者がとるのですか。そんなこと交渉していないでしょう、あなたの話なら。だから、私も理想的はいいのです。

それと、もう一つ、竹内さんが言ったように土地を分けて今度は売ってくるという県が言い方した。分ける土地には何をするのだということをあなたは聞いて知っておるのでしょうか。秘密で県が言わぬかどうか、いろんなまた問題が起きるから、しばらくは黙っておってくれと言っておるか、警察署持ってくるなんていう話を言う者もおるが、それが事実なら事実だと言ってもらいたい。私警察署長訴えねばならぬから。実際にそういう秘密裏に物をやって、事暴露したらよろしゅう頼むでは、これはまさに議会軽視で、執行部だけで事を何でもやるという政治です。私はまずいと思う。ここまで来たら何にもないのだから、おれを助けてくれという、あなたの生き方はそれしかないのです、選択肢は。そういう政治をやっぱり市長、やらないと、片一方ではそんなこと言わせてならぬなんて言うておるかしらぬけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○54番（大澤祐治郎君） いや、それは私の意見だから、それは加賀さんは加賀さんでやればいい。ただ、私の言うことはそこまで非常に厳しいのだと。要するに緊張感をあなたはどこにもわからぬのだ、私あなたの体から受けるそういうムードが。そういうこともあるので、長引くとまた議長に怒られるし、ここでおきますが、要は今言ったように土地をなぜそういう切り売りしたものまで承知したのか。その切り売り

したことが佐渡市にどんなプラスになるのか。だめならあんなもの要りませんとけ飛ばせばいいのでしょう、土地を。土地は幾らでもあります、正直言って。廃校はまた出てくるのでしょうか。女子高に専門学校持ってこねばどうにもならぬという法律はどこにもないでしょう、理屈からいうと。そんなへ理屈言うつもりはありませんが、そこへ今言った我々に当初説明した5,000万から1億9,000万まで、とにかくそんな化けるような話をどうして議会に何の説明もなく簡単にやって、こうやって政策として出してきたのか、そこについて教えていただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 最初に、緊張感がないと言われると、こういうタイプなものですから、申しわけありませんが、それと議会にはもう1年以上前から時々、漠然とした形ですが、お話は申し上げてあります。

それから、それではなぜ1億5,000万も、学校の準備等改修も含めた金額だと思うのですが、出すかと、こう言われるわけなのですが、やはり我々の数字もこれから計算を一部しておりますが、もし380人の学生が佐渡に残ることができる、あるいは島外から来ることができれば、やはり我々の親としてあれだけお金をつぎ込んだ子供たちが島外でまた、ほとんど全部全入、専門学校か、あるいは大学行くわけなのですが、そのお金を大変な金額を送金いつもされているわけです。そのお金は佐渡に残っている学生が使うことができれば、それはその分だけ島内で回るということになるわけです。ですから、この学校あるいは企業の地域に与える影響、あるいはいつも観光、観光と言っていますが、交流人口の存在というのは皆さん方ももちろんそれを否定するものではないというふうに思います。それでは、そういう事業を民間以外でやろうとすれば、ごらんのようにちょっとした施設をつくれば毎年毎年何千万円の費用もかかっていくわけです。おまけにそれではどれだけ雇用が確保できたかといえ、非常にそのところは簡単にいかない。学校の存在というのは非常に大きいというふうに考えております。もちろん学校ばかりではなくて、その後の雇用を確保するための事業も必要なのですが、そういう意味で先ほど議員が質問のある金額の大きさについては、十分それは元を取れる数字であろうというふうに思っております。

もう一つ、最後に切り売りの問題でございます。切り売りの問題はもう何か決まっているのではないかとありますが、私には何をするかということは聞いておりません。県がその部分は売らないと言い張っているわけでありまして、そのところご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 市長、あなたに言わないような秘密裏で県があつた土地を利用するなんていうこと、だれが考えてもそんなことありっこない。場合によればあそこにある学校に弊害を及ぼすようなものも持ってこぬとも限りません。もちろん県もそんな非常識なことはやらぬでしょうけれども、そんなことはまずだから説得力に欠けると。あなたはわかっておつても口は開けぬということも私は理解できる。だから、それはいずれわかる。わかったときにはまたあなたが言ったことはやっぱり間違つておつたということを言います。

さて、子弟や子供が地元で親のもとで費用をかけないで教育を受けられる。非常に理想的だ。あなたのおっしゃっていることはわかります。しかし、雇用機関があるのですか。教育受けた人は、みんな海渡つ

て出ていってしまうでしょう。そういう見通しもないところにそんなもの置いて、では佐渡で高学な学歴をつけて教育をやってやったってよそへ行って活躍することの肥やしに佐渡はなるだけ。仕送りが助かる、あるいはその人たちが佐渡によそから来てくれれば別です、あなたが言っておるように。300人が県外から、あるいはいわゆる島外から来てくれるなら私はあなたの言うこと理解します。まずもって今までどうですか。宮崎さんが大学構想をやった。職人大学の話も出た。なぜ立ち消えていったのですか。一番苦労してわかっておるのはあなたでしょう。それは、相手が民間がやるのだから、そんなものはどっちでもいいということになればこれは話は別ですけれども、私は非常に結実の難しい話をやろうというので、相手がやるから、そんなこと知ったことではないという乱暴な話を私は言うつもりはありませんが、非常にその投資というものに疑問を持ちますし、相手がそこまで学校を改修してよこさなければそこへ来て学校やらぬというその条件自体がおかしい。全くおかしいと思う。本当にやりたいのであってあなたと意見が一緒になるなら、自ら来て金を投資してでもやろうということはやるわけです。だから、言っていることに、それ以上あなたを責めても酷だから、言いませんけれども、非常に無理があると。だけれども、私は投資をした、我々に5,000万だけあればいいよと言ったのが1億9,000万近くにボリューム膨れ上がった。その金はどうして取り返しができるのだから、あるいは間違いなく生きていくのだからという責任と保証だけをしてくれれば島民はみんな納得してくれると思う。そういったことはやってみなければわからぬ話言っておるわけですから、お互いに、それ以上せんじ詰めませんけれども、それほどやっぱ目配り、気配りをやらないと危険性がありますよということだけ申し上げておきます。それについてご意見あったらお願いいたします。

○市長（高野宏一郎君） ありません。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉君。

○17番（小杉邦男君） 土地の面積の関係でちょっと確認をしたいのですが、県が留保した面積というのは、これはどのくらいになりますか。

○議長（梅澤雅廣君） 商工課長。

○商工課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

全面積が約3万5,000平米ほどございまして、県の方の残地として残った分が約9,000平米でございまして、以上でございまして。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉君。

○17番（小杉邦男君） それちょっと確認したいので、この図面上で、この前全員協議会でもらった図面ですが、左手のところの地目が田ないし雑種地ですか、これは新たに買うのですか、これは県の土地。どちらですか。図面上の右手の方の地目が田とか雑種地になっている、これは新たに買うのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

木下商工課長。

○商工課長（木下良則君） お答え申し上げます。

この地目は、先ほど申し上げました2万6,000平米、佐渡市で県からお願いする土地でございまして、登記上の地目が雑種地とか田んぼにそのままなっておるということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉君。

○17番（小杉邦男君） では、すべてが県有地であると、こういうことでよろしゅうございますね。

それで、実は2月の25日ですが、金井の女子高等学校の卒業生を含めた有志の方が恐らくどう言いましたでしょうか、ぜひあの土地を全部佐渡市へ返してもらいたいと、こういう要請。しかも、あそこは大変な苦勞をして森をつくったという経緯がありますから、その思いを伝えに振興局へ行ったはずであります。私も同席をいたしました。そして、県知事にぜひあの土地は佐渡市へこの際全部耳をそろえて返してやってくれと、こういう要請をいたしました。続いて、佐渡市へも行ったのだという新聞報道を見ましたが、そういうことがありましたが、それに対してどのような答えをいたしましたか。

○議長（梅澤雅廣君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

今小杉議員のおっしゃる会の皆さんは、2月26日に振興局にお見えになった後でございましょう、私ども市長あてに県立佐渡女子高校の文教の地を守る会代表平田みどりさんという名前で申入書をちょうだいしてございますが、当日市長、私ども不在でございましたものですから、後ほどちょうだいして、一昨日でしょうか、私の方でこの申入書の趣旨を確認のために平田みどりさんにお会いをしてまいりました。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 大竹助役さんが窓口のようでございますので、そちらへお伺いした方がよろしいかなと思うのですが、今も出ましたね、平田会長から云々というのが。先月の27日の新聞報道にございます。それから、きょう資料を見せてもらったら、あの地区の出身の議員から一般質問等かなり厳しいのが出ておるようでございます。新聞報道によりますと樹木は330種類だかあるのだと、これには一切手をつけてならないというような申し出のようでございますが、そのことは今度入ってこられる学校の方ではご存じでしょうか、存じていないでしょうか。その辺はどんなふうになっていきますか。

○議長（梅澤雅廣君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

この件に関しましては、この会の皆様からもNSG側にも情報が伝わっておりますし、またそもそも私ども議論をしている過程ではNSGは森を非常に大事に、いわゆる環境プロデュース、つまりコンセプトにしていきたいというふうに考えているようでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） さっきもちょっと話が出たのですが、かつて佐渡島では例の職人大学ですか、あれがだめになったというか、埼玉県の方へ行った例がございますよね。私どもも仲間になって会費を出し、いろいろやってきたわけなんですけれども、あのときには誘致をしたのか向こうから来るということで始まったのか、私どもにはちょっと定かでなかったのですが、用地が手に入らなかったのではなくて、私どもが当時聞いたのは佐渡として用地を確保しようという努力がなかったというふうに解釈をしております。向こうが来たいというのだから、来たいという者が探せばいいのだ、おれは知らないよというのが当時の町村会長、時の責任者の私ども赤泊の議会で述べた言葉でございました。

さて、そういうふうに過去にだめになった例、余りうれしくないのですが、ここでこの後で一般会計で1億5,000万の補修費が何か出てまいりますよね。これ合わせると約1億9,000万。そうなりますと、今度

入ってこられる学校というのは何もしなくてもそこへぱっと、佐渡市で全部やってくれたそこへぱっと入って、それでおれるということになりますか、それとも専門学校も何か手を加えなければならないという状態なのですか。その辺はどういうふうに想定をされておりますか。

○議長（梅澤雅廣君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

お願いしております1億5,000万、そして用地取得費で1億9,000万相当でございますが、実はあの学校の校舎につきましては改修費用が相当かかる見込みのようでございます。四、五億見込みで改修されるのではない、それからまた当然ですけれども、リニューアル費用プラス備品購入だとか、あるいは環境整備、さまざまNSGも持ち出しがございます。それから、プラス、いよいよ開校でございますから、あとは基本的に学校ですから、授業料でやるということになるわけですので、その先これから営々と経営が続くわけでございますから、非常に当初展開をするについては相当なシミュレーション等々で企業の方でかなりちゅうちょをしてここまで議論が積み上がってきたということでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。1億5,000万につきましては、改修費を一部助成をしたり、あるいはまた備品の、あるいは環境整備、もろもろ諸経費にかかる費用についてその一部を助成するという意味でご理解をいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） そういたしますと、入ってくる学校もかなりの経費負担が要ということでございます。さてそれで、こちらの1億5,000万と合わせて工事をするわけですが、地元から要望のあります樹木等については触れないで、傷ませないでできる予定なのでしょうか。先様がどういう構想、どういう計画を持っておられるのか、その辺がおわかりなのかどうか私どもにはわかりませんが、助役さんおわかりかもしれませんが、あれだけ厳しい、この後一般質問でまた出てまいりますよね、それぞれの方から。どういってお答えが出るのか、それらを聞いて、私どもはあと委員会でまた協議をさせてもらうことになってますが、そういった条件がかなえられることになるのか、最悪の場合そこまで面倒なことと言われるのだとおれは行けないというようなことになると、これもまた大変な問題になるがなという危惧もあるのですけれども、その辺のお見通しがおわかりでしたらお答えをいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたように、NSG側はこのエルムの森を、つまり非常に思い入れの高い、また価値ある北大から贈られた、あるいはいただいた100年の森を、これを生かしながら学校運営に当たりたいということでしっかりと承っておりますので、この辺に関しては守られるというふうに思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 私は1点だけなのです。43号というのは建物のことまでは触れていないので、土地なのです。ここで一番大事なことちょっとお聞きしておきますが、県との交渉で旧金井町との約束は承知していますと、こういうふうに答弁したのか、そんなことは全く知らないと言ったのか、この辺どうですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然交渉の過程があるわけで、存じ上げていますが、向こうも、県も十分知っていてそういうことを言っているわけです。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） そうだとすればなぜ体育館の部分だけを渡さないと、県が保有したいと、こう言ったというのですが、まさに素朴なのです。県は旧金井町の加藤町長との約束はそのとおりでございますと、そう言いながら体育館だけは、体育館用地になっておる部分だろうと思うのですが、その部分についてはお渡ししないと、こう言うからには実は県としてはこういう構想があるので、にわかにお渡しできぬというふうな話にならないと、昔の約束は承知しておるが、この土地は渡せぬというばかな話は私はないだろうと思うのです。その辺のところはこの際ご説明されたいかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 言葉の正確な表現が、お互いそれぞれ立場が違いますから、正確かどうかは別にして、やはり我々としてはにわかというふうなイメージで受け取りました。向こうはにわかとは言いませんが、売れない事情もできたということだったような気がします、最初のときは。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） これは、テレビや何か入っておる関係上ここではなかなか申し上げにくいというものがあるのだらうなと。でなければ、これは交渉のイロハです。売れないと言うからには、佐渡の大事な土地の一角だけを抜き出して、学校用地の一角だけを抜き出して、それを佐渡市には渡すことはできないと言うからにはもっと行政らしく、自治体らしく理由を明示せねばならぬと思うのです。

そこで、市長にお聞きしたい。理由は明示したのだと、明示したのだが、ここではちょっと申し上げられない事情があるというなら、そういうお話をされたいと思うのです。それはそういうことはあるだろうと思います。そういうものはやっぱり交渉の中であり得ることです。しかし、それはある条件が整えばまた話は展開するわけですから、だから知っておるけれども、相手がおることではにわかに関陳できないというのであればそう説明されたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 交渉の過程の中で状況というのはどんどん変わっていくもので、県が思っていたようにいったかどうかはよくわかりませんが、そのとき、そのときで目的はあったのだらうというふうに思っています。それを今申し上げたとしても、現にそういうふうになるかどうかまだわからないような状態ではないかと推測しますので、そのところはちょっと今申し上げられません。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第43号についての質疑を終結いたします。

議案第44号 市道路線の認定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） これおもしろいなと思って見ているのですが、整理番号の11番、2メートルから7メートルで160メートル、それから整理番号23番、2.3メートルから5.1メートルで57.3メートルの延長しかない。整理番号28番、1.8メートルの幅員、整理番号39番、2.2メートルから6.6メートル、2.7メートルというのもありますけれども、41番、2メートルから6メートルで142.2と。幅員にいやに幅があるのと極めて狭くて車が通れないようなところもある。あるいは、延長が極めて短い。これが何でこういう形の中で認定が必要なのか教えてもらいたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

この認定の42の路線につきましては、当時圃場整備事業によりまして機能交換道路及び県道、市道の道路改良により区域外となった道路でございまして、そういったことで今回一括でこうやって出しておりますが、道路によっては非常に幅員の狭い起点、幅員がございます、起点から終点までに。非常にばらつきがございますけれども、この内容をそれぞれ路線ごとにまだ、図面は載っておりますけれども、それぞれ見てみないとわからない点もございますが、そういった圃場整備事業によりましてできた道路ということで、今回それにつきまして道路認定を市道として認定したいというものでございます。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 今の説明はちょっとわかりにくいだけでも、これを市道に認定しないとどういう不都合があるのかということが1点。過去に窪田か二宮地内で1.8メートルで車が通れないところを認定したと。これは最後だよと。階段のところを認定したと。これ最後だということで、多分高野副委員長のところあたりだったと思うのですが、それが最後だということの妥協案を当時の同僚委員から出されてそれはやむなく認めたということなののですが、こうなってくると私も楽なのです。1.8メートルから2メートルぐらいの道路でいいとすると幾らも市道の認定ができると。ただ、これでいいのかどうなのか私はわからないけれども、これが市道の認定をしなければならぬ、あるいはしなかった場合どういう市民は不利益をこうむるのかという、この1点だけ教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

こういった市道に圃場整備地域内あるいは農道から市道に認定するというような場合がございます。これにつきましては、生活道路というような意味合いが市道認定の場合は大きく左右するわけでございますけれども、市道認定することによりまして延長あるいは面積で交付税の算定にも入っていきますので、その辺のことで市としては有利性が当然出てくるわけでございまして、物によりまして先ほど言いましたように非常に場合によっては狭い、いわゆる市道認定基準に当てはまらないような道路につきましてはまた考えていく必要があらうかと思っておりますけれども、ここにつきましては圃場整備内ということでその辺のところを現場等で勘案した上で認定という形になったものでございます。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） どうもよく理解ができないところがあるのですが、新穂村時代のことがここに絡ま

ってきているのではないかと思うのです。先ほどの、ちょっとまたもとに戻って申しわけないのですが、大事な麦饅、杏村の家もつぶしてしまう、こういう変な市道もつくる。そうしますと、そこは雪が多いところかどうか分かりませんが、除雪の問題もあると思います。そこで、これは委員会で審査を進めてもらいたいのですが、これはすべて舗装された道路かどうかということ1点だけ最後に聞かせてください。

○議長（梅澤雅廣君） 佐藤部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

ここに今回出されました認定のすべてが舗装化されているかということの確認はとっていないのですが、多分全部が舗装という形にはなっていないと思います。本当にここでどの路線が舗装がしてあり、これが砂利道ですよという形を申し上げたいのですが、ご勘弁いただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 市道認定基準の幅員読みなさい。何と書いてあるか。ちゃんとあるでしょう。条例で定めてあるでしょう。市道認定をするに当たっては幅員何メートル以上でなければだめですよと書いてあるでしょう。なぜそうしておるかも理由があるでしょう。市道に認定をしてしまえば大変なことになる。どうしても認定してほしい幅員幾ら用意なさい、それにおいて認定しますというものがあるでしょう。条例読みなさい。

○議長（梅澤雅廣君） 建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

今その条例私持ち合わせておりませんが、市道認定基準につきましてはその条例に一応1級、それから2級、その他ということでそれぞれ認定基準が定められておりますので、今回の幅員がその他道路に入る部分が大きいのかなというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 市道認定をすると交付税が多く入ってくるというのはとんでもない錯覚だよ。それによって大きな迷惑をこうむっておるのだ、後々問題が起きて。だから、市道に一時認定したけれども、青筋、赤筋でも認定しようと言って私らもやった。やった結果が市道認定しておるではないかと今度は住民サイドからやられて、なるべく使わなくなったものは市道認定から外そうと、廃止しようと、そうしなければもたないぞと、自治は、こうやってきたはずなのだ。何を考えておるのか。だれでも頼まれれば何でもやってやる。その荷物しよって交付税が分配が多くなるといったら大きな錯覚だ。それに対して責任も伴えばいろんなものがあれるのだよ。一体この佐渡市が本当にそんなことをやっておって財政がかし持つのかね。では、これはどうして認定したの、結局。道路認定には恐らくあれだろうと、市道認定基準には入っていないだろうと、しかしみんなが泣くから、仕方ない、やったというのかどうするのか、これは。どの適用で一体認めたの。基準外なのだ。基準に入っていないはずだ、認定に。しかし、なぜこれを認めたというのはどういう事情でこれを認めてやったの。

○議長（梅澤雅廣君） 佐藤部長。

○建設部長（佐藤一富君） 第3条でございます。市長は特に必要と認める路線を市道として認定することができるとい第3条がございます。一応第1級市道、2級市道、それからその他の道路とあるわけでご

ざいますけれども、通常でいきますと市道の認定する路線の構造は幅員4メートル以上でなければなら
ないと、こういうふうになっているところがございます。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 結果して市長特に認めたのだよね、やむを得ないということで。答弁求めます。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） そういうことで認めました。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第44号についての質疑を終結いたします。

議案第45号 市道路線の廃止についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 市道路線の変更についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） これも先ほどと同じことなのですが、整理番号6、7、あといろいろありますが、
例えば整理番号11、52メートルと延長が53メートル、これが2メートルから4.5メートル、その他例えば
整理番号21あるいは整理番号19、それから整理番号15、この辺も変更ということなのですが、これはどう
いう形で変更なのか。確かに旧よりも新の方が幅員がふえているとは思いますが、例えば舗装をしたのか、
舗装するのか、どういうふうなことで変更にするのか根拠を述べてください。

○議長（梅澤雅廣君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

今ほどのご指摘の路線につきましては、他の路線もそうなのでございますけれども、ごらんいただき
たいと思いますけれども、終点が違います。起点あるいは終点が今度変更となった場合は議会の承認が要
りますものですから、旧というところと新というところの番地等を見ていただきたいと思います。そうい
ったことで変更の承認を得たいということで今回提案したものでございます。よろしくお願いします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

今ほどの件でございますけれども、舗装につきましてすべてがなっているかという確認今とって手持
ちでございますが、その辺のところは後ほどでよろしいでしょうか。今確認よろしいでしょうか。委員会
のところでひとつご報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 資料の99ページを見ますと、これがもしこの黒い線があれだとすると、家のない田
んぼのところばかりが市道になっているところがありますが、これはそのように理解をしていいのか。例
えば生活道路だとすれば、細かくてわからないのですけれども、家がありそうなところについて延長が短
い、これは理解できるのですが、圃場整備の道路だとすれば、これは農道ではないかと、こう見えるので
すけれども、この辺は農道ではなくて市道だという、あるいは逆に言えば同じようなものが市道になっ
ていなかったり、非常に整合性がないようにこれ見るのですが、どう理解すればいいのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） お答えいたします。

99ページにあります新規路線の中でございますけれども、非常に短い路線もございますし、長い田んぼの真ん中を走っている路線もございます。この辺の考え方もございますけれども、幹線というようなことで認定したものと、あるいはその他路線としてこの中で認定した路線もございます。市道としていずれも認定していきたいということをお願いしたいというものでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第46号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩します。

午後 6時16分 休憩

午後 6時28分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより平成18年度の補正予算の質疑に入ります。歳入歳出一括をお願いをいたします。

まず、議案第47号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 土地取得特別会計にかかわることなのですが、歳入歳出ございますが、23ページですが、23ページと歳出では51ページになりますが、加茂湖夷開発促進事業3億余り減額いたしております。それで、これは昨年当初予算の委員会の審査段階でお聞きしたときには、非常に事業の執行についてはかなり自信があるというようなお話の答弁があったように私記憶しておりますが、実際ここでまた当初予算ほぼそっくり減額をするということですね。これについては、何か特殊な原因があったのか、あるいはまた今後の見通しについてまずお聞きいたしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 藤井水産課長。

○水産課長（藤井伸夫君） それでは、お答えいたします。

この加茂湖の夷開発促進事業につきましては、漁港、国道、市の単独用地の3者で合併施行ということで行っております。そういうことで加茂湖の中を埋め立てるというようなことで、関係機関も含めて関係者との協議が十分調わなかったというような点で工事が着手できなかったということで、今回補正減にさせてもらうということになりました。そういうことでなかなか関係者との協議が調わないというようなことで、その辺のご理解をいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵君。

○5番（臼杵克身君） これは、16年、17年、18年と3カ年連続で当初予算にのせて、最終予算で減額しておるのです。これは、やっぱり事業の見通しというものについてもう少し慎重な審査といいますか、計画が必要であったのではないかというふうに思うわけですが、この3年連続で減額したというこの予算の編成の方法につきまして、執行者、市長としてこの取り組みに対する結果についてのご感想をお伺いしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） なかなか前へ進まないという話を聞いております。遅くなればなるほど県の懐も

寂しくなっていきますし、危機感は持っておりますので、督励しております。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 二つばかりお願いします。15ページ、普通交付税増6億5,000万、これが今この金額で出てきた理由と、それから65ページ、今度歳出になります。65ページ下の方なのですが、陸上競技場の整備事業の減額2,300万とあるのですが、この中で土地の購入費の減が1,800万ございます。この土地はどここの部分であったのかお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

普通交付税の増ですけれども、6億5,000万ほどあるわけですが、最終的に調整額で6,200万もふえております。また、留保していた分6億ほどありますので、合計で6億5,000万ということになりました。また、少雪の関係で除雪の経費が要らなかったというようなことで、専決も組まなかったということで大きな数字になったように思います。

○議長（梅澤雅廣君） 社会体育課長。

○教育委員会社会体育課長（平間俊雄君） お答えいたします。

1,800万の土地購入費でございますが、当時計上した部分での想定は現陸上競技場の部分を想定していたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 交付税の6億5,000万なのですが、市長、今聞くところによると何か懐に抱えておったような意味の答弁がございました。さて、過去に私もそういうことでいろいろうちでも聞いてきたことなのですが、いろいろと市民の要望というのはあろうかと思えます。6億余りのものを抱えておって、今最終のここの補正でぽんと出してきた。そうすると、この1年間で市民の要望しておった事柄がどの程度満足させられたかどうかということを市長の中でどのように今お考えですか。お聞かせをください。

○議長（梅澤雅廣君） 財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

6億5,000万ということなのですから、例年ですとこのようには出ないかと思うのですけれども、ことしは能楽の里の関係で2億ぐらいの思わぬ繰り上げ充用があって、繰上償還がありまして2億ほど入っております。それと、この財源については財政調整基金の取り崩しを当初18億ほど予定していたのですが、今回10億以下にするということで、8億4,000万ほどの基金の繰り入れを少なくしておるというふうに、そちらの方に充当したというふうにご理解願いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 何かさっきの答弁とちょっとニュアンスが違ってきたようですが、私はさっき6億2,000万何がしかのものをちゃんとストックしておったというふうに聞いたのですけれども、今聞くとまた何かぼそぼそと変わってきたようですが、要するに住民の要望がどの程度かなえられたのか、これがいわゆるストックをしておいて住民の要望はかなえられなかったのだとなると、住民とすると大変な不満が

出てくることになる。そのことを市長として何％、何十％まではできたのだよという感覚をお持ちだか、そのことを聞きたかったのですけれども、市長お答えいただけますか。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 非常に難しい質問でございます、おっしゃるとおり。どこまでできたかというのはパーセンテージであらわすわけにもいきませんし、施政方針の最後に申し上げたとおり、非常に厳しい状況でありましたので、ぜひ市民の皆さん方にご理解をいただきたいというふうに思っていますし、それだけではまだ足りないということでございます。ぜひあれもこれもではなくて、あれかこれかの選択を市民の皆様にもご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 議長もおなかがすいたのか荒っぽい質疑の受け方なのですが、きのうの議運では歳入一括、歳出一括ということだったと思います。

そこで、まず13ページ、トータルの歳出を見ますと、ほとんど三角、総務費除いて三角なのですが、その辺はこの査定の中で、この補正予算の編成の中でどういうところに主な原因があったのかを、概略でいいです。

2番目は33ページ、およそ三角が多い中で電算システムの業務委託料が増と、3,800万。これはここへ来て電算というのがよく出てきますが、一般の市民にはわかりにくい事業ですが、その理由。

それから、ちょっと気になりますが、41ページ、私立保育園の支援事業が1,400万、1,500万ぐらいですか、減になっていますが、これは子供の数とかに絡むのか、これの説明を求めます。

以上。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

減額が多いということですが、総額で21億7,939万5,000円の減額をお願いしております。その内容としては、防災行政無線の整備の変更に係る分が2億6,000万ほどございます。あと先ほどの白杵議員の方から質問のありました加茂湖の関係で3億ほどあります。あと災害復旧費の方で2億4,000万の執行残があります。もろもろ合わせると21億というふうになりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋敬麿君） お答えいたします。

電子計算費の補正の増額でございますが、電算システムの整備事業は後期高齢者の医療制度が平成20年4月から導入されることになっています。国の方で予算措置が今年度中にされるということで、それに合わせて市でもその対応に対するシステムの構築ということで4,070万ほどかかります。ほかの現予算と整合して3,855万3,000円の補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

議員お見込みのとおり児童数の減によるものの減額でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 時間の関係もありますから、マクロでずばりお聞きいたします。

まず、9ページ、これ特徴的に出てきておるのでございますが、地方債の補正というところで、合併特例債、これが何と58.8%、金額にして8億5,960万円の減です。これは一体合併特例債事業のうちどことどこどこを切ったのだからというのを端的にお聞きします。

次に、どこで見てもいいのですが、12ページ、13ページでお聞きしますが、12ページの補正額が何と21億7,939万5,000円の三角、13ページいきまして、したがって一般財源としては2億903万7,000円の減と、これが後ろへ送られると、こういうふうに読むわけでございますが、実際このようにして浮いたお金が19年度予算へいきましてこれが繰越金という化けていくわけですが、その場合どのぐらい向こうへ繰り越すことができるのか。そして、ここでいう2億と、恐らく向こうへ行くと5億ぐらいに化けておるのだらうと思いますけれども、その相関関係、その関係というのはどういうふうになっておるのか。18年度決算の今私が言いました指標部分でどう見ればいいのか。

二つですね。一つは合併特例債を大幅に50%以上ぶった切っておるのだけれども、それは何をやろうとしてそれをやめたのか、それから今度は補正減によるところの19年度反映と、二つの点についてお聞きしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

9ページの合併特例債の変更前、変更後の数字の差でございますが、予算書の29ページで合併特例債の内訳を記入してあります。この中で大きなものとする、先ほども予算の減額幅が大きいというところで申し上げましたが、防災行政無線の整備の事業費の減ということで7億7,000万ほどあります。

あと13ページの一般財源の減と翌年度の繰越金の関係ですが、この一般会計の補正予算の2億と19年度の当初予算の繰越額とは関係がないというふうに考えております。ただ、新年度で5億の繰越金を予定しておりますのは、18年度の予算と現実入ってくる歳入との差、それと歳出の執行残を見込んで5億の予定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第47号についての質疑を終結いたします。

議案第48号 平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。

議案第49号 平成18年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結いたします。

議案第50号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第50号についての質疑を終結いたします。

議案第51号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第51号についての質疑を終結いたします。

議案第52号 平成18年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたします。

議案第53号 平成18年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

議案第54号 平成18年度佐渡市宅地造成特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結いたします。

議案第55号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結いたします。

議案第56号 平成18年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第56号についての質疑を終結いたします。

議案第57号 平成18年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第57号についての質疑を終結いたします。

議案第58号 平成18年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第58号についての質疑を終結いたします。

議案第59号 平成18年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） どれから聞こうか。まとめていきます。

11ページを見てください。ここの中で減価償却の関係についてお聞かせください。これ毎月減価償却月数案分で計上しておって、ここで精査をしてこれだけ出てきたのかどうなのか。これ最終補正ですから、決算を見込んでやったのかどうか、そのあたりがちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、あと同じ11ページに一借の利息がございますね。これもどういう見込みであったのか。これ最終補正なので、最終的な金額を見越してこの数字を上げたのかどうなのか。

それから、これ11ページから12、3のところにもあるのですが、あと消費税の関係、これが消費税はどういう計算をなされておるのかなということが一つと、とりわけ11ページと13ページにありますよね。11ページにあるのは平成13、14、15、16、17年度の資産に係る消費税、これがこういうふうに差額が出てきた。5年間分ですか。それから、13ページってまたありますね。16、17は近いから、そうも言っておれぬですが、13、14、15、16、17と5年間のものがこれ精査をして出てきたことでなければ、決算とうに終わっておるわけですよ。どういう理由でこの消費税がここに出てきたのか教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

減価償却費と、それから11ページの一借の利息でございますが、これは議員お見込みのとおり実績を見てという修正でございます。

それから、13ページの消費税関係につきましては、これ大変申しわけありませんが、細かいことをちょっと把握していないのですが、今までの修正があって計上したものと思われます。なお、詳細後でご説明させていただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 消費税、税務調査受けてこれ5年分出てきたのですか。どうなのですか。本来こんなものが出てくる、税務調査がなければ出てくるはずはないかと思うのですが、その辺もうちょっと詳しく聞かせてください。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

その辺のところ確認、申しわけありませんが、していないのでございまして、後ほどご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） もうちょっとはっきりと明確に口を開いて答弁するように職員の教育をしてください。

ただ、これだけ5年間もあるということは、多分税務調査で出てきたのではないかと推測をされるわけなのですけれども、税務調査でなかったとするとどうやってこれが5年前のものが今出てきたのか。通

常何をやっておったのかということになるのです。これもまた所管の委員会で精査をしておいていただきたいと思いますが……

〔「そんなことじゃだめだ」と呼ぶ者あり〕

○55番（肥田利夫君） それではだめだというのだけれども、答弁できぬ者に言ってもどうもならぬのですが、ただ税務調査があったかなかったかだけは明確に教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

三浦保健医療課長……今確認の時間が必要だということでありますので、暫時休憩いたします。

午後 6時57分 休憩

午後 6時59分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

三浦課長。

○保健医療課長（三浦洋一君） お答えいたします。

税務調査の方は入っておりません。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第59号についての質疑を終結いたします。

議案第60号 平成18年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） まず、5ページ、またこれ消費税出てきました。地方消費税の還付金、これが最終補正で出てきたという理由、2,900万。

それから、7ページ、一番最後、過年度損益修正による損失増、これ何なのか。当年度ではなくて過年度ということだから、何なのか。

それから、9ページへいきまして固定資産の購入費で工具、備品等が3,900万余り減額になっていますね。これは、どういう理由でここに出てきたのか。こうなるまでいつほかのものを購入してここで3,977万減額になったのか、その3点お聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 田畑課長。

○水道課長（田畑孝雄君） お答えします。

最初の4ページですけれども、消費税及び地方消費税の還付金でございますけれども、これで補正で2,919万7,000円の減額してありますけれども、これは18年度の予定した工事費が約4億ぐらいちょっと減ったものですから、還付で返ってくる予定した額が減ったわけであります。

それから、6ページ、7ページの特別損失でございますけれども、これは過年度の不納欠損でありまして、これは合併前の、前は不納欠損一応5年でやっていたわけですがけれども、その分でありまして、水道料金の不納欠損ということで、倒産とか行方不明分が特別に多く発生したということであります。

それから、8ページ、9ページですけれども、備品等でありますけれども、水道の積算システムの購入

を予定していましたが、これがリースで対応したものですから、これだけ減額になったということであり
ます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） これも当然後で所管の委員会で協議をしていただくことになりますが、消費税の還付こんなに遅くても、もうとうに決まっていることでしょう。いつ入金になったのか、その辺のこともありますし、これは確定申告3カ月後でしょう。3月の後確定をして申告をするとこれ返ってくるのはわかるわけですから、そういったもの。それと、過年度の損益修正についても合併前というものが今まで何で引きずってきたのかなという、これらのことについて後で委員会の方で明細をつくってまた資料として見せていただきたいと思うのですが、質疑に答えさせないとならないというので、これ消費税の還付はいつ入金になっていますか。お答えください。

○議長（梅澤雅廣君） 水道課長。

○水道課長（田畑孝雄君） お答えします。

入金した日はちょっときょう調べてきませんでしたので、後で説明したいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第60号についての質疑を終結いたします。

これより平成19年度予算の質疑に入ります。一般会計については、歳入歳出別とし、歳出はさらに款別に分けて行いますが、特別会計及び企業会計については歳入歳出一括をお願いをいたします。

それでは、議案第61号 平成19年度佐渡市一般会計予算の歳入についての質疑を許します。

臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 23ページの住宅使用料にかかわりましてお聞きしたいのですが、実はこれ平成17年度の決算のときに滞納処分があるということで決算のときに委員長の方からお聞きいたしておりますが、その内容については滞納処分を解決することがなかなか生活状況から難しいというようなことでございましたが、しかしいつまでも滞納額が残っているということは非常に問題があるかと思うのです。これは市としてどういう処理方法を考えておられるかお聞きいたしたいと思います。その点だけお聞きします。

○議長（梅澤雅廣君） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤一富君） 住宅使用料の滞納の部分でございますけれども、不納欠損という扱いには佐渡市の場合してございません。それで、未納額につきましては各ご家庭に行って直接会って交渉する以外に今のところないのでありますが、今後こういった住宅に入っている方々につきましては何らかの方策をして裁判といいますか、そういった方向も検討する必要があるのではないかというようなことで検討の中に今後入れていくようにしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） ことしの予算書では新しい項が一つふえてまいりました。そして、ここに議案第61号 関係資料というものが配られておるのですが、まず何のためにこれを資料として出したのかお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

肥田議員の質問の内容は多分40ページの繰入金の財産区繰入金のことかと思いますが、これは肥田議員ご指摘のとおり、昨年までは特別会計繰入金となっていたものを19年度から財産区の繰入金については財産区繰入金に区分するというで計上したものであります。なお、これについては財産区議会の方で審議している関係で、予算書の方には載せないで参考資料として配付したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） これよその自治体のことですよ。この中身は、我々が佐渡市議会ではタッチできない。条例読んでみたらわかるでしょう。こんなことだれかいつか聞きましたか。こういうものを出せと。そういう経過がありますか。よその身上のことをとやかく言える筋合いはないの。

では、聞きます。市長、前から言っておるのですが、資料が1袋になりました。財産区の特別会計の関係、これ条例に定めてあるのです。畑野の四つの財産区。四つだか五つだか。四つですね。この四つの財産区は向こうが議会を持っておるのです。そうすると、私どもはそこの中身についてはとやかく目を通すわけにはいかないのです、議会は。監査委員はあります。もちろん管理者は市長ですから、当然です。だとすれば何で佐渡市にここの特別会計がつくってあるのか。特別会計があれば当然目は通します。この関係資料を見ますと、132ページ、まず一つ、一般会計繰出金と説明があるでしょう。それから、もう一つの方では142ページ、同じく一般会計繰出金とあるでしょう。これは、この財産区の一般会計に繰り出したという意味です、この書類を見る限り。ところが、佐渡市の一般会計の中に財産区繰入金と出ていますよね。やったことはわかるのですが、条例とどうなのか。佐渡市にはこの四つの財産区、今回は二つ出てきていますが、今まで二つ出ましたね。これは、特別会計を設置をしてあるのです、条例で。それはどういう目的で設置をしたのか、そのことがわからないとこういうおかしいことばかりやって何年間いくつもりなのか。特別会計を設置をした理由について、市長、あなたの提案でこの特別会計を設置をしたのですから、お答えください。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

佐渡市の特別会計条例に財産区の特別会計を載せてあるということですが、地方自治法第294条第3項の規定により載せたものであります。財産区については特別会計を設けろという地方自治法に決まりがあって佐渡市では特別会計に載せてあるということでご理解願いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 今これをここでやっておると長くなるので、あと委員会でまたやってください。委員長、この前のような答弁では困りますよ。これ今地方自治法とか云々言いましたが、私も調べてあります。設置をしたものはきちっと守らなければならない。設置しなくてよかったのでしょう。そのことをきちっとしないと条例違反です。そのことをよく理解をして最後までに委員長の方にきちっと委員会の方でやってください。これでお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 財政が苦しいというから、今後のために聞いておきます。これ1点だけ聞いておくから、丁寧に答えて。

11ページ、地方交付税対前年2億減額しておるわけですね。それから、使用料がなぜか1億3,582万7,000円これは対前年ふえておる。それから、県支出金というのが3億2,000万何がしふえておる。それから、繰越金が5億と言っておるのですが、一体この繰越金の含み金額、含み資産はどのぐらい持っておるのか。そして、予算編成しておる。

まず、交付税でどのぐらいあつて持っておるのか、一つ。使用料が、手数料も含まれていますが、何で対前年比こんなにふえているのか。県支出金がふえておるのか。そして、繰越金があつて幾らぐらい持っておるのか、この点についてお答えください。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

地方交付税ですけれども、昨年度より2億の減額の201億円で予算計上させていただきました。これは、今後の19年度のこの後の補正予算に対応する財源ということで、計算上は6億から7億の留保財源を確保しておるところでございます。

使用料、手数料の件なのですけれども、制度改正により特定施設の入居者、生活介護手数料が7,500万ほど制度改正によりふえております。

あと県の支出金の関係ですけれども、個人県民税の賦課徴収の事務取扱費の委託金、この扱いが昨年までは県民税の額に7%、納付書の発行に1通当たり80円というような計算で、昨年度は4,800万の当初予算計上でありましたが、19年度からは1人当たり4,000円の委託金をいただけるということで、人数3万人を掛けて1億2,000万を計上してあります。これの差額が約7,200万ほど計上があります。それと、次の33ページに載っているのですけれども、参議院の通常選挙、県の議会議員選挙等の関係で約9,000万の増を見込んでおります。

繰越金については5億の計上をしてありますが、例年6億ぐらいあるのではないかとということで、1億ほどの留保を見てあるということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） では、もう一つだけ聞いておきます。

使用料がふえたという根拠として、福祉施設だから、恐らく待鶴荘か何かの関係だろうと思うのです。待鶴荘か、ときわかな。ときわあたりのものなのですが、これは一体どういう計算で7,500万ここがふえてきたの。それだけです。

○議長（梅澤雅廣君） 藤井高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（藤井武雄君） お答えします。

昨年の10月から、議員もご承知のように、養護老人ホームに入っている方も介護サービスを受けられるというような制度に切りかわりました。これにつきましては特定施設というようなことなのですが、あわせて訪問介護あるいは通所介護のサービスもここに入所の方は受けております。その介護報酬がそれぞれ入ってくるということで、特定の部分につきましてはおおむね2,000万前後ですし、訪問介護については4,000万前後というようなことです。通所につきましては、この差額ということで1,000万ちょっとの額が入ってくるということで、合計7,529万3,000円相当の予算を計上させていただいたということです。

なお、あそこは100名前後入所しているわけですが、介護認定者は約80名前後いらっしゃいます。そし

て、サービス利用割合は44%前後というようなことで、相当分計上させていただいたということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。まず、1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 65ページについてちょっとお聞きいたしますが、運行費補助金1億7,000万、昨年より2,000万落ちておりますけれども、これの交渉、新潟交通ではないかと思うのですが、それについては例えばお金のことだけではなくて、どういうふうなところのコースを回っているとか、時間帯について協議をした上でこの金額をつくっているかどうか。

それから、佐渡航路利用促進事業、小木・直江津の負担金6,500万、それから990万、これについて昨日全協があったようですけれども、あそこでスキームを見ると直接何か佐渡汽船にとってやりやすいというか、要するに現ナマが行かないような形になっているのですが、費用対効果の面でそういうふうなやり方でこのお金を投入することが効果があると考えているかどうか。

それから、佐渡自然エネルギー研究所撤去費負担金、これもしかして、間違っていたら間違っていたと指摘していただきたいのですが、金井の壊れた風力発電の撤去だとしたら、当時はこれは佐渡市はお金を出さなくてもいいという説明だったと記憶しておるのですが、その点をご説明願いたいと思います。

それから、小さいことで申しわけないのですが、87ページの畑野財産区と栗野江財産区の選挙の費用なのですが、選挙長の報酬が違うのです。あとは全部同じ金額なのですが、なぜ選挙長だけ畑野財産区と栗野江財産区と違うのか、その理由を説明願いたいと思います。

以上。

○議長（梅澤雅廣君） 金子企画振興課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えをいたします。

運行費の補助金でございますけれども、これにつきましては交通さんの方で乗客数のチェックをしていただきました。それで、非常に乗っておらない時間、乗る時間とありまして、この辺のバスダイヤの変更ということで、効率的な運用ということでダイヤの調整を行っていただきました。ダイヤを調整することで、これ人数で県の補助金も入ってくるわけでございますけれども、県の補助金が入ってくるような時間帯構成ということで調整をいただきまして、この金額を来年見込んでおります。

それから、小木・直江津航路の6,500万と997万5,000円ですけれども、6,500万については、全協でお話ししましたように、内容についてはまだ県とこれから調整中ということでございますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。997万5,000円については、これは佐渡島民の値上げ分の客と乗用車の差額の補助ということでございます。

それから、自然エネルギー研究所撤去費負担金750万、これについては今話のとおり風力発電所の撤去費の負担金でございます。これについては、いろいろ経過があるのでございますけれども、750万円というのは取り壊し費用、約3,000万かかるという見積もりをもらっております。これで松尾さんといろいろ協議をしまして、4分の1を佐渡市が見てほしいということで、これについては来年度株式自体を解散をする予定でございますけれども、今まで出した決算の中では2,200万の三角ということで上がっており

ます。いろいろそのほかにも借り入れ等あるのでございますけれども、それまでの経費については佐渡市には迷惑をかけないということで、松尾さんが出してくれるという交渉になっております。ただ、撤去費については当初から想定をしておらない部分でございまして、あのまま残しておくということもあるのですけれども、自然公園の中、それからこの後の維持管理を考えますと当然撤去をしていくのが最良であろうということで交渉しまして、3,000万の見積もりのうちの4分の1佐渡市が持つてほしいということで今回計上しております。

○議長（梅澤雅廣君） 菊地選挙管理委員会事務局長。

○選管・監査事務局長（菊地賢一君） お答えいたします。

畑野財産区関係につきましては、関係人の数が多いということで、開票立会人の人数が30人を予定しております。それから、栗野江の方は20人ということで、その差の金額でございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） そうすると、運行の内容についてもチェックをしたということですが、私がいつかのこの場所で質問したと思うのですが、去年も11時のジェットが着くのに11時に新潟交通のバスが両津港を出ている。あと10分待てばいいのに、なぜそういうふうな運行をしているかということ指摘したのですが、そういうことも含めてやったというふうにして理解してよろしいですか。

それからさらに、金山は無理でもゴールドパークまでぐるっと回っていったらくれればもっと人が乗ってくれるのに、なぜあそこへ行かないかという指摘が観光客の中で多くある。私の友達からもそういうことがある。あそこまでちょっと行けば路線バスに乗れるという、そういうふうなことも詰めた上での1億7,000万というふうに理解をしていいか。

それから、佐渡自然エネルギー研究所撤去費はいやに松尾さんという方が好意的にやっているように聞こえますが、当時の契約書が残っていると思うのです、金井町と。そのときには、この前この本会議場の説明では撤去については全額費用の方で負担することによって設置をしたというふうにたしか述べられたと思うのですが、その辺は確認しておりますかどうか、その2点についてお聞きいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 金子企画振興課長。

○企画振興課長（金子 優君） 最初の方でございまして、ゴールドパーク等々の内容でございまして、検討してまいりました。これについては、我々の生活航路というよりも観光の部分もあるものですから、今検討しておるということで議題には入っております。

それから、撤去費ですけれども、説明をするときにはそういう方向で交渉したいという話をしたと思いますので、ゼロという回答はしておりません。

それから、3,000万円についても本来ですと出資割合ということで2分の1、2分の1が適当であろうというところからスタートしたのですけれども、金井さんとの交渉の経過ということもあって4分の1ということで詰めてまいりました。

それから、さかのぼって契約等があるかということでございまして、さかのぼった中でははっきりとした契約というものはございません。これは、いろいろ経過を見ますと当時の議事録、金井町と松尾さんとの話し合いの中では迷惑はかけませんという言葉はあるのですけれども、これがどの辺まで迷惑を

かけないというのか、金銭的に迷惑をかけないというようなはっきりとした内容はございませんで、今後迷惑はかけませんというような一項目はあります。そういうこともあっていろいろ交渉したのですが、最終的には4分の1まで下げていただいたというのが現状でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 最後に、一つ聞き忘れたのですが、立会人が30人とか20人、なぜそんなに要るのかなど。選挙長というところに立会人のあれも入っているのですか、どうなのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 菊地事務局長。

○選管・監査事務局長（菊地賢一君） お答えいたします。

先ほど、申しわけございません、私立会人とお答えしたそうですが、事務従事者でございます。申しわけございません。訂正させていただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 小杉君。

○17番（小杉邦男君） 幾つか前年対比でもっての金額をちょっとただしたいと思いますが、1点は55ページですが、市政の事務嘱託員経費の関係ですが、前年は嘱託員経費で4,700万余り上がっておりますが、363万4,000円に減額をされておりますが、この関連は恐らく下へいっての市政の事務委託料との関連だと思うのですが、そうだとすればこれはどのような整理がされてこういうような格好になったかというのが1点であります。

それから、59ページであります、文書広報費の中の文書一般経費の関係ですが、私の数字の間違いがとらえ方間違いなければ前年はこの件については900万であったのではないかというふうに思いますが、本年度は5,600万になっておりますが、このあたりはどのようなことでこういう金額に大きくなっているかということをお聞きをしたい。

それから、あと1点、79ページであります、これは見るのは78ページがわかりやすいのですが、廃目になっておりますが、支所及び出張所費2億8,000万前年あったわけですが、これは予算整理でどっちへどういうふうに化けていったのか、そのあたりの整理はどういうふうになったのかというのを聞かせを願いたいということでもあります。

それから、あと1点は恐らく特別な事業があって、81ページであります、税務の関係で賦課徴収の関係であります、その中の評価替え事業の関係、これは1,500万、前年はそうであったと思います。本年度は5,300万というふうになっておりますが、これはどういう事業が入ってこういうことになったか。前年対比での数字の増額になった理由でありますので、お聞きをしたいと思います。よろしく。

○議長（梅澤雅廣君） 総務課長。

○総務課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

嘱託員の関係なのですが、これにつきましては合併当初各地区単価が違っておりました。これにつきましては、19年度、3年間かけて単価を統一するというので、1戸当たり2,000円という形で統一して今回上げました金額になっております。支出の方法につきましては、報酬と委託というふうに分けさせていただきまして、税等の関係もありましてそういう形でお願いするということになっております。

もう一点、支所費ですか、支所費等につきましては一括しまして財産管理の方へ上げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 早藤税務課長。

○税務課長（早藤 良君） お答えいたします。

評価替え業務委託料につきましては、路線価の付設ということで、箇所を金井、真野、小木にさらに路線価を付設するということから増額させていただきました。さらに、標準宅地鑑定評価業務委託料、これにつきましては約480地点、先ほどの路線価以外に標準宅地の部分で考えておりまして、その分で3,570万という形で増額させていただきました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木正雄君） お答えいたします。

一つ答弁漏れがありましたので、追加させていただきます。59ページの通信運搬費につきましては、これも支所の部分すべて一括で管理したいということで一括計上ということでよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費の質疑を許します。

金子健治君。

○27番（金子健治君） それでは、簡潔にいきます。

107ページであります。自立支援利用者負担助成事業であります。これには自立支援医療は含まれていないのでしょうか。そしてまた、自立支援の法改正でいわゆる施設についての助成というのはないのですか。説明をお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

昨年の改正で1割負担を障害者の方がするようになったわけですが、その2割を助成という事業でございます。医療費は入ってございません。

○議長（梅澤雅廣君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

次に、5款労働費及び6款農林水産業費についての質疑を許します。

島倉君。

○6番（島倉武昭君） 一つ、お聞かせ願います。

173ページ、昨年ちょっと疑問に思ったのですが、島内産材流通拡大支援事業258万6,000円ですか、この中にいがたスギブランドと佐渡産材の利用住宅奨励事業、二つに分けてありますが、この二つに分

けた、どういうわけで二つになったのですか。昨年何か佐渡産材一本のような気がしたのですが、どういう使い方をし、またもしわかりましたら昨年この産材の使用でこの事業で実際に行った件数がわかりましたらお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉農業振興課長。

○農業振興課長（児玉 剛君） 島内産材流通拡大支援事業の内容でございますけれども、昨年18年度におきましてもこの名称を使ってございますが、これにつきましては伐採林道開設とか事業でございまして、それから佐渡産材につきましては、これは18年度から起こしたものでございますが、産材50万以上購入の方の20%、40万限度というふうに、これは消費の拡大ということをねらったものでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 島倉君。

○6番（島倉武昭君） 実は建材を購入という、たしか昨年もちっと疑問に思ったのですが、佐渡産材を消費するのだったら購入だけではなくて自家製の、今山が非常に労賃等の問題で荒廃しておるわけです。同じ材の拡大を図るのであれば、同じことやるなら何で購入だけに出して自分の自家材を使って島内産なりあれを拡大を図るということ、それがあって初めて荒廃しておる山の自分のところの山の材を切って、購入単価が非常に安くて自分の山を荒れ放題にするって、せっかくこういう事業をして、わずかなものですが、出すのであれば自家産のものを伐採して使ったのにも同じ形がとれないのか。なぜ購入だけに限る。購入ということになると恐らく佐渡産材よりは建材の業者の材を使って、せっかくこういう事業をやって山の植林の造成、荒廃していく山林を維持したいという趣旨に全然反していくのではないですか。そのあたり何が目的で、佐渡の山をこれから維持していくということになれば、自家産を使っても購入を使っても同じことではないですか。そのあたりの考えか何か、上の方からの補助に対する何かそういう決めがあったのですか。その辺ちよっと一回聞かせてください。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○農業振興課長（児玉 剛君） ご指摘のとおりだと思いますけれども、今のところ消費の面で佐渡産材の消費拡大ということを推奨しておるわけでございまして、自家産材につきましては今ちょっと考えてございませんでした。

○議長（梅澤雅廣君） 島倉君。

○6番（島倉武昭君） 事情はわかりました。購入をしたものでなければ出さないということなのですが、それでは意味もないと思います。

それから、ではそれなら昨年この事業で実際に該当して建築をした戸数がわかりましたら最後にお知らせ願います。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 7時47分 休憩

午後 7時49分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

佐渡産材の利活用事業でございますけれども、これは佐渡市の単独事業ということで、佐渡産材を使ったものについて補助をしていくということでございます。この点につきまして自分のところの山の木を使った場合はどうかという議員のご指摘だったかと思っておりますけれども、この点につきましては現時点ではその取り扱いについてはまだ決まったものがございませんので、今後のこの補助のあり方の検討の中でぜひ前向きに自家産を使った場合についても認めていくような方向で検討していきたいと思っております。

上のにいがたスギの事業につきましては、これは県の事業でございますので、これは県の方で自家産のものについては現在のところ認めていないというふうに理解をしております。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉課長。

○農業振興課長（児玉 剛君） 4棟30万ありました。

○議長（梅澤雅廣君） 村川君。

○28番（村川四郎君） 161ページ、農業振興公社事業でこのところにトキの餌場ドジョウ養殖池整備事業補助金として160万上がっておりますのですが、これ今まで公社にやらす理由をちょっとお聞きしたいのです。赤字の公社に。

もう一つは、173ページのちょうど真ん中ぐらいにあるのですが、林業振興費の負担金補助及び交付金で鬼太鼓の森づくり事業負担金、これ180万上がっておりますのですが、これ場所新穂か何かなのですね。ケヤキを植えるということなのですが、なぜ新潟県に三つしかないふるさと森のうちの1カ所が小木にあって、1億5,000万も金をかけて県がふるさと森をつくっております。そこでやらないのか、その理由を二つお聞きします。

○議長（梅澤雅廣君） 川島産業観光部長。

○産業観光部長（川島雄一郎君） お答えをいたします。

まず、後段の鬼太鼓の森づくりに関しましてでございますけれども、こちらの方は国有林を活用しまして佐渡の伝統的な文化である鬼太鼓に使用する太鼓の産材を育てていこうということで始まった事業でございます。国の方と協議をしまして新穂の当該地に決定したというところでございます。

それから、農業振興公社事業のトキの餌場ドジョウ養殖池整備事業の関係でございますけれども、こちらにつきましては農業公社を活用しましてトキ野生復帰に向けたドジョウの養殖をしていこうという事業でございます。野生復帰に向けた取り組み全体の中の一環として農業公社の中でこういった事業をしていきたいということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川四郎君。

○28番（村川四郎君） これドジョウの養殖とか今までの事業見ているとボランティアとかNPOに依頼して環境の方の事業としてやっているのですね。なぜ赤字の公社にこういう形でやらすのか。これによってはこの公社のドジョウの売り上げ等がどのぐらい見込まれるのか。トキセンターで買ってもらうのだと思うのですが、それを一つお聞きしたいです。売り上げ目標。養殖した後の、公社ですから、当然販売すると思うのですが。

それから、先ほどの国有林でないところの鬼太鼓の森づくりが許可ならないという、林野庁の失対事業ではないのですね、失業対策の。ふるさと森から1キロちょっと行くと、ここで植えたケヤキがいずれ

ばちになって、太鼓をたたくときの、鼓童の村がすぐ先にあるのです。太鼓体験学習館までだったら走っても10分ぐらいで行けるのではないかと思います、足で走っても。そういう場所こそ適当だし、その辺のところの交渉は、これは佐渡市の土地なのですから、ふるさとの森は、5町歩あるわけですし、植えるところはいっぱいあります。ほとんど雑木林ですから、そういう配慮はなかったのかなということです。ケヤキこれ50年ぐらいかかるのです、多分ばちになるまでに。その辺も何かちょっと、何でもかんでも食いつくというか、もうちょっと慎重に考えるべきだったと思うのですけれども、まずドジョウの売り上げ予定があったらお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答え申し上げます。

農業公社でのドジョウ養殖につきましては、実は売り上げというよりは、今トキのえさの確保について民間の農業者の方々がそれぞれお取り組みにつきましては環境の方から補助金を出しております。農業公社もいろいろ今後のあり方を議論をする中で、実は新穂の農業公社が今までそれぞれ取り組んでまいりました担い手の育成と、それからイチゴ栽培とか、さまざま取り組んでまいったのですが、ここら辺でそれぞれせつかくトキのえさの確保ということを民の皆さんにいろいろお願いをするという中で、農業公社のあり方論としてひとつこれを実験的にやってみようではないかということで、今後農業公社の統廃合も考える中の事業の選択の一つとしてこれを補助金を出しながらひとつ1棟をドジョウ養殖に変えてみたいというふうに考えているわけでありまして、売り上げがどれだけの売り上げを出せるかというふうなことにについては、極めて実験的なことでございますので、まだその目標値は設定できておりません。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 村川君。

○28番（村川四郎君） 大変苦しい答弁だったのではないかと思います。たしか12月議会の私の質問に産業観光部長は赤字の公社三つを見直したいということだったのですけれども、こういう形でまた新しい事業をやらせばまただらだら続くという可能性が高いのです。だから、私が言うように畜産繁殖をやればいいのかと思います。そういうことです。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費の質疑を許します。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 255ページのロングライド210の補助金ですが、去年より減って、これでいいのかなとは思いますが、問題になった帰りの船に間に合うかどうかというアクセス、船便との連携、それからボランティア本当に去年の形で確保できる見通しなのか、その二つについてお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 平間課長。

○教育委員会社会体育課長（平間俊雄君） お答えいたします。

船に間に合うかという検討でございますが、事務局の方で行っていただきましたが、今回第2回目のコースにつきましては1回目と違いまして設定をしました。ただ、スタート地点等につきましては第1回目と同様のスタート地点ということで計画をしております。

ボランティアの確保でございますが、今精力的に事務局の方で進めておりまして、昨年より多くのボランティアをお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股君。

○38番（猪股文彦君） 突然質問したので、驚いてしまったのか、答弁が違うけれども、私が前から言っているのは、佐和田でこれやるのでしょうか。やった場合7時40分の船に乗れなくて困ったと、それならば自転車も含めてそこまで移送してあげますよ、バスは直通出ますよ、そういうふうなことになるのであれば佐和田でやったらだめだぞと。そうやりますというから、そうになっているのかどうなのか。

それから、あなた今ボランティア多いというけれども、去年の昼食がまずくてことはボランティア参加しないという商工青年部があるというふうに聞いているのだけれども、本当にもう5月だとすればその辺は確保しておかなければならぬと思うのだが、その辺は本当に大丈夫かと。今から着手するのではなくて、もう見通しを、3月だから、つけておかなければだめなはずなのだけれども、そのところ聞いているので、バスを出すようにして7時40分に間に合うようにでもするのかどうなのか、そのところをわかっていたら。わからなかったら後で委員会で答弁してもいいけれども、大事なところなのだから。

○議長（梅澤雅廣君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） 私の方で一言お答えさせていただきます。

今お話しのように私どもの今実行委員会では交通アクセスも十分検討の視野に入れて輸送体制を考えております。また、今般非常に人気が上がって、既に600人を超えるエントリーがございます。それで、コースにつきましても四つのコースを用意いたしまして、とにかく島外からのボランティアも参加も視野に入れてロングライド協会がその辺の手配をしておりますので、島民の皆さんからもぜひ歓迎ムードでお願いしたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 中川君。

○20番（中川隆一君） 簡単だと思いますので、2点ばかりお願いします。

220ページ、教育振興費の中の不登校児童生徒訪問指導員報酬152万7,000円の、これ指導員何人分で何回訪問するのか、あと児童で不登校の児童が何人、生徒が何人いるのかを教えてください。

あと同じ中の224ページ、225ページの中のスクールガードリーダーの謝礼、これ謝礼が537万6,000円ほど盛られております。これ何人分の謝礼なのか、あと対象地区はどこになりますか。教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

児玉学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） お答えいたします。

まず、不登校の子供が何人おるかということですが、小学校15名、中学校39名ということでございます。それと、その不登校児童の訪問指導員ですが、現在6名で取り組んでおるところでございます。

それと、スクールガードリーダーですが、これは中学校区単位で1人1名ずつお願いしております。16名の方をお願いしているところでございます。それで、佐渡全部を対象として動いております。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を許します。

臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 公債費の利子についてちょっとお伺いしたいのですが、地方債発行しておりますけれども、多分変動金利のものがあるのだと思うのです。もしあるとしたら、さきに日銀が政策金利を0.25ポイント上げましたね。その影響額というのがどの程度出てくるか、もしおわかりでしたらこの場で、わからなければ委員会のところで結構です。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

日銀の方で利率を上げてからまだ借入れをしていないので、実効の利率はわかりません。それと、予算の組み立ての時期にはまだ値上げが確定されていなかったもので、その部分については想定内では予算計上してあります。

○議長（梅澤雅廣君） 臼杵君。

○5番（臼杵克身君） 今の答弁ですとみんな固定金利ということですか。わかりました。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号 平成19年度佐渡市一般会計予算についての質疑を終結いたします。

議案第62号 平成19年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第62号についての質疑を終結いたします。

議案第63号 平成19年度佐渡市老人保健特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第63号についての質疑を終結いたします。

議案第64号 平成19年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 平成19年度佐渡市簡易水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結いたします。

議案第66号 平成19年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑を許します。

肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 一つだけお聞きします。

145ページ、中ほどに過誤納金還付金70万というのがあるのですが、これ歳出ですから、どうなのですか。先に取り過ぎておいて返しますよという意図かなと思いますが、どういう根拠というか、どういうお考えだったか教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

駒形下水道課長。

○下水道課長（駒形準三君） それでは、お答えいたします。

過誤納付還付金であります。これは検針の間違い等が後日見つかったような場合についての還付金であります。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 何か間違いがあることを前提に、70万という金額ですよ。ないのであれば目だけ出しておけば予算の場合にはいいのではないかなと思うのですが、この辺はまた所管でちょっと精査してください。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第66号についての質疑を終結いたします。

議案第67号 平成19年度佐渡市土地取得特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第67号についての質疑を終結いたします。

議案第68号 平成19年度佐渡市宅地造成特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第68号についての質疑を終結いたします。

議案第69号 平成19年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第69号についての質疑を終結いたします。

議案第70号 平成19年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第70号についての質疑を終結いたします。

議案第71号 平成19年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第71号についての質疑を終結いたします。

議案第72号 平成19年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第72号についての質疑を終結いたします。

議案第73号 平成19年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第73号についての質疑を終結いたします。

議案第74号 平成19年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第74号についての質疑を終結いたします。

議案第75号 平成19年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。

村川四郎君。

○28番（村川四郎君） 45ページ、一番下に18年度の佐渡市病院会計事業の予定損益計算書があるのですが、この数字を見ますと昨年、17年度末では32億6,900万の累積赤字だったのが、さらに18年度4億1,000万の赤字がふえ、36億になると。約37億ですね。このままいくと19年度終わると40億超えるのではないかと思いますので、何か赤字が雪だるま式に病院会計ふえているような気がするのですが、その理由がわかったらその1点教えてください。あと詳しくは委員会でやります。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

診療収入が漸減、落ちているということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第75号についての質疑を終結いたします。

議案第76号 平成19年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。

肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 一つだけお願いします。

15ページ、歳出です。さて、ここに過年度損益修正による損失165万5,000円とご丁寧にしっぽまで数字がついております。しかも、過年度と。この1回で質問でやめるつもりですから、ちょっと言いますが、

これ当初予算と、これ当初予算書ですよ。過年度ということになると今までの分だ。これ何年度の分をここへ持ってきたのか。前年度であれば最終補正で処理をすべきもの。どういふことでこれが過年度がここまで端数までついた数字が当初予算に出てくるのか、その辺を明らかにしてください。あとは所管でやります。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

田畑水道課長。

○水道課長（田畑孝雄君） お答えします。

先ほども言いましたけれども、18年度決算のときでも三角補正で言いましたけれども、不納欠損でありまして、18年度までは料金未納分については5年間で不納欠損したのですけれども、今度変わりました。一応2年間ということで今回は載せてあります。詳細につきましては、委員会の方でまた資料を出したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第76号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第76号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第7 請願第1号から請願第8号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第7、請願第1号から請願第8号までを議題といたします。

今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、5日月曜日午前10時から代表質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 8時19分 散会